

国際協力事業団



国際連合大学

国際連合大学私費留学生等育英資金貸付計画

ファイナルレポート

平成 14 年 3 月

新日本監査法人

社 調 一
JR
02 - 22

国際連合大学私費留学生等育英資金計画調査

ファイナルレポート

序文

図表一覧

第 1 章 序章及び調査範囲

1.1	序章	1-1
1.1.1	調査背景	1-1
1.1.2	調査要請	1-1
1.2	調査目的及び範囲	1-2
1.2.1	調査目的	1-2
1.2.2	調査実施地域	1-2
1.2.3	調査にあたっての方針	1-2
1.2.4	調査における前提事項	1-3

第 2 章 留学生支援の現状

2.1	受入留学生数の現状	2-1
2.1.1	出身国・地域別の現状	2-1
2.1.2	受入機関別の現状	2-4
2.2	留学生受入体制の現状と課題	2-5
2.2.1	留学生宿舍の利用状況	2-5
2.2.2	留学生受入体制の課題	2-5
2.3	類似支援制度の比較	2-6

第 3 章 資金需要の算定

3.1	資金需要の算定方法	3-1
3.2	資金需要額の算定	3-2
3.2.1	潜在的な資金需要額	3-2
3.2.2	自己申告による月々返済可能額から計算した資金需要額	3-3
3.2.3	キャッシュフローから計算した資金需要額	3-4
3.2.4	利用希望者比率の補正	3-5

3.3	資金需要額の算定結果	3-6
-----	------------	-----

第4章 広報・募集方法

4.1	広報・募集方法の策定方針	4-1
4.2	本事業における国内向けの広報・募集（案）	4-1
4.2.1	ポスター・パンフレット	4-2
4.2.2	インターネット	4-2
4.2.3	相談窓口	4-2
4.3	本事業における海外向けの広報・募集（案）	4-2
4.3.1	ポスター・パンフレット	4-3
4.3.2	インターネット	4-3
4.3.3	日本留学フェア	4-3
4.4	広報・募集活動計画（案）	4-4

第5章 選考方法

5.1	選考方法の策定方針	5-1
5.2	教育機関で採用している選考方法の現状	5-1
5.2.1	日本語教育施設による選考方法	5-1
5.2.2	大学による選考方法	5-2
5.3	本事業における選考方法（案）	5-2
5.3.1	教育機関による推薦に基づき選考する方法	5-2
5.3.2	教育機関による推薦に拠らずに選考する方法	5-5
5.4	選考手続き	5-6
5.4.1	選考に必要な書類及び要件	5-6
5.4.2	選考手続きの流れ	5-7
5.5	日本留学試験導入による選考方法への対応	5-9

第6章 貸付方法

6.1	貸付方法の策定方針	6-1
6.2	本事業における貸付方法（案）	6-1
6.2.1	貸付方法	6-1
6.2.2	貸付用途	6-2

6.2.3	貸付資金の流れ	6-2
6.3	貸付条件	6-3
6.3.1	貸付金額の上限	6-3
6.3.2	返済期間	6-3
6.3.3	貸付方法	6-4
6.3.4	回収方法	6-4
6.3.5	貸付利息	6-4

第7章 回収方法

7.1	回収方法の策定方針	7-1
7.2	本事業における回収方法（案）	7-1
7.2.1	自動引落サービスの利用	7-1
7.2.2	利用金融機関	7-1
7.2.3	繰上返済	7-4
7.2.4	返済猶予	7-4
7.2.5	卒業後の返済延期	7-4

第8章 債権管理方法

8.1	債権管理方法の策定方針	8-1
8.2	本事業における債権管理方法（案）	8-1
8.2.1	債権管理表による管理	8-1
8.2.2	延滞債権の督促	8-1
8.2.3	返済開始直後の返済実績の重視	8-2

第9章 生活支援方法

9.1	生活支援方法の策定方針	9-1
9.2	本事業における生活支援方法（案）	9-1
9.2.1	アルバイト収入支援	9-1
9.2.2	住宅情報の提供充実	9-3
9.2.3	カウンセリング	9-6
9.2.4	留学生との情報の共有化	9-7

第10章 貸倒リスク

10.1	貸倒の定義	10-1
10.1.1	本事業における貸倒の定義	10-1
10.1.2	類似制度における貸倒の定義	10-2
10.2	貸倒リスクの分析方法	10-2
10.3	貸倒リスクの種類	10-3
10.4	予想貸倒リスクの算定結果	10-6
10.5	貸倒リスクの抑制策	10-8
10.6	返済可能と予想される学生の傾向分析	10-10

第 11 章 事業実施体制

11.1	事業実施体制の策定方針	11-1
11.2	業務委託機関の選定	11-1
11.2.1	アジアシード	11-1
11.2.2	業務委託内容	11-2
11.2.3	地方事務所の設置	11-3
11.2.4	業務委託料の算定	11-3
11.3	国連大学の事業実施体制・管理体制の検討	11-4
11.4	国連大学の実施体制	11-6
11.5	類似の育英資金貸付機関との比較	11-8
11.5.1	日本育英会の組織体制	11-8
11.5.2	本事業と日本育英会との比較	11-9
11.6	事業監理委員会の設置	11-11

第 12 章 情報システムの利用

12.1	情報システム利用の策定方針	12-1
12.1.1	情報システムの目的と効果	12-1
12.1.2	情報システム検討にあたっての前提	12-1
12.2	本事業の業務要件	12-3
12.2.1	業務概要	12-3
12.2.2	円借款管理業務	12-4
12.2.3	広報・募集業務（国内）	12-5
12.2.4	広報・募集業務（海外）	12-6

12.2.5	申請・選考・貸付業務（国内）	12-6
12.2.6	申請・選考・貸付業務（海外）	12-8
12.2.7	生活支援・学生情報管理業務	12-8
12.2.8	推薦教育機関情報管理業務（国内）	12-9
12.2.9	推薦教育機関情報管理業務（海外）	12-9
12.2.10	委託機関情報管理業務（国内）	12-9
12.2.11	債権回収・督促業務	12-10
12.2.12	事業報告業務	12-11
12.3	本事業のシステム要件	12-11
12.3.1	システムで実現すべき機能	12-11
12.3.2	システムで使用する端末画面	12-13
12.3.3	システムで使用する帳票一覧	12-13
12.3.4	処理全般に関する要件	12-14
12.3.5	システム性能に関する要件	12-15
12.4	システム導入計画	12-16
12.4.1	システム設計・開発・運用日程案	12-16
12.4.2	システム設計・開発	12-17
12.4.3	システム運用	12-17

第 13 章 事業費と資金計画

13.1	リボルビング・ファンドの管理方法	13-1
13.2	事業費	13-2
13.3	資金計画	13-5

第 14 章 事業効果

14.1	事業効果の測定方法	14-1
------	-----------	------

第 15 章 監査

15.1	監査の必要性和監査の利用	15-1
15.2	国連大学による監査	15-1
15.3	本事業のために必要な追加的監査手続	15-2

第 16 章 事業実施スケジュール

16.1	本事業の実施スケジュール	16-1
------	--------------	------

第 17 章 アンケート・インタビュー結果

17.1	アンケート・インタビュー調査の方法	17-1
17.1.1	調査対象	17-1
17.1.2	調査方法	17-4
17.2	アンケート調査の結果	17-5
17.2.1	育英資金のニーズ	17-5
17.2.2	学生の収支の現状	17-11
17.2.3	アンケート回答者の内訳	17-18
17.2.4	アルバイトの現状	17-21
17.2.5	住居の現状	17-25
17.3	学生へのインタビュー調査の結果	17-26
17.3.1	育英資金のニーズ	17-26
17.3.2	生活支援について	17-36
17.4	受入教育機関へのインタビュー調査の結果	17-38
17.4.1	受入体制：施設・組織	17-38
17.4.2	受入体制：制度	17-41
17.4.3	育英資金のニーズ	17-46

Appendix A	資金需要算定根拠
Appendix B	貸倒リスク算定根拠
Appendix C	事業費算定根拠
Appendix D	業務フロー
Appendix E	事業実施スケジュール
Appendix F	アンケート・インタビュー結果

序 文

日本国政府は、国際連合大学の要請に基づき、日本における私費留学生等育英資金貸付計画にかかる開発調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成 13 年 6 月から平成 14 年 3 月にわたり、新日本監査法人の中込昭弘氏を団長とする調査団に調査を委託いたしました。

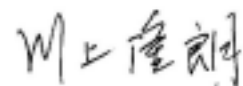
また、平成 13 年 6 月から平成 14 年 3 月の間、外務省及び文部科学省からなる作業監理委員会を設置し、本件調査に関し政策的な見地から検討・審議が行われました。さらに 2 回にわたり調査成果に関するワークショップを各教育関係機関および留学生支援関連団体を招聘し開催いたしました。

調査団は、国際連合大学、国際協力銀行、各教育関係機関および留学生支援関連団体と協議を行うとともに在日の就学生、留学生から広く意見を求め、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、日本に進学する就学生、留学生の支援につながり、学生の母国と日本との間の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 14 年 3 月



国際協力事業団
川 上 隆 朗

図表一覧

第2章

表 2-1-1	受入留学生数の推移	2-1
表 2-1-2	地域別留学生数	2-2
表 2-1-3	国別留学生数	2-3
表 2-1-4	国別短期留学生数	2-4
表 2-1-5	国公立別・在学段階別留学生数	2-5
表 2-2-1	留学生宿舎の利用状況	2-5
表 2-3-1	類似支援制度の特徴	2-7

第3章

表 3-1-1	アンケート調査対象者の属性分類	3-2
表 3-2-1	潜在的資金需要額	3-3
表 3-2-2	所属別返済回数	3-3
表 3-2-3	自己申告による月々返済可能額から計算した資金需要額	3-3
表 3-2-4	利用希望者が回答した月々返済可能額	3-4
表 3-2-5	キャッシュフローから算出した資金需要額	3-5
表 3-2-6	利用希望者比率の補正	3-6
表 3-2-7	補正した利用希望者比率から算出した資金需要額	3-6
表 3-3-1	貸付資金需要額	3-7

第4章

表 4-3-1	日本留学フェア開催概要	4-3
表 4-4-1	広報・募集活動計画案（案）	4-4

第5章

表 5-4-1	貸付必要書類案	5-7
図 5-4-2	選考手続きの流れ（案）	5-8

第6章

図 6-2-1	貸付資金の流れ（案）	6-2
表 6-3-1	学生の月次平均収入・支出額	6-3
表 6-3-2	学生の自己申告による月々返済可能額	6-3
表 6-3-3	貸付条件案	6-5

第7章

表 7-2-1	金融機関サービス比較表	7-3
表 7-2-2	自動引落手数料の比較	7-3

第9章

図 9-3-1	「社員寮への留学生受入れプログラム」の手続きの流れ	9-5
---------	---------------------------	-----

第 10 章

図 10-3-1	貸倒リスク項目	10-4
表 10-4-1	選考の精度が高い場合の貸倒リスク	10-6
表 10-4-2	選考の精度が低い場合の貸倒リスク	10-7
表 10-6-1	本事業実施時の推定利用希望率	10-11
表 10-6-2	自己申告ベースの返済可能者属性	10-12
表 10-6-3	キャッシュフローベースの返済可能者属性	10-12

第 11 章

図 11-3-1	事業実施体制図（案）	11-5
表 11-3-2	事業実施体制の概要	11-6
表 11-4-1	国連大学留学生支援局の実施体制および人員配置	11-7
図 11-4-2	実施体制図	11-7
図 11-5-1	日本育英会の組織図	11-8
表 11-5-2	(財)日本育英会人員配置表	11-9
表 11-5-3	人員配置比較表	11-10

第 12 章

表 12-2-1	本事業の業務範囲	12-4
表 12-3-1	申請受付・審査の業務要件	12-11
表 12-3-2	契約・貸付の業務要件	12-12
表 12-3-3	債権回収・督促の業務要件	12-12
表 12-3-4	その他の処理の業務要件	12-12
表 12-3-5	システムで使用する画面	12-13
表 12-3-6	システムで使用する帳票	12-14

第 13 章

表 13-1-1	口座入出金取引	13-1
表 13-2-1	貸付学生予定数	13-2
表 13-2-2	事業費積算	13-3
表 13-2-3	積算根拠	13-4
表 13-3-1	想定キャッシュフロー表	13-6

第 14 章

表 14-1-1	事業効果指標（案）	14-1
表 14-1-2	事業効果データソース	14-2

第 15 章

表 15-3-1	本事業のために必要な追加的監査手続	15-3
----------	-------------------	------

第 16 章

図 16-1-1	事業実施スケジュール：パイロット・フェーズ第 1 年次	16-2
図 16-1-2	事業実施スケジュール：本事業 x 年次	16-3

第 17 章

表 17-1-1	アンケート・インタビュー調査の対象者数	17-1
表 17-1-2	アンケート・インタビュー実施地域	17-1
表 17-1-3	アンケート・インタビュー対象（日本語教育施設）	17-2
表 17-1-4	アンケート・インタビュー対象（大学）	17-3
図 17-2-1	育英資金のニーズ	17-6
表 17-2-2	育英資金のニーズ（国・地域別、日本語教育施設）	17-6
表 17-2-3	育英資金のニーズ（国・地域別、大学・大学院）	17-6
図 17-2-4	希望貸付額	17-7
図 17-2-5	月々返済可能額	17-8
表 17-2-6	返済原資（日本語教育施設）	17-8
表 17-2-7	返済原資（大学・大学院）	17-9
表 17-2-8	返済据置時期	17-9
表 17-2-9	依頼可能な保証人	17-10
表 17-2-10	奨学金の受給	17-10
表 17-2-11	受給奨学金の種類	17-11
表 17-2-12	主な収入源（所属別）	17-12
表 17-2-13	主な収入源（国・地域別）	17-12
表 17-2-14	月次収入の内訳	17-14
表 17-2-15	月次支出の内訳	17-15
表 17-2-16	初期費用の内訳	17-16
表 17-2-17	来日時と現在の所持金	17-17
表 17-2-18	初期費用原資の内訳	17-17
図 17-2-19	回答者の国籍	17-18
図 17-2-20	回答者の性別	17-18
図 17-2-21	回答者の年齢	17-19
図 17-2-22	回答者の所属課程（大学・大学院）	17-19
図 17-2-23	回答者の進学希望先（日本語教育施設）	17-19
表 17-2-24	回答者の専攻・専攻予定	17-20
表 17-2-25	回答者の卒業後希望進路	17-20
表 17-2-26	回答者の希望職種	17-20
表 17-2-27	回答者の親または世帯主の職業	17-21
表 17-2-28	アルバイトの種類	17-22
表 17-2-29	アルバイト従事者の週間従事時間	17-22

図 17-2-30 アルバイト従事時間	17-22
図 17-2-31 アルバイト従事時間（中国）	17-23
図 17-2-32 アルバイト従事時間（韓国）	17-23
図 17-2-33 長期休暇時のアルバイト従事時間	17-24
図 17-2-34 長期休暇時のアルバイト従事時間（中国）	17-24
図 17-2-35 長期休暇時のアルバイト従事時間（韓国）	17-25
図 17-2-36 来日後アルバイト開始時期	17-25
図 17-2-37 居住形態	17-26

要約の概要

1. 調査概要

日本政府は、1980 年代初頭に「留学生受入 10 万人計画」を策定して以来、留学生交流の推進に努めてきた。1999 年 3 月には文部省（現文部科学省）が開催した「留学生政策懇談会」の報告書では、留学生政策は人材育成・人的ネットワーク構築・我が国自身の国際化等を通じての「知的国際貢献」と位置づけられ、日本政府は留学生受入体制の整備や教育プログラムの充実等を図ってきた。

さらなる私費留学生支援策として、日本政府（外務省）及び国連大学は、JBIC が国連大学に供与する円借款を用いて、開発途上国から我が国への私費留学生等に対し、進学時に障害となっている初年度必要資金を貸付け、留学生等の経済的支援を行うことを検討した。また、返済義務を伴う育英資金貸付とすることで日本政府の財政負担が軽減され、多くの留学生等を支援することができる。

国連大学は、本事業に係る事業計画作成に必要な経験及び人材が十分でないことから、事業計画の作成を我が国に対して要請してきた。本調査は、開発途上国の人材育成に貢献するため、開発途上国から日本国への私費による留学生・就学生に対して国連大学から育英資金貸付事業の計画の作成を目的とする。

本調査は、以下の点を調査における前提事項とした。

- (1) 国連大学から JBIC への返済時には、日本政府から国連大学への拠出金の手当てにより JBIC から国連大学への債権が保全されるスキームとなる見通しである。国連大学と JBIC の債権・債務関係については、国連大学、外務省、JBIC による検討作業の結果を本調査に反映する。
- (2) 学生への貸付時に、学生からの日本人による保証状の提出を要件としない。
- (3) 貸付対象学生は在日中に貸付金を返済することとし、学生の帰国後に債権取り立てを行わない。
- (4) 貸付対象学生は DAC リスト掲載国・地域出身者とし、出身国・地域による貸付人数枠は設けない。
- (5) 国連大学から学生への貸付金利（または手数料）は年率 1%程度になる見通し

であるが、詳細については、国連大学、外務省、JBIC による協議で決定する。

2. 学生の生活実態

在日学生の生活実態はアンケート・インタビューを行った結果以下の回答を得た。対象は日本語教育施設に通う学生（就学生）と大学・大学院に通う学生（留学生）両者に行われた。

日本における学生生活の経験上、日常生活・学校生活において困った事を具体的に挙げてもらった。ほぼ全ての意見は以下の7つに集約出来る。

- (1) 諸々の契約において保証人が求められるが適当な保証人が日本でみつからない
- (2) 毎月のやりくりが大変で経済的困窮を来す。
- (3) 敷金・礼金等の商慣習および劣悪な住宅環境。
- (4) 適当なアルバイトがみつからない、またはアルバイトにとられる時間が多い。
- (5) 大学入試に関する情報が乏しく進学先の選定に悩む。
- (6) 学割の適用や奨学金対象者について就学生は制限を加えられている。
- (7) 就学・留学生に対する差別、偏見がある。

学生の資金収支状況は就学生と留学生の場合で異なる。半期に一度支払う授業料を毎月に平準化することを前提に、就学生の場合、毎月平均で 2 万円程度の現金余剰があるのに対し、留学生については若干の余剰が出る程度である。生活面での困窮さはアルバイトと学業との両立も含め、一般的に留学生の方が就学生に比べ厳しい状況にある。

3. 資金需要

本事業の資金需要額を学生の貸付希望額を前提に算定した場合、約 300 億円となった。これに対して学生の返済能力（月 1 万円程度）を加味して算定した場合、約 30 億円となった。資金需要算定にあたっては学生全員が貸付希望するわけではないため、利用率を加味して算定した。アンケートによれば就学生は 78%、留学生は 66% が貸付を希望した。また、日本での進学時に必要となる初期費用は日本語教育施設

に進学する場合は約 100 万円、大学・大学院に進学する場合は約 130 万円である。

4. 貸付条件

貸倒リスクを低く抑え、また貸付対象学生が返済に窮しないために、月々の返済可能額から貸付限度額を設定した。そして、月々の返済可能額を 1 万円とした。この場合、大学・大学院生の資金収支状況から考えると貸付対象学生は大学・大学院生の場合、平均的な学生に比べ資金収支に若干余裕のある学生が対象とならざるを得ない。

返済開始時期について、渡日間もない日本語教育施設の学生にとっては日本語に不慣れなこと、また簡単にはアルバイト先を見つけられないことから、アンケートの結果も参考にし 6 ヶ月の据置期間（4 月入学の場合、9 月末から返済開始）を設けることとした。返済の最終月は卒業月の 3 ヶ月前（3 月卒業の場合、前年の 12 月）とする。

貸付方法は日本語教育施設の貸倒リスク軽減のため日本語教育施設への入学については教育機関の銀行口座に直接振り込むこととし、大学・大学院については学生の銀行口座に直接振り込むこととする。また、回収方法については学生の銀行口座からの自動引落を原則とする。

貸付金の利率（出資金の場合、手数料と解釈する）は原資である円借款（または出資となる可能性もある）に対する金利 0.75%および銀行手数料 0.1%を回収することを考えると、貸付金に対して 1%程度の利息を課すことが必要となる。しかし、その一方で本事業の意義や費用対効果の点からも利息を課すことに疑問がもたれる面がある。そこで利息は 0%とするものの、必要な運営コストは手数料として費用内訳を明らかにし、初回に融資総額から手数料相当額を差引いて、残額を学生に支払う方法が考えられる。この他、短期大学、専修学校のケースについては、パイロット・フェーズの結果に基づき検討する。

5. 選考方法

貸付対象学生の選考においては人物評価が重要となるが、このためには書類選考に加えて面接を行う必要がある。しかし、本事業で貸付対象学生数が将来的に増加した場合、時間・人員・費用の点から面接を行うことは困難であると予想される。そこで、選考については学校推薦を基本とした選考方法を提案する。

学校推薦に依拠した選考を行う場合には、学校の推薦状の信頼性評価が重要にな

ってくる。つまり、国連大学が学生の選考にあたって学校推薦に依拠するためには推薦を行う学校に対し想定する選考方法に基づき適切に学生を選定しており、かつ一定の基準に基づき推薦を行っているか確かめる必要がある。

学校推薦による選考を通じて貸付を行い、不幸にも学生の返済が滞った場合はその理由を明らかにし、もし病気や事故等やむをえない理由以外で返済が滞っている場合は、学生を推薦した学校に連絡し、また次期以降その学校からの推薦内容の信頼性について再評価する。具体的には次期以降の学生推薦任ず枠の削減等を考える。

学校推薦を利用しないで選考を行う場合、国連大学がみずから面接をおこなう方法および面接のみ外部委託する方法が考えられる。しかし、その場合は、人物評価を適切に行える選考担当者の確保、面接時期の設定、時間・コストの工面といった問題を検討する必要がある。

国連大学が自ら面接を行い、学校推薦を利用しないで選考を行う方法は、より多くの学生に本事業の利用を勧め日本への進学のための門戸を広げることにつながる。したがって、上記の問題点を検討し将来的に学校推薦を利用する選考のほかに別枠を設け採用していくことが考えられる。

6. 債権管理方法

債権管理は貸付事業においてもっとも重要な業務であることから、貸倒を未然に防ぐため未回収債権管理表を利用した一元管理を行う。

徹底した債権管理を行うとともに、本事業の主旨に照らし後述する生活支援業務と関連付け、学生が貸倒に陥るような困窮した状況にならないよう留意する。また、返済開始直後における返済状況に注視し、滞納の常態化をさける。

督促の手段としてははがきによる通知を基本とし、それでも改善しないときに電話によるコンタクトをする。訪問による取りたては原則おこなわない。

7. 生活支援方法

本事業では生活支援を重要な事業内容と位置づけるものの、本事業開始後、貸付対象となる学生は累積ではかなりの規模となることから支援の程度としては一定の上限を設けることとする。なお、生活支援の内容は電話連絡が主であり、原則それ以上のことは行わない。しかし、特別の場合については直接本人に会う、または本人宅を直接訪れるなどの対応を行う。

8. 事業実施体制

事業実施体制として広報・募集・選考・貸付・回収・債権管理については国連大学が主体的に業務をおこなうが、生活支援や滞納債権に対するフォローについてはコンサルタントに業務委託を行う。これは生活支援や滞納債権に対するフォローについては非常に困難が予想され長年の経験が必要であり、こういった蓄積を有したコンサルタントに業務を委託する必要があると考えるからである。さらに生活支援や滞納債権に対するフォローは、より学生に密着した環境で行うことが求められる。そこで、本事業のための地方事務所設置の検討を行い各大学の留学生担当課と連携を図る体制を考える。業務委託を受けたコンサルタントは生活支援や滞納債権に対するフォロー状況をボトム・アップの形で国連大学に報告することとする。なお、実施体制についてはこれ以外にもパイロット・フェーズの結果を踏まえ地方自治体留学センターをはじめ留学生・就学生受入経験のある各団体の協力が得られる場合は地方において、それら団体との連携を検討する。

9. 情報システム

本事業の正確かつ迅速な業務処理を行うにあたり、情報システムを新規に開発して利用することが不可欠である。情報システムの利用により、振込・回収データの作成や報告書・はがき等の編集・印刷にあたって業務負荷の軽減、学生への債権残高や手数料計算等の大量処理の迅速化、国連大学に導入されている既存システムとの連携による有効な資源活用が可能となる。

パイロット段階においては毎年度数百人規模、本事業本格稼働後はそれ以上の規模の融資対象者がでることが予想され、業務処理量に見合った情報システムを構築することが必要である。

10. 事業費

事業費についてはパイロット・フェーズで年間約 3 億円、将来的に年間新規融資対象者が 3 千人となった場合は約 7 億円の事業費が必要となる計算である。

11. 監査

国連大学は国連本部の規約に基づく以外に外部監査を受けることができない。したがって、本事業のため外部監査を導入するためには国連本部と日本政府の間で合意を得る必要がある。

第 1 章

序章及び調査範囲

第 1 章 序章及び調査範囲

1.1 序章

本報告書は今後実施されるパイロットフェーズを経て、その結果、決定される本事業を想定したものである。したがって、内容についてはパイロットフェーズの結果により見直されることを想定している。

1.1.1 調査背景

日本政府は、1980 年代初頭に「留学生受入 10 万人計画」を策定して以来、留学生交流の推進に努めてきた。1999 年 3 月に文部省（現文部科学省）が開催した「留学生政策懇談会」の報告書では、留学生政策は人材育成・人的ネットワーク構築・我が国自身の国際化等を通じての「知的国際貢献」と位置付けられ、日本政府は留学生受入体制の整備や教育プログラムの充実等を図ってきた。

これまでに日本政府は、文部科学省奨学生や留学生借款・留学生無償等に加え、全留学生の 8 割以上を占める私費留学生に対しては、授業料減免や学習奨励費等の支援を実施している。特に、学習奨励費は 1978 年度から実施されており、2000 年度には私費留学生の約 2 割にあたる 10,390 人に支給されている。しかし、近年留学生数が大幅に増加しており、留学生支援策の更なる充実が求められている。

1.1.2 調査要請

1.1.1 に示した諸支援策に加える新たな私費留学生支援策として、日本政府（外務省）及び国際連合大学（以下、国連大学）は、国際協力銀行（JBIC）が国連大学に供与する円借款を用いて、開発途上国から我が国への私費留学生等に対し、我が国からの奨学金として育英資金の貸付を行うことを検討した。我が国への留学に際し、特に初年度には渡航費、入学金等の学費、敷金・礼金等の住居費が必要であり、留学希望者にとって経済的負担が大きく我が国への留学の障害となっている現状を踏まえ、留学初年度に必要な資金を目的に貸付けることで、学生を経済的に支援する計画である。また、返済義務を伴う育英資金貸付とすることで日本政府の財政負担が軽減され、多くの留学生等を支援することができる。

国連大学は、本事業に係る事業計画作成に必要な経験及び人材が十分でないことから、2000 年 11 月に事業計画の作成を我が国に対して要請した。この要請に基づき、

2001 年 3 月 26 日に日本政府は、カウンタパート機関である国連大学留学生支援局と S/W (Scope of Work) に係る協議を行い、S/W に署名した。

1.2 調査目的及び範囲

1.2.1 調査目的

開発途上国の人材育成に貢献するため、開発途上国から日本国への私費による留学生・就学生に対して、国連大学から育英資金の貸付を行う事業計画を作成する。

1.2.2 調査実施地域

日本国内を調査実施地域とした。

1.2.3 調査にあたっての方針

序章に述べた内容のほか、以下の事業に係る方針が既に検討されていた。

- (1) 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の返済期間という緩やかな条件で開発資金を貸付け、開発途上国の発展のための経済・社会インフラ整備等に必要な資金需要に応えるスキームである。この趣旨から、今回対象となる開発途上国・地域に対して円借款を実施し、開発途上国政府を通して、日本への就学生・留学生に対して育英資金を貸付ける方法が考えられる。しかし、開発途上国では事業実施機関の能力不足等の問題が指摘されており、本事業においては国連大学を実施機関とし、就学生・留学生本人に貸付ける方針となっている。
- (2) 本来であれば、貸付時に日本人による保証状を入手する方が、債権保全の観点からは有益である。しかし、就学生・留学生にとって日本で保証人を見つけることは一般に困難であり、保証状の提出を貸付要件とすると本事業の希望者の門戸を狭める可能性がある。したがって、本事業においては、学生からの日本人による保証状の提出を貸出要件としない方針となっている。
- (3) 学生にとっては返済期間が長くなる方が有利であるが、一方で学生が完済する前に母国へ帰国した場合、貸付金の回収は著しく困難となることが予想される。そこで本事業では、学生が在日中に返済するスケジュールを原則とし、学生が帰国した後は債権を取り立てない方針となっている。
- (4) 貸付対象学生の、出身国・地域による人数枠を設ける方法は、本事業の目的にそぐわないことから、行わない方針となっている。

-
- (5) 学生の経済的負担を軽減するために、本事業に適用する貸付利息はなるべく低くする必要がある。

1.2.4 調査における前提事項

S/W に基づき業務指示書にしたがって調査が行われた。本章に示す事項を行うものとする。1.2.3 を踏まえ、以下の点を調査における前提事項とした。

- (1) 国連大学から JBIC への返済時には、日本政府から国連大学への拠出金の手当てにより JBIC から国連大学への債権が保全されるスキームとなる見通しである。国連大学と JBIC の債権・債務関係については、国連大学、外務省、JBIC による検討結果を本調査に反映する。
- (2) 学生への貸付時に、学生からの日本人による保証状の提出を要件としない。
- (3) 貸付対象学生は在日中に貸付金を返済することとし、学生の帰国後に債権取り立てを行わない。
- (4) 貸付対象学生は DAC リスト掲載国・地域出身者とし、出身国・地域による貸付人数枠を設けない。
- (5) 国連大学から学生への貸付金利（または手数料）は年率 1%程度になる見通しであるが、詳細については、国連大学、外務省、JBIC による協議で決定する。

第 2 章

留学生支援の現状

第2章 留学生支援の現状

2.1 受入留学生数の現状

文部科学省が実施した調査によると、平成12年5月1日現在の我が国への留学生数は64,011人であり、過去10年間で最高の伸び率（対前年比8,256人（14.8％）増）を示している。

表 2-1-1 受入留学生数の推移¹

年	留学生数	前年比
平成3年	45,066 人	+ 9.0 %
平成4年	48,561 人	+ 7.8 %
平成5年	52,405 人	+ 7.9 %
平成6年	53,787 人	+ 2.6 %
平成7年	53,847 人	+ 0.1 %
平成8年	52,921 人	- 1.7 %
平成9年	51,047 人	- 3.5 %
平成10年	51,298 人	+ 0.5 %
平成11年	55,755 人	+8.7 %
平成12年	64,011 人	+14.8 %

2.1.1 出身国・地域別の現状

平成12年における留学生の出身地域別の状況は、前年と大きな変化はなく、アジア地域からの留学生が全体の90.5％、北米及び欧州地域からの留学生が合わせて5.4％となっている。また、短期留学生については、アジア地域からの留学生が大幅に増加し、北米及び欧州地域からの留学生は相対的に減少している。

¹ 各年とも5月1日現在（表2-1-2～2-1-6も同じ）

表 2-1-2 地域別留学生数

地域	留学生数			
	全体		うち短期留学生数	
アジア	57,938 人	90.5 %	3,054 人	60.1 %
前年度	(49,919 人)	(89.5 %)	(1,982 人)	(49.8 %)
欧州	2,220 人	3.5 %	835 人	16.4 %
前年度	(2,053 人)	(3.7 %)	(771 人)	(19.4 %)
北米	1,241 人	1.9 %	819 人	16.1 %
前年度	(1,261 人)	(2.3 %)	(862 人)	(21.7 %)
中南米	890 人	1.4 %	123 人	2.4 %
前年度	(849 人)	(1.5 %)	(85 人)	(2.1 %)
アフリカ	712 人	1.1 %	10 人	0.2 %
前年度	(693 人)	(1.3 %)	(10 人)	(0.3 %)
オセアニア	520 人	0.8 %	219 人	4.3 %
前年度	(522 人)	(0.9 %)	(255 人)	(6.4 %)
中近東	490 人	0.8 %	14 人	0.3 %
前年度	(458 人)	(0.8 %)	(14 人)	(0.3 %)
合計	64,011 人	100.0 %	5,082 人	100.0 %
前年度	(55,755 人)	(100.0 %)	(3,979 人)	(100.0 %)

また、留学生の出身国別の状況は、中国・韓国・台湾からの留学生が合計で、全体の 77.1 %に達している。特に中国からの留学生数は、他の国・地域に比べて大幅に増加しており、対前年比 6,390 人（24.7 %）増となっている。また、短期留学生については、中国・韓国からの留学生が増加し、両国で全体の 45.7 %に達している。

表 2-1-3 国別留学生数

国・地域		留学生数	
中国 ²		32,297 人	50.5 %
	前年度	(25,907 人)	(46.5 %)
韓国		12,851 人	20.1 %
	前年度	(11,897 人)	(21.3 %)
台湾		4,189 人	6.5 %
	前年度	(4,085 人)	(7.3 %)
マレーシア		1,856 人	2.9 %
	前年度	(2,005 人)	(3.6 %)
インドネシア		1,348 人	2.1 %
	前年度	(1,220 人)	(2.2 %)
タイ		1,245 人	1.9 %
	前年度	(1,107 人)	(2.0 %)
アメリカ合衆国		1,044 人	1.6 %
	前年度	(1,073 人)	(1.9 %)
バングラデシュ		800 人	1.2 %
	前年度	(806 人)	(1.5 %)
ヴェトナム		717 人	1.1 %
	前年度	(558 人)	(1.0 %)
フィリピン		477 人	0.7 %
	前年度	(497 人)	(0.9 %)
その他の国・地域		7,187 人	11.4 %
	前年度	(6,600 人)	(11.8 %)
合計		64,011 人	100.0 %
	前年度	(55,755 人)	(100.0 %)

² 平成9年7月1日の香港の中国への返還に伴い、中国からの留学生数には香港からの留学生数も含む。
表 2-1-4 も同じ。

表 2-1-4 国別短期留学生数

国・地域		留学生数	
中国		1,435 人	28.2 %
	前年度	(778 人)	(19.6 %)
韓国		890 人	17.5 %
	前年度	(681 人)	(17.1 %)
アメリカ合衆国		728 人	14.3 %
	前年度	(774 人)	(19.5 %)
台湾		250 人	4.9 %
	前年度	(180 人)	(4.5 %)
イギリス		209 人	4.1 %
	前年度	(206 人)	(5.2 %)
オーストラリア		191 人	3.8 %
	前年度	(217 人)	(5.5 %)
タイ		168 人	3.3 %
	前年度	(100 人)	(2.5 %)
ドイツ		149 人	2.9 %
	前年度	(115 人)	(2.9 %)
フランス		96 人	1.9 %
	前年度	(74 人)	(1.9 %)
カナダ		91 人	1.8 %
	前年度	(88 人)	(2.2 %)
その他の国・地域		875 人	17.3 %
	前年度	(766 人)	(19.1 %)
合計		5,082 人	100.0 %
	前年度	(3,979 人)	(100.0 %)

2.1.2 受入機関別の現状

留学生の受入機関別の状況は、大学（学部）・短期大学・高等専門学校及び専修学校（専門課程）への留学生数が大幅に増加している。大学院は対前年比 901 人（4.0%）増であるのに対して、大学（学部）・短大・高専は対前年比 4,207 人（16.1%）増、専修学校（専門課程）は 1,865 人（27.0%）増となっている。

表 2-1-5 国公立別・在学段階別留学生数

	国立	公立	私立	合計
大学(学部)	6,253 人	1,066 人	20,476 人	27,795 人
前年度	(5,686 人)	(870 人)	(17,437 人)	(23,993 人)
大学院	17,000 人	939 人	5,641 人	23,580 人
前年度	(16,482 人)	(904 人)	(5,293 人)	(22,679 人)
短期大学	7 人	62 人	2,008 人	2,077 人
前年度	(1 人)	(45 人)	(1,528 人)	(1,574 人)
高等専門学校	482 人	0 人	13 人	495 人
前年度	(593 人)	(0 人)	(0 人)	(593 人)
専修学校(専門課程)	1 人	23 人	8,757 人	8,781 人
前年度	(1 人)	(15 人)	(6,900 人)	(6,916 人)
準備教育	156 人	0 人	1,127 人	1,283 人
前年度	(---)	(---)	(---)	(---)
合計	23,899 人	2,090 人	38,022 人	64,011 人
前年度	(22,763 人)	(1,834 人)	(31,158 人)	(55,755 人)

2.2 留学生受入体制の現状と課題

2.2.1 留学生宿舍の利用状況

平成 12 年 5 月 1 日現在公的宿舍に入居している留学生数は 20,583 人で、前年比 2,373 人増となっている。

表 2-2-1 留学生宿舍の利用状況

宿舍の種類	設置者	学校数	留学生数	
学校が設置する留学生宿舍	国立大学等	90 校	6,406 人	10,540 人 (16.5 %)
	公立大学等	10 校	165 人	
	私立大学等	209 校	3,969 人	
公益法人が設置する留学生宿舍等	公益法人の留学生宿舍		2,106 人	6,416 人 (10.0 %)
	地方自治体の留学生宿舍		1,173 人	
	公営住宅		2,050 人	
	民間企業の社員寮		1,087 人	
学校が設置する一般学生寮	国立大学等	116 校	2,043 人	3,627 人 (5.7%)
	公立大学等	21 校	59 人	
	私立大学等	159 校	1,525 人	
民間宿舍・アパート等			43,428 人	43,428 人 (67.8 %)
合計			64,011 人	64,011 人 (100.0 %)

2.2.2 留学生受入体制の課題

我が国への外国からの留学生数は、平成 12 年 5 月 1 日現在で 64,011 人となっており、近年高い伸び率を示している。特に平成 12 年度は前年と比較して 14.8% の増加となった。

「留学生受入 10 万人計画」に基づく諸般の施策により、我が国の留学生受入基盤は大いに整備され、最近の留学生数の伸びに貢献してきたと考えられる。しかし一方で、近年の急激な留学生数増加に対応するため、留学生受入のための諸施設の更なる充実が求められているところである。

留学生受入のうえで、留学生に対する生活支援は重要な課題の一つである。留学生が我が国で生活する際の問題点としては、

- (1) アジア等の諸外国に比べて、我が国の生活コストが高いことにより経済的負担が大きい。
- (2) 適当な宿舍の確保が非常に困難である。
- (3) 日本の習慣に対する不適応が見られる。

等が挙げられる。

特に経済的要因については、初年度に渡航費、学費、居住費等の資金が必要となるため、留学希望者にとっての負担が大きく、留学生数拡大のボトルネックとなっている。かかる経済的なボトルネックを解消するため、学生に対し初年度に必要な資金を貸付け、また貸付対象となった学生が安心して修学できるように援助することが留学生支援政策に寄与すると考えられる。

2.3 類似支援制度の比較

留学生に対して育英資金貸付を行う支援制度を比較するため、米国・シンガポール・南米で行われている留学生や自国学生に対する支援策及び我が国で行われている類似支援制度を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 類似支援制度の特徴

国名	融資制度名	金額	返済期間	貸倒率	利用者数
米国	International Student Loan Program (ISLP)	各学期最低 \$ 2,000	最長 25 年 (実際には 12-14 年)	5 年前に開始のため、該当データなし。	年平均 1,500 人
シンガポール	Tuition Fee Loan Scheme (TFL)	上限授業料の 80% 相当額	最長 20 年	授業料助成金制度があり延滞は重要な問題ではない。	NUS の場合に 1,500 ~ 2,000 人
	NUS Study Loans および NTU Study Loan	生計費として 上限年 \$3,600	最長 20 年	-	総数は不明だが、原則、申込者は融資を受けられる
ペルー	日系人協会	-	-	3%	20 年間で 計 300 人以上
日本	日本育英会	月 41 ~ 60 千円 (無利子の場合) 月 3 ~ 10 万円 (有利子の場合)	最長 20 年	3%	年 691 千人 (うち新規 230 千人) 累計 593 万人
	内外学生センター	通常 10 万円	1 年	ほぼ 0%	年平均 約 150 名
	福岡国際交流協会	生活費に対して 5 万円 住宅費・医療費・学費等に対して 上限 20 万円	生活費に対して 2 ヶ月据置 10 ヶ月以内の毎月返済 住宅費・医療費・学費等について 2 ヶ月据置 20 ヶ月以内の毎月返済	ほぼ 0%	累積で 約 100 名程度
	大学内における貸付制度	大学により制度は様々であるが、学費を対象としたものや、緊急時への対応として 5 ~ 40 万円程度の貸付を行っている大学がある。	大学により様々であるが、原則的に 1 年を目処として返済期間を定めている。	0%	多い大学でも 20 ~ 30 名程度で制限

第 3 章

資金需要の算定

第3章 資金需要の算定

3.1 資金需要の算定方法

就学生・留学生の進学時における初期費用に必要な資金需要額を、以下の手順により算定する。

- (1) 資金需要額は本調査時点（平成 13 年度）を基準に算定する。ただし、資金需要を算定する上で基礎となる就学生・留学生数の公式なデータは、調査時点では平成 12 年度までのものであるため、平成 12 年度のデータを基に以下の 3 つの仮説を立てて、平成 13 年度の就学生・留学生数を推定する。
 - 1) ケース 1：過去 5 年間の就学生・留学生数の増加率を直線回帰分析して求めた増加率を基に推定する。
 - 2) ケース 2：平成 12 年度の就学生・留学生数増加率（14.8 %）を用いて推定する。
 - 3) ケース 3：就学生・留学生数増加率を 0 %として推定する。
- (2) 初めに、学生の潜在的な資金需要額を求める。方法としては、アンケートから計算した学生の平均貸付希望額に、(1)で推定した全国の就学生・留学生数を掛ける。ただし、貸付を希望しない学生も存在するため、この点も加味して資金需要額を算定する。
- (3) (2)で求めた資金需要額は、実際に学生が本事業から貸付けられた資金を、本事業の返済条件に基づき返済可能であるかについて考慮していない。そこで次に、この点を加味した場合の資金需要額を算定する。学生の返済能力は、アンケート中の自己申告に基づく月々返済可能額のデータを用いる。
- (4) (3)で求めた資金需要額は、アンケートで申告された学生の月々返済可能額を用いているが、金額はアンケート中の他の質問項目より推定される学生の月々収支差額と必ずしも一致しない。そこで更に、アンケート結果の信憑性も考慮して、学生の月次収支のデータ（キャッシュフロー）から調査団が論理的に計算した返済可能額に基づいた資金需要額も計算する。

すなわち、以下の 3 通りの資金需要額を計算した。

- 1) 潜在的な資金需要額：希望貸付額の総計
- 2) 自己申告による月々返済可能額から計算した資金需要額：月々返済可能額に想定返済回数を乗じたものの総計
- 3) キャッシュフローから計算した資金需要額：月次収支の余剰金額に想定返済回数を乗じたものの総計

なお、アンケート調査対象者は表 3-1-1 のとおり分類される。

表 3-1-1 アンケート調査対象者の属性分類

				中国	韓国	台湾	その他	合計
日本語教育施設合計				55 %	34 %	3 %	8 %	100 % 2,006 名
大学・大学院等	留学生別科			6 %	1 %	1 %	1 %	9 %
	大学 (学部)	国公立	文系	1 %	1 %	0 %	0 %	2 %
			理系	1 %	0 %	0 %	1 %	2 %
		私立	文系	23 %	6 %	2 %	4 %	35 %
			理系	2 %	1 %	0 %	1 %	4 %
	大学院	国公立	文系	6 %	2 %	1 %	0 %	9 %
			理系	5 %	2 %	1 %	1 %	9 %
		私立	文系	7 %	3 %	1 %	1 %	12 %
			理系	3 %	1 %	0 %	0 %	4 %
	その他			7 %	3 %	1 %	3 %	14 %
大学・大学院等合計				60 %	20 %	7 %	13 %	100 % 1,359 名

3.2 資金需要額の算定

資金需要額の具体的な計算過程を以下に示す。なお、平成 13 年度の就学生・留学生は 3.1.1 のケース 1 の場合として計算している。

3.2.1 潜在的な資金需要額

アンケートの有効回答者のうち 73 %の学生が本事業の育英資金の利用を「希望する」と回答した。この利用希望率と希望者の平均貸付希望額から、表 3-2-1 のとおり就学生・留学生の潜在的資金需要額を求めた。

$$(\text{潜在的資金需要額}) = \Sigma (\text{貸付希望額})$$

表 3-2-1 潜在的資金需要額

所属課程	国・地域	貸付希望者比率	1人あたり平均貸付希望額	資金需要推定額
日本語教育施設	中国	84 %	836,014 円	11,882,099 千円
	韓国	73 %	821,207 円	4,234,734 千円
	全体	79 %	835,869 円	18,095,861 千円
大学・大学院	中国	71 %	827,518 円	4,501,714 千円
	韓国	63 %	748,530 円	1,381,239 千円
	全体	66 %	811,591 円	9,457,437 千円
合計		73 %	827,013 円	27,553,299 千円

日本語教育施設生の利用希望率が総じて高い理由は、就学生の奨学金受給率が19 %と低いことによると考えられる。国・地域別に見ると、中国の学生の利用希望者が日本語教育施設生で84 %、大学・大学院生で71 %と、他国の学生と比較すると高いが、これは仕送りに依存している学生の比率が低いことによると考えられる。

3.2.2 自己申告による月々返済可能額から計算した資金需要額

利用希望者がアンケートで回答した月々返済可能額に、表 3-2-2 に示す各所属課程の在籍期間に応じた返済回数を乗じた額を、月々返済可能額から計算した資金需要額とする。ここで得られた1人あたり平均資金需要額と、月々返済可能額が1万円以上である回答者率から、表 3-2-3 のとおり求めた。なお、利用希望者の月次返済可能額の分布は表 3-2-4 の通りとなっている。

$$(\text{月々返済可能額からみた資金需要額}) = \Sigma (\text{月々返済可能額}) \times (\text{返済回数})$$

表 3-2-2 所属別返済回数

	日本語教育施設	留学生別科	大学学部	大学院	その他
在籍期間	2 年	2 年	4 年	2 年	4 年
返済回数	16 回	16 回	40 回	16 回	40 回

表 3-2-3 自己申告による月々返済可能額から計算した資金需要額

所属課程	国・地域	1人あたり平均資金需要額	資金需要推定額
日本語教育施設	中国	317,877 円	3,011,948 千円
	韓国	422,178 円	1,878,827 千円
	全体	348,040 円	5,531,859 千円
大学・大学院	中国	524,712 円	1,889,561 千円
	韓国	607,673 円	943,333 千円
	全体	549,320 円	4,558,433 千円
合計		421,464 円	10,090,292 千円

表 3-2-4 利用希望者が回答した月々返済可能額

所属課程	国・地域	10,000 円以上	15,000 円以上	20,000 円以上
日本語教育施設	中国	56 %	48 %	38 %
	韓国	63 %	55 %	49 %
	全体	58 %	49 %	41 %
大学・大学院	中国	47 %	37 %	27 %
	韓国	53 %	42 %	32 %
	全体	47 %	38 %	27 %
合計		53 %	45 %	35 %

日本語教育施設生の方が月々返済可能額を高く答える傾向にあった。これはアルバイトの従事状況に関係していると思われる。法務大臣が認める資格外活動として許可しているアルバイト時間は、就学生の場合 1 日 4 時間までであり、留学生が夏期休暇などの長期休暇中に 1 日 8 時間までのアルバイト従事を認められていることと比べると、時間の融通が効かない厳しい条件といえる。しかし、アンケートによれば、週 20 時間以上アルバイトに従事している学生は、大学・大学院生では 24% である一方、日本語教育施設生では 83% に達している。また、インタビューにおいても、所属課程が進むにつれ、学業とアルバイトの両立が困難との声が多く聞かれた。

3.2.3 キャッシュフローから計算した資金需要額

アンケートより収集した学生の実際の収支からキャッシュフローを求めて、月々返済可能額を計算した。キャッシュフロー分析の基となる収支項目は以下の通りである。

- (1) 収入：(a)親族からの仕送り、(b)アルバイト収入、(c)奨学金、(d)保証人からの援助、(e)配偶者収入、(f)その他収入
- (2) 支出：(a)授業料、(b)教科書等費用、(c)通学費、(d)食費、(e)住居費、(f)光熱費、(g)医療費、(h)趣味・娯楽費、(i)その他費用

収入項目の合計から、支出項目のうち(a)授業料を除いた合計を引いた金額を月次キャッシュフローとする。これは多くの教育機関では授業料を年 2 回に分けて徴収しており、毎月の支出ではないからである。ただし、仕送りに依存している学生が授業料の納入時に仕送りを得ている一方、アルバイトで自活をしている学生は授業料支払いのために毎月貯金する必要があることがインタビューなどで明らかになったため、以下の手順でキャッシュフロー分析に調整を加えた。なお、以下の分析において「アルバイト依存者」とはアルバイトによる収入が全体の 50% 以上を占める

者を指し、「仕送り依存者」とは仕送りによる収入が全体の50%以上を占める者を指す。

- (1) アルバイト依存者は、授業料を長期休暇時のアルバイト収入で賄う傾向があるため、アンケート結果を基に長期休暇時の収支を算出した。その際、支出項目から、学校生活費及び通学費を控除した。長期休暇時の余剰資金は授業料の支払いに当てられると想定した。長期休暇時の余剰資金で賄えない授業料については、毎月の余剰資金から捻出すると想定して、必要となる積立月額を求め、支出項目とした。長期休暇の期間は、大学の場合3ヵ月、日本語教育施設の場合2ヵ月として計算した。
- (2) アンケートの収支項目に整合性を持たせるために、アルバイト従事時間を記入しているにもかかわらずアルバイト収入を回答していない場合は、従事時間数に有効回答者の平均時給を乗じて、アルバイト収入を計算した。

以上より、利用希望者のうち月次キャッシュフローによる余剰金額が1万円以上の比率に、表3-2-2に示す返済回数を掛け合わせて算出した資金需要額を表3-2-5に示す。

表3-2-5 キャッシュフローから算出した資金需要額

所属課程	国・地域	月1万円以上余剰資金がある利用希望者比率	資金需要推定額
日本語教育施設	中国	41%	1,109,952 千円
	韓国	29%	327,769 千円
	全体	35%	1,534,624 千円
大学・大学院	中国	29%	355,516 千円
	韓国	24%	112,473 千円
	全体	26%	734,489 千円
合計			2,269,113 千円

3.2.4 利用希望者比率の補正

アンケート分析によれば、月1万円以上の返済が可能と答えた学生の比率(表3-2-4)と、実際のキャッシュフローから求めた余剰金額が月1万円以上の学生の比率(表3-2-5)に乖離がある。インタビューの結果を勘案すると、これはアルバイト収入の過少申告が大きな理由と考えられる。そこで実際に月1万円以上の返済が可能な学生の割合として、自己申告から得られた割合とキャッシュフローから得られた割合の平均値を計算して、これに基づき資金需要額を算定した。結果は表3-2-6の通りである。

表 3-2-6 利用希望者比率の補正

所属課程	国・地域	(1)アンケートによる 利用希望者比率 (表 3-2-1)	(2)月 1 万円以上 返済可能な 利用希望者比率 (表 3-2-4)	(3)月 1 万円以上 余剰資金がある 利用希望者比率 (表 3-2-5)	補正した 利用希望者比率 (2)と(3)の平均値
日本語教育施設	中国	84 %	56 %	41 %	49 %
	韓国	73 %	63 %	29 %	46 %
	全体	79 %	58 %	35 %	47 %
大学・大学院	中国	71 %	47 %	29 %	38 %
	韓国	63 %	53 %	24 %	39 %
	全体	66 %	47 %	26 %	37 %

表 3-2-7 補正した利用希望者比率から算出した資金需要額

所属課程	国・地域	補正した利用希望者比率 (表 3-2-6)	ケース 1 の場合の 資金需要推定額
日本語教育施設	中国	49%	1,312,992 千円
	韓国	46%	519,910 千円
	全体	47%	2,038,857 千円
大学・大学院	中国	38%	465,849 千円
	韓国	39%	180,426 千円
	全体	37%	1,031,110 千円
合計			3,069,968 千円

3.3 資金需要額の算定結果

以上に基づき、平成 13 年度の全国の就学生・留学生数がケース 1～3 それぞれの場合で、表 3-3-1 のとおり資金需要額を算定した。算定の詳細及び私費留学生・就学生数予測の算定根拠はそれぞれ Appendix A-1、Appendix A-2 に記載した。

表 3-3-1 貸付資金需要額

	所属課程	国・地域	私費留学生・就学生数予測	(1)アンケートによる利用希望者より算出		(2)月 1 万円以上返済可能な利用希望者より算出		(3)月 1 万円以上余剰資金がある利用希望者より算出		補正した利用希望者比率より算出	
				利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額
ケース 1	日本語教育施設	中国	16,920 人	84 %	119 億円	56 %	30 億円	41 %	11 億円	49 %	13 億円
		韓国	7,064 人	73 %	42 億円	63 %	19 億円	29 %	3 億円	46 %	5 億円
		全体	27,404 人	79 %	181 億円	58 %	55 億円	35 %	15 億円	47 %	20 億円
	大学・大学院	中国	7,662 人	71 %	45 億円	47 %	19 億円	29 %	4 億円	38 %	5 億円
		韓国	2,929 人	63 %	14 億円	53 %	9 億円	24 %	1 億円	39 %	2 億円
		全体	17,656 人	66 %	95 億円	47 %	46 億円	26 %	7 億円	37 %	10 億円
	合計				276 億円		101 億円		23 億円		31 億円
ケース 2	日本語教育施設	中国	17,098 人	84 %	120 億円	56 %	30 億円	41 %	11 億円	49 %	13 億円
		韓国	7,164 人	73 %	43 億円	63 %	19 億円	29 %	3 億円	46 %	5 億円
		全体	27,675 人	79 %	183 億円	58 %	56 億円	35 %	15 億円	47 %	21 億円
	大学・大学院	中国	10,214 人	71 %	60 億円	47 %	25 億円	29 %	5 億円	38 %	6 億円
		韓国	3,903 人	63 %	18 億円	53 %	13 億円	24 %	1 億円	39 %	2 億円
		全体	23,566 人	66 %	126 億円	47 %	61 億円	26 %	10 億円	37 %	14 億円
	合計				309 億円		117 億円		25 億円		34 億円
ケース 3	日本語教育施設	中国	14,569 人	84 %	102 億円	56 %	26 億円	41 %	10 億円	49 %	11 億円
		韓国	6,096 人	73 %	37 億円	63 %	16 億円	29 %	3 億円	46 %	4 億円
		全体	23,587 人	79 %	156 億円	58 %	48 億円	35 %	13 億円	47 %	18 億円
	大学・大学院	中国	7,643 人	71 %	45 億円	47 %	19 億円	29 %	4 億円	38 %	5 億円
		韓国	2,921 人	63 %	14 億円	53 %	9 億円	24 %	1 億円	39 %	2 億円
		全体	17,611 人	66 %	94 億円	47 %	45 億円	26 %	7 億円	37 %	10 億円
	合計				250 億円		93 億円		21 億円		28 億円

第 4 章

広報・募集方法

第4章 広報・募集方法

4.1 広報・募集方法の策定方針

広報の意義は、学生に育英資金貸付制度の存在を知らしめ、潜在的な利用者を発掘し、私費留学生の増加を促進することにある。私費留学生の増加は、日本国としての政策である「留学生受入10万人計画」に大きく寄与するものであり、本事業計画に占める広報・募集活動の重要性は高い。

本事業における広報・募集は、国内向け・海外向けに分けて策定する必要がある。既に国内に在住する学生に対しては、在籍中の教育機関を通じた広報活動が有効と考えられる。一方、潜在的な利用者の発掘という側面からは、海外に在住して将来日本への留学を検討している学生に照準を合わせた広報方法を策定する必要がある。海外向けの広報・募集については、受入教育機関の広報活動も考慮に入れる。これは、留学と育英資金貸付制度に関する情報を同時に提供することで、潜在的な留学生の発掘に相乗効果を上げることが期待できると考えられるためである。

広報・募集方法の策定や媒体の検討にあたっては、本調査で行った就学生・留学生及び日本語教育施設・大学等に対するインタビューの結果も考慮に入れる。それによれば、就学生・留学生の進学等に関する情報の入手方法は、海外在住時には留学生斡旋機関や学生間における情報交換が主であり、来日後は在籍する教育機関の掲示版および来日前と同様に学生間における情報交換が主であることがわかった。このような学生の情報入手方法は広報・募集方法の策定にあたって参考となる。なお、具体的な広報・募集の方法は、貸付対象学生の種類に応じてそれぞれ有効な方法があると考えられる。本章では国内向け及び海外向けの広報・募集について示したが、パイロット・フェーズを通し随時見直しを図る。

4.2 本事業における国内向けの広報・募集（案）

国内向けの広報・募集では、日本語教育施設に現在就学中でかつ大学・大学院・専修学校等への進学を希望している学生、及び日本国内の大学等に在学中で将来国内の大学院等へ進学を希望している学生を対象とする。インタビューでは、国内に既に在住する就学生・留学生は、主に在籍している教育機関の窓口や掲示版から奨学金等に関する情報を得る場合が多いことがわかった。よって、日本語教育施設、大学・大学院を通じて広報・募集を展開することが考えられる。また、一般の雑誌

等への募集広告掲載による広報・募集は、パイロット・フェーズの中で学生から直接育英資金への応募を検討する際に併せて策定する。

4.2.1 ポスター・パンフレット

広報・募集の手段として、ポスター・パンフレットを作成して、学生を推薦する日本語教育施設・大学・専門学校や留学生交流団体（財団法人・地方自治体組織・NPO 法人）において配布または掲示する。また、パンフレットとともに融資申請書を準備する。学生を推薦する教育機関は募集活動の重点拠点となるため、学生へ制度が周知されるよう、教育機関の掲示板へのポスター掲示はもとより、就学生・留学生を対象とした進学ガイダンス等の機会を利用し、パンフレットの配布等を徹底する等の協力を得る必要がある。

4.2.2 インターネット

広報・募集のためのホームページを国連大学サイト内に開設する。また、推薦教育機関の同意が得られれば、ホームページに推薦教育機関の一覧リストを設けてリンクを張る。海外からのアクセスが多くなることも考えられるので、日本語・中国語（簡体字・繁体字）・ハングル・英語の対応が必要となる。

4.2.3 相談窓口

広報・募集の展開により、貸付を希望する学生が詳細情報を問合せることが予想される。問合せ窓口が多いと学生側が混乱する場合があるため、問合せは国連大学及び国連大学の委託を受けた機関が対応する。また、国連大学のホームページ上に質問コーナーを設けて、本事業に関する学生からの問合せに対応する。

4.3 本事業における海外向けの広報・募集（案）

海外向けの広報・募集は、将来日本国内の日本語教育施設・大学・大学院・専修学校等への進学を希望している学生を対象とする。国内向けの広報・募集と同様に、日本語学習課程を持つ教育機関や高等学校等、学生を推薦する機関を通じて展開するが、各国政府の教育所轄官庁の外郭団体等、留学生送出し事業を行う団体からの協力も検討する。なお、海外から学生が直接大学等へ入学する傾向は、平成14年度から新たに導入される「日本留学試験」により、今後どのように変化するか未知数であるため、海外の推薦機関の選定方法を含めて、海外広報・募集方法はパイロット・フェーズを通し各教育機関の動向も見て検討を重ねる。

海外にて行われている留学生募集の媒体としては、教育機関に対するインタビュ

ーの結果、多くの教育機関が(財)日本国際教育協会主催の「日本留学フェア」に参加していることが分かった。本事業の広報・募集では同フェアを利用することも考えられる。

4.3.1 ポスター・パンフレット

ポスター・パンフレットは海外に拠点がある日本政府機関の協力を得て、留学生送出し団体や日本語学習課程を持つ教育機関等へ配布する。

4.3.2 インターネット

海外向けの広報・募集では国内の場合に比べ、インターネットはより重要な媒体となる。インタビューにおいても、特に中国の学生は身近に得られる留学情報が少ないため、日本への留学情報の収集のためにインターネットを利用したという声が多く聞かれた。そこで、海外の学生に向けた日本留学情報サイトへリンクを張ることが考えられる。国内向け広報・募集の場合と同様に、ホームページは質問への対応が中心となることが予想されるが、複数言語による問合せには国連大学または業務委託機関が対応する。

4.3.3 日本留学フェア

日本留学フェアは、(財)日本国際教育協会が主催する、留学希望者及び進学指導者等を対象とした情報提供の場である。現在、留学生を受け入れている複数の大学等が出展し、ブースを設け資料の配布や個別の相談を行っている。平成13年度の開催予定国・予定時期、前年度の来場者数を表4-3-1に記載した。同フェアは留学希望者と直接接触する機会を提供するほか、教育機関の国際交流担当者等も参加するため、学生を推薦する海外の教育機関を開拓する場ともなり得る。同フェアの開催されていない国・地域については留学生送出し事業を行う団体等の協力を得ることも考えられる。

表 4-3-1 日本留学フェア開催概要

開催地	開催時期	平成12年度来場者
インドネシア	6月下旬	約2,300人
マレーシア	6月下旬	約2,000人
韓国	9月中旬	約1,700人
台湾	9月中旬	約1,500人
タイ	10月下旬	約2,300人

4.4 広報・募集活動計画（案）

4月入学者を対象とした通年の広報・募集活動計画案を表4-4-1に示す。

表 4-4-1 広報・募集活動計画（案）

	国内	海外
4月		
5月		
6月	・ポスター、パンフレット、コンテンツ作成	・日本留学フェアへの参加
7月	・ポスター、パンフレット、募集要項の発注	
8月	・ポスター、パンフレット、募集要項の完成	
9月	・広報・募集についての説明会開催、マニュアル配布	・日本政府機関へのポスター、パンフレット、募集要項の配布
	・教育機関や支援団体へのポスター、パンフレット、募集要項の配布	・教育機関や支援団体へのポスター、パンフレット、募集要項の配布
		・日本留学フェアへの参加
10月	・募集開始 ・問合せへの対応	
11月		
12月		
1月	・広報募集活動見直し ・翌年度の広報・募集活動検討	
2月		
3月		

第 5 章

選考方法

第5章 選考方法

5.1 選考方法の策定方針

本事業の貸付対象学生を選考する際に考慮すべき点として、人物・学業成績及び返済能力が挙げられる。本事業では、学生の返済能力で在学中に完済されるまたは完済できる計画を策定することにより、貸付金の回収におけるリスクを極力低減させなければならない。

また、学業成績は数値化して判断することができる一方、人物を一義的に評価することは簡単ではない。しかし、本事業が政府開発援助（ODA）の一環として行われる以上、卒業後に母国に帰国して経済・社会福祉の向上に一定の貢献をもたらすことが期待できる人物を貸付対象とすることが必要であり、また貸付金の返済責任を果たすかを判断する上でも人物面の評価が重要となってくる。したがって、この点に十分留意して選考を行うこととする。

5.2 教育機関で採用している選考方法の現状

5.2.1 日本語教育施設による選考方法

学生を多く抱える日本語教育施設とのインタビューでは、ほぼすべての教育機関が就学生の入学選考にあたり、成績証明書や就学に必要な書類を確認する書類審査に加えて、相手国に赴いて直接本人等と面接していることがわかった。この理由としては以下の点が挙げられる。

- (1) 書類選考だけでは学生本人の人物面の評価が難しく、また信憑性の疑わしい提出書類が含まれている場合には、現地に赴いて人物面の評価を行うとともに提出書類の真偽を直接確かめる必要がある。
- (2) もし安易な選考で入学許可を与え、最終的に入国管理局の審査で不合格となった場合は、入国手続きにおける受入教育機関側の負担した費用がすべて無駄になる。
- (3) もし不良学生が入学して、授業料の支払が滞ったり連絡が途絶えたりすることがあれば、教育機関の管理費用が増すとともに教育機関の評価も下がることが

ある。

- (4) 優秀な学生を選抜するためには、学生本人の学問に対する目的意識の高さが非常に重要であり、この判断には面接による方法が有効である。

このような面接により選考された学生は、実際来日後もほとんどが脱落せずに(中退率は5%以下)卒業していくことがわかった。こうした面接による人物面の評価は、日本語教育施設によるスキルの一つであると言える。

5.2.2 大学による選考方法

現在日本の大学においては、政府派遣による学生の場合を除き、海外から直接私費留学生を受け入れる割合が低い。つまり、日本語教育施設等の卒業生から入学者を選考するケースが多く、その選考方法は日本語能力試験や学校独自の試験のほか、面接を実施している大学も多い。また、海外から直接学生を受け入れる場合は、学生の出身校の教授や協定校からの推薦に基づく場合が多い。

5.3 本事業における選考方法(案)

5.1 で述べたとおり、選考においては人物面の評価が重要であるが、そのため書類選考に加えて面接が必要となる。しかし、本事業の貸付対象学生数は将来的には年間数千人の規模を予定しており、面接する学生数はそれ以上の規模で行う必要がでてくる。これだけの人数を対象に面接を行うことは時間・人員・費用の点から考えると困難と言える。したがって、書類選考を原則としながらも人物面も適切に評価できる選考が求められる。

一方、必要以上に選考のために基準・手続き・必要書類を増やすことは、応募する学生にとっても時間と費用の浪費を強いることになり、ひいては利用希望者の門戸を狭めることにもつながる。そこで日本語教育施設・大学による学生の選考方法をよく検証し、妥当な範囲でこれらの教育機関の推薦に依拠した選考方法が考えられる。

5.3.1 教育機関による推薦に基づき選考する方法

- (1) 国内の日本語教育施設から大学へ進学する場合

私費留学生の多くは、国内の日本語教育施設を経てから大学へ進学している。そして少なくとも学生を多く抱える日本語教育施設では人物面の評価を中心とした選考を採り入れている。そこで、日本語教育施設の選考方法を検証し、人物面の評価

に基づく選考を行っているかを確認することを前提として、教育機関の推薦に基づき日本語教育施設への入学（就学生）および日本語教育施設から大学へ進学（留学生）する学生に対する貸付の選考を行う。

(2) 国内の大学から大学院へ進学する場合

国内の大学から大学院へ進学する場合も同様に、卒業する大学の推薦に基づき貸付対象学生を選考する方法が考えられる。ただし、大学へのインタビューから、同系列の大学院へ進学する場合は大学推薦を比較的得やすいが、他系列の大学院へ進学する場合には、大学推薦を得にくいことがわかった。これは推薦を行う大学側にとっては、学生が他系列の大学院へ進学する場合には推薦するメリットがあまり感じられないことが理由と考えられる。実際にはこのような形で大学院へ進学するケースは、本事業の対象となる就学生・留学生の全体数から見れば少ないと思われるが、今後事業実施段階では、同様の場合でも推薦が得られるように、大学側の理解を得る必要がある。

(3) 海外から直接大学・大学院へ進学する場合

海外の教育機関から直接大学・大学院へ進学する私費留学生の場合も、出身校の推薦に基づき選考する方法を採る。ただし、教育機関による推薦に基づく選考方法の場合、推薦の信用度により選考結果が左右されるため、留学生の出身校の推薦を安易に信用することはリスクがある。将来的には、留学生の出身校が発行した推薦の信用度についても一定の評価を下すことが必要であり、また評価を行うための実績データの蓄積および現地において選考を行うインフラを整備する必要がある。このような体制が整うまで当面の方策として、出身校による推薦に加えて、受入側の大学・大学院から学生に対する推薦がある場合は、出身校からの推薦を補完する形で評価を行う。

(4) 貸付金の債務保証が得られるケース

本事業では、学生への貸付にあたって日本人による債務保証を必須要件とはしない。しかし、仮に債務保証が得られる場合はその分貸倒リスクが軽減されるため、貸付対象人数を増やすことが可能となる。したがって、貸付にあたって債務保証が得られる場合は、債務保証人の返済能力を適切に評価することを前提として、選考時には積極的に評価する。

債務保証人が、受入教育機関である場合は、受入教育機関が責任を持って推薦したと解釈できる。したがって、教育機関の推薦は債務保証がない場合に比べて信用度が高いと判断する。一方、債務保証人が受入教育機関以外の日本人である場合は、

教育機関の推薦は債務保証がない場合と信用度に差がないものと判断する。

以上述べた教育機関による推薦を基本として貸付を行う方法は、日本育英会における奨学生の選考や、国費留学生の選考においても広く採り入れられており、本事業においても同様の考え方を採用する。

(5) 推薦の信用度の評価

教育機関推薦に依拠した選考を行う場合には、推薦の信用度を評価することが重要になる。つまり、推薦を行う教育機関が、想定する選考方法に基づいて適切に学生を選定しており、かつ一定の基準に基づき推薦を行っているか確かめる必要がある。特にこれまで学生の推薦を受けていなかった教育機関から新たに推薦を受ける場合には必要である。以下の手順により教育機関の推薦の信用度について確認する。

- 1) 当該教育機関を管轄する団体（以下、管轄団体）からの推薦に基づくものである場合は、新たな教育機関からの推薦を受け入れる。
- 2) 管轄団体からの推薦がない場合でも、公表資料から当該教育機関の信頼度が明らかに高いと判断できる場合は、新たな教育機関からの推薦を受け入れる。
- 3) 公表資料が入手できない場合や追加の確認項目が生じた場合は、管轄団体に問い合わせる。そして、当該教育機関の推薦の信用度を評定して特段の問題がないと判断した場合は、新たな教育機関からの推薦を受け入れる。
- 4) 以上の手続きにおいても、当該教育機関の信用度に一定の評価が下せない場合または信用を付与した場合でも最終的に選考方法について確認を必要とする場合は、当該教育機関に対するインタビューを行い推薦の受入について判断する。

教育機関による推薦に基づき選考・貸付を行った結果、不幸にも学生からの返済が滞った場合は、その理由を明らかにし、もし病気や事故等やむを得ない理由以外で返済が滞っている場合は、推薦した教育機関に状況を伝えとともに、次期以降の当該教育機関からの推薦の信用度を再評価する。具体的には、当該教育機関からの推薦人数枠を削減等を検討する。

なお、教育機関を管轄する団体とは、例えば日本語教育施設については(財)日本語教育振興協会が考えられる。日本では、同協会の認定を受けていることが、日本語教育を行う機関の就学生・留学生受入の前提となっている。また、同協会は文部科学省の「日本語教育施設の標準的基準に関する調査研究協力者会議」が取りまと

めた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部科学省・法務省・外務省の協力の下、日本語教育施設の認定審査を行っている。1999年10月現在、269の機関が認定されており、3年毎に認定を更新することになっている。したがって、同協会は日本語教育施設を推薦する管轄団体として適当と言える。

(6) 教育機関による推薦人数枠の設定

ここまでの議論では、教育機関に対して学生の推薦人数枠を設けることを前提としている。一方で、推薦人数枠を設けずに公募を行い、応募者の中から国連大学が貸付対象者を選抜する方法も考えられるが、以下の理由により本事業では推薦枠を設定する方法を採用する。

- 1) 本事業では予算額や貸付限度額の制約により、貸付対象学生数が限られる。この場合、推薦人数枠を設けずに利用希望者からの申込を受け付けて、貸付予定人数を超えた場合、国連大学で序列をつけてさらに貸付対象者を絞ることが必要となる。
- 2) 推薦人数枠を設けずに教育機関からの推薦を受けた場合、教育機関の選定基準が甘くなる恐れがある。
- 3) 推薦人数枠を設けない場合、教育機関からの推薦の信用度を評価して推薦人数枠を増減させるしくみを採用することができなくなる。

5.3.2 教育機関による推薦に拠らずに選考する方法

教育機関による推薦に拠らずに貸付対象者を選考する方法として、国連大学が直接または外部委託して面接を行い、選考する方法が考えられる。

この方法では、教育機関からの推薦に拠らず、国連大学が直接利用希望者と面接して学生の人物面の評価を行う。具体的には、国連大学内部に学生面接を行う担当者もしくは部門を設けて学生の選考にあたる。この方法に拠った場合、以下の課題を検討する必要がある。

(1) 適切な人物評価を行える選考担当者の確保

学生が責任を持って貸付資金を返済する人物であるかという点を面接の結果から判断するためには、長年多くの就学生・留学生と接触して彼等の特徴をよく理解している選考担当者が必要である。国連大学内部では現状このような適性を有する人材は乏しいため、新たに雇用するかまたは外部業務委託する必要がある。

(2) 適切な面接実施時期の設定

面接実施時期は、日本在住の学生の場合と、海外在住で将来日本に進学を希望する学生の場合で分けて検討する必要がある。

海外在住の学生の場合に比べて、日本在住の学生の面接時間や面接場所の自由度は大きいと言える。学生の立場からは、進学の場合が決定する前に面接してできるだけ早く選考結果を通知する方が望ましい。一方、国連大学の立場では、貸付契約は進学したことが前提となるため、進学可否の決定後に行う方が効率的であり、また面接者数も少なくすることができる。

また、海外在住で日本に進学を希望している学生の場合は、面接を進学可否の決定前に行うとすれば、学生が日本に渡航するかまたは国連大学が海外に赴いて面接選考を行う必要がある。資金に困窮している学生が選考のために渡日するには無理があることから、国連大学が海外に赴いて面接する必要がある。ただし、進学可否の決定後に面接を行うことにすれば日本在住の学生に対する面接と同様の方法で行うことは可能となる。

(3) 時間及び費用の問題の解決

面接を通じて人物面の評価するためには一定の時間をかける必要であり、また選考の集中時期には数名の担当者が面接にあたる必要がでてくる。さらに、面接結果についての調整も必要になってくる。すなわち、面接を実施するためには一定の時間及び費用が必要となる。

以上の課題を勘案し、以下の節では教育機関による推薦に基づき選考する方法について更に詳しく述べる。しかし、国連大学が自ら面接を実施して、教育機関による推薦に依拠しないで選考を行うことは、多くの学生に本事業を認知させて日本への進学の門戸を広げることにもつながる。したがって、上記の課題を考慮しつつ、将来には教育機関による推薦に依拠する選考の別枠として採用していくことも考えられる。

5.4 選考手続き

5.4.1 選考に必要な書類及び要件

5.1 に基づき、表 5-4-1 に示す書類の提出を学生に求める必要がある。日本在住者と海外在住者の場合で一部を除き同等の書類を要求する。これらの書類については貸付希望学生および国連大学の手続きを煩雑にしないため、一定の様式を事前に準

備する。

- (1) 既に日本に在住する学生が進学する場合（日本語教育施設から大学・大学院に進学する場合、あるいは大学から大学院に進学する場合等）
- (2) 海外に在住する学生が日本語教育施設または大学・大学院に直接進学する場合

表 5-4-1 選考・貸付に必要な書類（案）

	日本既在住者	海外在住者
第一次審査	1. 融資申請書 2. 教育機関の推薦状 3. 就学状況証明書及び成績証明書 4. 各種試験の成績表（私費外国人留学生統一試験、日本語能力試験、日本留学試験等） 5. 金融機関（銀行または郵便貯金）口座残高を示す書類のコピー 6. 就学または留学ビザのコピー 7. 連帯保証書（任意）	1. 融資申請書 2. 教育機関の推薦状 3. 就学状況証明書および成績証明書 4. 各種試験の成績表（私費外国人留学生統一試験、日本語能力試験、日本留学試験等） 5. 連帯保証書（任意）
第二次審査	1. 入学金支払に関する領収書、または同等の内容を証する一部学費の支払に関する領収書	1. 入学金支払に関する領収書、または同等の内容を証する一部学費の支払に関する領収書 2. 就学または留学ビザのコピー
契約時	1. 融資契約書 2. 自動引落申込書	1. 融資契約書 2. 自動引落申込書

必要書類の提出については、書類記載上の間違いや必要書類の不備等の問題を未然に防ぐため、推薦を行う教育機関の担当者に取りまとめて、国連大学に提出する。

5.4.2 選考手続きの流れ

選考手続きについても、日本在住学生と海外在住学生の場合を分けて考えられるが、基本的な審査手続きの流れは同じく図 5-4-2 のとおりである。

審査はより多くの留学希望者に機会を与え、また選考基準との関係で可能な限り簡略化した形で行う。海外からの留学者の場合については、中国・韓国・台湾等を中心に海外受付・相談窓口を開設し、現地でも審査を行う体制を整える。しかし、当面はあくまで予備審査という位置付けにし、本審査については日本で行う。

審査スケジュールについては、日本在住者と海外在住者の場合について分けて作成する。審査事務の作業量及び学生による審査資料準備期間を考慮して妥当なスケジュールとする。

図 5-4-2 選考手続きの流れ（案）

第一次審査

- ・ 日本語教育施設（または大学）の推薦状チェック¹
↓
- ・ 推薦校のチェック²
↓
- ・ 就学状況・成績が一定の水準を満たしていることを確認
↓
- ・ 財務状況の確認（融資前実績・融資後予定表）し、内容の妥当性を検討。特に日本既在住者については実績表の検討に重点を置く。
↓
- ・ その他必要書類の整備状況の確認
↓
- ・ 第一次審査結果通知

第二次審査

- ・ 入学金支払に関する領収書等および就学または留学ビザのチェック³
↓
- ・ 最終選考通知
↓
- ・ その他必要書類の整備状況

¹ 日本在住者の場合卒業した日本語教育施設・大学の推薦、海外在住者の場合受入日本語教育施設の推薦を意味する。

² 推薦する日本語教育施設・大学が信頼のおける選考に基づき学生を推薦しているか確認する。具体的には面接を通し人物面の評価に重点を置いた選考を行っているか確認する。

³ 日本在住者の場合大学・大学院の入学金支払領収書または同等の内容を証する一部学費支払に関する領収書、海外在住者の場合は加えて就学・留学ビザの交付状況を確認する。

5.5 日本留学試験導入による選考方法への対応

2002 年より、日本留学のための従来の試験制度を改善した新たな試験「日本留学試験」が実施される予定である。同試験は、留学生としての適性を的確に評価することを目的とした試験で、これまで行われている「私費外国人留学生統一試験」と「日本語能力試験」を統合するものとなる。試験実施時期を年 2 回（6 月及び 11 月）にする、試験会場を海外主要 10 都市以上に設ける等の措置により、留学希望者の便宜を図り、日本への留学をしやすくしている。例えば、2003 年 4 月に日本の大学等への留学を目指す学生は、2002 年 6 月及び 11 月の 2 回にわたり同試験を受験する機会があり、しかも在住国に試験会場が設けられてれば、受験のために来日する必要もない。

同試験の結果は、本事業における選考材料である学生の学力を判断する上でも大きな目安となり得る。中国・韓国・台湾等今後も留学生の増加が予測される国・地域における同試験の会場の設置状況を確認し、貸付対象となる留学希望者の現地選考（第一次選考）として利用する可能性についても検討する必要がある。

第 6 章

貸付方法

第6章 貸付方法

6.1 貸付方法の策定方針

選考を経て必要な手続きを行い、正式に融資契約を結んだ学生に対して貸付を行う。貸付にあたっては冗費されることを防ぐため、資金用途を限定して貸付けることに留意する。また、貸付対象学生の金融機関口座への振込サービスを依頼する金融機関は、様々な観点から検討により適切な金融機関を選定する。

6.2 本事業における貸付方法（案）

6.2.1 貸付方法

本事業の貸付金の使途対象となる項目は、渡航費、入学金、敷金・礼金等の留学時の初年度費用である。アンケート・インタビューによれば、学生が返済可能な金額は月1～2万円程度であると考えられ、在学中に返済するという前提事項から逆算した貸付金額は、入学金ないし半期分の授業料にほぼ相当する。そこでまず貸付方法として本人に入金するのではなく、進学予定の日本語教育施設や大学等の金融機関口座に貸付金を振り込む方法を検討した。しかし、この方法では以下の問題点や事実があることが明らかになった。

- (1) 入学する教育機関における事務手続きが煩雑となり、経費がかさむ。
- (2) ほとんどの大学・大学院では、入学金と初年度授業料の納付時期を分けており、またその他の初期費用も発生する。すなわち、入学金支払後にも学生の資金需要が発生する。

そこで、入学金支払の領収書等を確認し、入学金相当額または学生の貸付希望額を、大学・大学院生の場合は直接学生本人の金融機関口座に振り込み、また日本語教育施設生の場合にはその教育機関の金融機関口座に振り込む方法を提案する。

日本語教育施設では入学金・授業料等を来日前に一括で支払うケースがほとんどであり、資金需要は一時期に発生している。この点につき複数の日本語教育施設とのインタビューの結果、一括支払ではなく、2回に分割することも、事務手続きは煩雑となるが対応可能だろうという回答を得た。そこで、日本語教育施設については

最初に学生が貸付予定額を除いた入学金・授業料を教育機関に払い込み、その後国連大学から学生への貸付金額を日本語教育施設の金融機関口座へ払う方法を採用することを提案する。国連大学から学生を介することなく日本語教育施設の金融機関口座に直接を振り込む理由は、学生による貸付資金の流用によって納入すべき入学金・授業料の残金が日本語教育施設に支払われないという、日本語教育施設のリスクを軽減することができると考えられるためである。

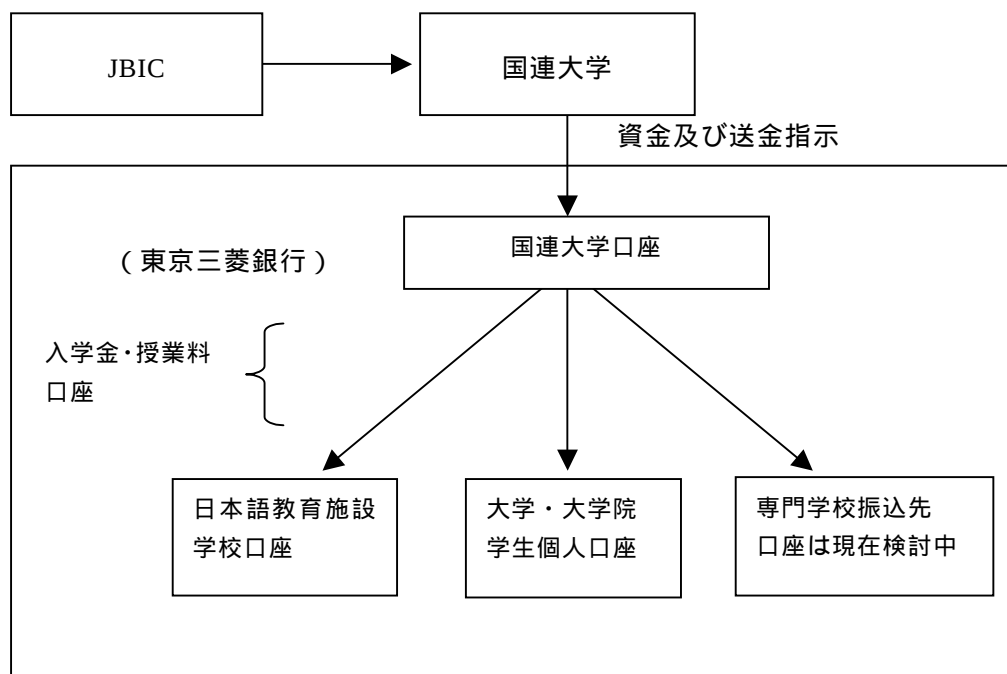
6.2.2 貸付使途

学生への貸付金額は、その用途との関係で決まることになる。既に学生の入学が確定していれば、入学時の初期費用が約 100 万円以上かかる場合もあるため、具体的に貸付使途を明確化しなくても、貸付資金がすべてこの初期費用に充てられると推測できる。具体的な貸付使途について厳密に限定するという観点からは、実際に教育機関に支払った入学金等の金額を、領収書等に基づき遡及的に貸付ける方法を採用することとする。

6.2.3 貸付資金の流れ

以上まとめると、当面考えられる貸付資金の流れは図 6-2-1 のとおりである。

図 6-2-1 貸付資金の流れ（案）



6.3 貸付条件

6.3.1 貸付金額の上限

貸倒リスクを低く抑え、また学生が将来返済に窮しないように学生が月々に返済可能と考えられる金額から、貸付金額の上限を設定する。表 6-3-1 及び表 6-3-2 にアンケート・インタビュー結果から得られた就学生・留学生の月次平均収入・支出額と自己申告による月々返済可能額を示す。これらの表から検討すると、月 1 万円前後の返済を上限として貸付金額を定めれば、返済する際に破綻を来す学生を極力回避することができると思う。この月々返済可能額に後述する返済回数を掛け合わせると日本語教育施設生（2 年制）及び大学院生が 20 万円、大学生（4 年制）で 40 万円が一応の貸付限度額であることがわかる。そこでこれらの額を原則的に貸付限度額とする。

表 6-3-1 学生の月次平均収入・支出額

所属課程	国・地域	平均収入	平均支出	収支差額
日本語教育施設	中国	124,813 円	103,911 円	20,902 円
	韓国	119,971 円	105,894 円	14,077 円
	全体	121,595 円	104,792 円	16,803 円
大学・大学院	中国	109,902 円	109,091 円	811 円
	韓国	112,219 円	112,060 円	159 円
	全体	110,159 円	110,083 円	76 円
全体		116,672 円	110,851 円	5,821 円

表 6-3-2 学生の自己申告による月々返済可能額

所属課程	国・地域	5,000 円 以上	10,000 円 以上	15,000 円 以上	20,000 円 以上
日本語教育施設	中国	84 %	64 %	54 %	43 %
	韓国	97 %	88 %	75 %	63 %
	全体	89 %	73 %	62 %	50 %
大学・大学院	中国	84 %	63 %	50 %	36 %
	韓国	93 %	78 %	62 %	46 %
	全体	86 %	66 %	53 %	39 %
全体		88 %	70 %	58 %	45 %

6.3.2 返済期間

貸付金の返済を開始する時期について、渡日間もない日本語教育施設生等にとっては日本語に不慣れであり、また簡単にアルバイト先を見つけられない場合が多いことから、6 ヶ月の返済据置期間（すなわち、4 月入学生の場合、同年 9 月末から返

済を開始)を設ける。また、大学・大学院生は日本語教育施設生に比べて、既に日本での生活を送ってきた者が大半であり、アルバイト先の確保も容易であると考えられる。そこで、返済を開始する時期を日本語教育施設生の場合に比べて早めることが可能であると考えられるが、大学生に対するアンケートでは、6ヵ月以上の返済据置期間を求める割合が約60%に上ったのに対し、2ヵ月未満に返済が開始できると回答した割合は約10%であった。そこで大学生についても返済据置期間を6ヵ月とし、大学院生についても同様とする。

また、返済の最終回としては本来教育機関を卒業する月(通常は3月)が考えられるが、実際には学生がそれ以前に帰国したり、帰国準備のため銀行口座を解約したりするケースが多い。したがって、返済の最終回は卒業する月の3ヵ月前(すなわち、3月卒業の場合、前年の12月)までとする。

6.3.3 貸付方法

貸付方法は6.2のとおり、日本語教育施設の場合は教育機関の金融機関口座に振り込み、大学・大学院の場合は学生本人の金融機関口座に振り込む。

6.3.4 回収方法

回収方法については第7章に示すとおり、学生本人の金融機関口座からの自動引落とする。

6.3.5 貸付利息

本事業の原資となる円借款の金利年0.75%及び手数料年0.1%分に見合った額を元本に加えて学生から回収することを考えれば、少なくとも年1%程度の利息を課することが必要となる。しかし、一方で本事業の意義及び費用対効果の点からは、利息を課することに以下のとおり疑問がもたれる面がある。

- (1) 育英資金貸付という本事業の意義を明確する上では無利息の貸付とすることがわかりやすい条件設定である。インタビューでも中国の学生を中心に利息に対して疑問を持つものもあり、また有利子であることに商業性を感じている学生もいた。
- (2) 年1%相当の利息を収受するために、追加的なシステム開発費や管理費が発生する。これらの費用を考えると、利息の徴収による実質的な収益分は相当小さくなることが予想され、費用対効果の点から疑問が残る。

また、無利息の学生貸付制度は、日本育英会や一部地方自治体による貸付制度や

各大学が独自で行っている貸付制度でも既に存在している。しかし一方、本事業運営のために最低限必要な管理コスト（年利 1%相当）が発生する。そこで利息は 0%とするものの、必要な管理コストはその内訳を明らかにした上で、手数料として貸付金額から相当額を差引いて、残額を学生に貸付ける方法が考えられる。

以上の貸付条件案をまとめると、表 6-3-3 のとおりである。

表 6-3-3 貸付条件案

受入機関	日本語教育施設 (2 年間)	大学	大学院
貸付限度額	20 万円	40 万円	20 万円
据置期間	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月
返済回数	16 回	40 回	16 回
月々返済額	約 10,000 円	約 10,000 円	約 10,000 円
貸付利率	0%	0%	0%
貸付方法	教育機関口座へ振込	本人口座へ振込	本人口座へ振込
回収方法	口座自動引落	口座自動引落	口座自動引落

この他の短期大学及び専修学校の場合については、パイロット・フェーズの結果に基づき検討する。

第 7 章

回收方法

第7章 回収方法

7.1 回収方法の策定方針

学生に貸付けた債権を確実に回収することは、貸倒を防ぐために最も重要な点であるが、このためには返済に伴う学生の負担をできるだけ軽減して計画的な返済が行えるように考慮する必要がある。本章で述べる回収方法については、パイロット・フェーズを通して見直しを行う。

- (1) 学生からの貸付金の回収方法は、学生本人の金融機関口座からの自動引落を利用する。また、貸付後一定の返済据置期間（6 ヶ月）をおき、その後毎月一定額とする。
- (2) 学生の金融機関口座は全金融機関を対象として、引落しできるようにする。
- (3) 毎月一定額の自動引落を原則とするが、繰上返済を希望する学生に対しては対処する。
- (4) やむを得ない事情による引落の猶予は、事前承認を前提として応じる。

7.2 本事業における回収方法（案）

7.2.1 自動引落サービスの利用

自動引落による回収方法は、学生の返済にかかる手続き面での負担を軽減するとともに、計画的な返済を行う上でも有効である。また、回収する側にとっても事務コストの抑制につながる。学生に対するインタビューからも、自動引落についての理解は得られていると言える。また、自動引落の開始時期については進学時における学生の住居移転やアルバイト先の確保等の問題を考慮し、返済据置期間を設ける。第6章で述べたように、6 ヶ月の返済据置期間を設けることが適当と考える。

7.2.2 利用金融機関

本事業において学生に対する貸付や回収の際に国連大学が利用する金融機関を検討する。検討を行う金融機関として、民間金融機関からは東京三菱銀行、また公的金融機関からは郵便貯金を比較する。民間金融機関として東京三菱銀行を選定した

理由は以下のとおりである。

- (1) 国連大学では既に同行を取引銀行として利用しており、既存のオンライン・サービスを利用できるというメリットがある。
- (2) 国連大学の内規により、新規に取引銀行を増やすことが厳格に規制されていて、既存の取引銀行に対し明らかにサービス面が勝っている等の理由が必要である。今回の場合では、他の大手都市銀行のサービスが、同行のサービスより明らかに勝っている点は見当たらず、新規に取引銀行を加えることは、国連大学の内規により非常に困難といえる。
- (3) 本事業の回収業務で重要となる、全金融機関口座を対象とした自動引落サービスが、同行の子会社より提供されている。

また、公的金融機関である郵便貯金を比較対象として選んだのは費用の面でメリットがあると考えたからである。

両金融機関のサービスの比較を表 7-2-1 に示す。ここで自動引落にかかる手数料を試算すると、表 7-2-2 に示すとおり、最大で年間 18,000 千円の差が生じ郵便局が圧倒的に有利である。これは本事業の資金計画から考えると全体のほぼ 1%に匹敵するもので決して小さい額とは言えない。

しかし、学生へのインタビューによれば、郵便局に口座を持っている学生は全体の 2 割以下である。郵便局口座からの引落しサービスを利用するためには、学生に郵便局口座を開設してもらわなければならない。学生に対し貸付に際して口座開設にしてもらうこと自体は可能と思われるが、この場合でも学生が日常利用している口座から毎月の引落日に合わせて、郵便局口座への振替をする必要が学生側に生じる。このことは、振替に伴う学生負担が増えるとともに、振替を忘れることによって残高不足による自動引落漏れが発生する恐れがあり、しいては貸倒リスクの増加要因になると考えられる。以上の点から、口座引落手数料の面ではデメリットがあるものの全金融機関からの引落ができるサービスを持つ東京三菱銀行の利用を推奨する。

表 7-2-1 金融機関サービス比較表

データ伝送による振込・振替 (国連大学の一般資金管理口座は東京三菱銀行口座)		
比較項目	郵便貯金	東京三菱銀行
基本料金	-	サービス名「せるふバンク」 使用。別途月額費用 7,000 円
手数料(一件につき)	30 円	3 万円以上 当行同一支店あて 0 円 当行他支店あて 210 円 他行あて 525 円
受取側口座 (学生、受入機関等)	郵便貯金口座	ほぼ全金融機関 (郵便貯金口座除く)
送金側口座(国連大学)	郵便貯金口座	東京三菱銀行口座
データ通信 (Firm Banking に同じ)	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要	全銀協統一フォーマット 国連大学にて「せるふバンク」 使用中。
制約条件等	送金側、受取側とも郵便貯金の 口座が必要。 国連大学東京三菱銀行一般資金 管理口座から国連大学郵便貯金 口座へのデータ伝送による資金 移動はできない。	現在、国連大学において「せる ふバンク」端末に手入力で運用 している。オンライン運用のた めには振込依頼データを作成し て「せるふバンク」に渡す必要 がある。
データ伝送による自動引き落とし (国連大学の一般資金管理口座は東京三菱銀行口座)		
比較項目	郵便貯金	東京三菱銀行 ¹
基本料金	-	月々 3,000 円 回収代金振込手数料 200 円
手数料(一件につき)	25 円	152 円
口座(学生)	郵便貯金口座	ほぼ全金融機関 (郵便貯金口座含む)
口座(国連大学)	郵便貯金口座	東京三菱銀行口座
残高不足の通知 (対 国連大学)	データ伝送による通知あり。	データ伝送による通知あり。
データ通信 (Firm Banking に同じ)	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要
引落日	任意の日に指定可能	毎月 12 日または 27 日

表 7-2-2 自動引落手数料の比較

件数	郵便局	東京三菱銀行	年間手数料差額
300 件の場合	90,000 円	547,200 円	457,200 円
3,000 件の場合	900,000 円	5,472,000 円	4,572,000 円
12,000 件の場合	3,600,000 円	21,888,000 円	18,288,000 円

¹ 子会社であるダイヤモンド・ファクター社の「ワイドネット」を利用

7.2.3 繰上返済

学生の多くは通常夏休み等の長期休暇期間に、より多くのアルバイト収入額が望める。したがって資金的な余裕が生じて、貸付時に決められた返済期限を待たずに繰上返済を行いたいという学生が出ることも予想される。繰上返済は債務から早く解放されることから、学生側のニーズもあると言える。一方、国連大学の管理面からみれば、回収手続きが複雑となるため管理コストがかかるが、自動引落による返済を原則とするものの学生のニーズにも合わせて繰上返済も認める。

7.2.4 返済猶予

学生が病気や事故等やむを得ない状況により収入が確保できず、返済が困難となる場合が発生することも想定される。このような状況では臨時的に学生の資金需要が増すこともあり、強制的に口座からの自動引落を行うことは、苦しい状況にある学生を更に窮地に追い込むことにもなりかねない。したがって、貸付金の返済を猶予することも可能にする。

しかし一方で、決められたとおりに返済しなくても構わないという風評が流れる等のモラルハザードが発生する心配があることから、返済猶予に係る手続きとして、事前に申請書類を国連大学に提出し承認を得ることを原則とする。ただし緊急事態の場合には、事後に申請書類を提出し承認を得ることを前提に、電話連絡等により返済猶予の手続きを進める。また、正当な理由によって返済猶予が認められた場合には、懲罰的な延滞利息を課さないこととする。

7.2.5 卒業後の返済延期

将来、日本国内での就職が確定している学生については、貸付金の返済を卒業後に延期するというオプションを検討する。インタビューからも、卒業後に返済する希望が多かった。この場合、学生が内定通知書等を提出して国連大学に事前承認を得て返済延期を可能とする。

第 8 章

債権管理方法

第 8 章 債権管理方法

8.1 債権管理方法の策定方針

本事業の債権管理は以下に掲げる方針に基づき行う。

- (1) 債権管理は、貸付事業において最も重要な業務であることから、貸倒を未然に防ぐため未回収債権管理表を利用した一元管理を行う。
- (2) 徹底した債権管理を行うとともに、本事業の主旨に照らし第 9 章に述べる生活支援業務と関連付け、貸倒につながる学生が困窮した状況にならないように留意する。
- (3) 返済開始直後における返済状況に注視し、滞納の常態化をさける。
- (4) 延滞債権の督促手段としてははがきによる通知を基本とし、それでも改善しない場合には電話連絡する。訪問による債権取り立ては原則おこなわない。

8.2 本事業における債権管理方法（案）

8.2.1 債権管理表による管理

債権管理表を用いた債権の一元的管理を国連大学において行う。債権管理表に記録する項目としては管理コード、氏名、住所、年齢・性別、連絡先、金額、リスクレベル、延滞状況（返済履歴・督促状況）、就学状況、貸倒引当金（残高×引当率）が考えられる。

8.2.2 延滞債権の督促

返済を滞納している学生に対して、段階に応じてはがきや電話での督促を行う。はがきでの通知については滞納の状況により複数の様式を準備し、システムから自動的に出力する。学生本人への電話連絡は、はがきによる延滞通知を 2 度行っても効果がない場合に行う。ただし、学生の心証も考慮し、督促が目的ではあるものの、本人との会話では学生の現在状況や返済が延滞している内容を聞き、返済計画の変更も含め相談に応じる。

訪問による取り立ては行わないが、督促の過程で訪問すべき事由が発生した場合（例えば、病気・事故等の理由により学生から訪問を求められた場合）は本人を訪問することも検討する。ただし、学生が首都圏以外に在住する等の地理的制約がある場合は、生活支援業務を委託する機関（アジアシード等）やその地方事務所に対して、訪問を依頼する。督促の履歴は債権管理表に反映させて、滞納期間等を勘案した学生の貸倒リスクレベルの評価に利用する。貸倒リスクレベルについては貸倒率として数値化し、債権額に乗じることにより個別の貸倒引当金額を算定する。また、これらの処理はすべてシステム化する。

8.2.3 返済開始直後の返済実績の重視

一般に割賦返済の場合には、貸付金の返済開始当初に返済が習慣化した債務者は、その後も円滑に返済するケースが多い。本事業では口座からの自動引落を原則としているため、返済の習慣化はそれほど大きな問題とはならないが、返済開始当初の1～2回目の返済実績を注視し、はがき及び電話による督促を実施する。

第 9 章

生活支援方法

第9章 生活支援方法

9.1 生活支援方法の策定方針

本事業が一般的な貸金業と異なり就学生・留学生を支援することが目的であるという観点から、学生に対する生活支援は重要である。また、生活支援は就学生・留学生の収入支援等を講じることにより、貸倒に陥らないようにするためにも必要である。しかし一方で、学生に対する生活支援を行うことは簡単ではなく、過去の就学生・留学生に対する生活支援の経験に基づいて、学生の状況を身近で捉え適切なサポートを行うことが必要である。また、生活支援の対象範囲には際限がなく、たとえ一人の学生に対する支援であっても、その支援内容によっては膨大な時間と費用が必要となる。

したがって、本事業では生活支援を重要な事業内容として位置づけるものの、本事業開始後に貸付対象学生数は最大で1万人を超えることから、支援内容の範囲には一定の上限を設ける。

9.2 本事業における生活支援方法（案）

検討すべき生活支援として以下のものが考えられる。基本的には現状の他の留学生支援団体が行っている制度の後押しとして位置づけとなる。

- (1) アルバイト収入支援
- (2) 住宅情報の提供
- (3) カウンセリング（実際は業務委託先より専門のカウンセラーが対応）
- (4) 留学生との情報の共有化

9.2.1 アルバイト収入支援

就学生・留学生および教育機関とのインタビューからは、現在学生のアルバイト先の確保が困難であるという深刻な状況は伺えなかった。また、アルバイト先の確保方法としては就学生・留学生間の口伝えによる照会がほとんどであった。しかし、現在の日本における失業率の高さや増加が予測される就学生・留学生数の状況を考えると、今後学生のアルバイト先の確保が困難となる恐れがある。また、アルバイトを行っている場合でも以下のような事実や問題点が指摘される。

- (1) アルバイトの職種としては飲食店関係が多い。
- (2) アルバイト先確保の程度は日本語の熟練度に比例しており、渡日直後では日本語熟練度が低いためアルバイト先の確保は難しい。
- (3) 一日のアルバイト時間が長時間となっている。
- (4) 雇用する側に就学生・留学生に対する偏見がある。

貸付対象学生が卒業後に日本に就職して、就職後の収入で返済を行えるならば、学生の債務返済負担を軽減するという観点からは望ましく、さらに返済完了後帰国し母国の発展に寄与するのであれば本来の ODA の目的にも則する。また、日本企業が将来の雇用の可能性を考えて積極的に就学生・留学生にアルバイトを頼むとするならば、学生はより良い条件のアルバイト先の確保ができる可能性がある。就学生・留学生の卒業後の日本における就職先確保については、厚生労働省においても「留学生の就職支援のあり方についての懇談会」が発足され検討されている。しかし、将来の日本での就職を前提とした貸付の可能性を考えた結果、以下の理由により困難であるという結論に達した。

- (1) 一般企業への就職を考えた場合、最終的に採用される学生はごく限られた優秀な学生であり、また、大学または大学院に進学する時点で一般企業に就職することが約束されている学生は、採用を予定している企業が既に何らかの支援をしている場合が多い。
- (2) 留学生が日本への就職希望を最終的に決定するのは卒業間近になるケースが殆どであり、大学・大学院進学時に就職希望を決定するケースが少ない。

しかし一方で、留学生を対象として求人する企業も存在する。例えば、海外に工場を有する企業が現地での将来の幹部候補生を育成するため、日本において予め教育を施したい場合には積極的に雇用している。また、IT 関連産業では留学生に対する潜在的な求人ニーズがある。

以上述べたとおり、アルバイトについては量の確保と質の向上という課題があるといえる。本事業でのアルバイト支援策の内容としては以下のものが考えられる。なお、当然ではあるがいずれの場合にも入国管理法で定める規定範囲以内であることが前提である。

- (1) 国連大学が(財)内外学生センターと情報交換を中心とした連携を行い、アルバイトに関する需要と供給のミスマッチが生じないようにする。
- (2) 国連大学がアルバイトの量や質の向上のため、企業を中心に広報活動を展開す

る。広報にあたっては経済産業省や各経済団体の支援を得ることを検討する。そして、制度としては通常のアルバイトのほか、入国管理法で許される範囲での夏休みなどを利用したインターン（研修）制度の導入を検討する。インターン（研修）制度は研修目的であり、アルバイト収入を得ることが本旨ではないが、研修を行い結果的にある程度の収入が得られるならば導入検討の意義があると言える。また、広報手段としてはニュースレターの配布や説明会の開催及び企業への面接などを行い、企業からの協力を得る。説明資料の作成にあたっては、大学・大学院の協力を得る。また、説明を通し就学生・留学生に対する偏見（報道によりたびたび問題として取り上げられる事柄が、全ての就学生・留学生に対するイメージとなってしまう）を払拭することを考える。例えば、実際の就学生・留学生のほとんどが厳しい学生生活環境の中でまじめに勉学に励み、日本に親しんでいるという事実を、資料作成や説明会を通して広報することなどが考えられる。

- (3) アルバイト収入支援のほか、日本企業への就職が促進されれば、就職を前提とした貸付や返済を考慮することができ、返済に伴う学生の負担を軽減することが可能となる。ニーズのある企業を対象として、学生への紹介や説明会の開催などを国連大学が行い、就職支援を行うことが考えられる。また、経済産業省所管の財団法人等より就職支援情報を入手し、学生に対し紹介を行うことも学生の日本企業への就職機会を増やすことにつながるといえる。

9.2.2 住宅情報の提供充実

学生及び教育機関に対するアンケート・インタビューの結果、住居の確保という点で以下の問題点が指摘された。

- (1) 住居の賃貸契約における保証人の問題
- (2) 適当な住居が不足しているという問題
- (3) 家賃が高いという問題
- (4) 住居の質の問題

このうち(1)住居の賃貸契約における保証人の問題は、学生が渡日後、最も困った点として挙げられた。これは住居を借りるにあたって必要な保証人を探すのに困難であることを指す。一般的に、保証人になることはリスクが大きいため敬遠されがちであるが、就学生・留学生のために保証人になることは、そのリスクが大きくなる傾向があるためさらに難しくなる。現実には教育機関の教官に保証人を依頼することが多いが、教官の負担能力にも限界がある。そこで現在では、大学教授からの要請に基づき留学生住宅総合補償制度を内外学生センターが推進している。

留学生住宅総合補償制度とは、「住宅総合保険」と「保証人補償基金」を組み合わせたもので、外国人留学生が借戸室の失火等で家主に対して損害賠償をしなければならない場合や、家賃未払等により保証人が家主から保証債務の履行請求を受けた場合に、補償を行うことを目的としている。同制度は平成11年3月から実施されており、制度の利用者数は全国300校、2,900人にのぼっている。「住宅総合保険」部分は一般の保険会社の住宅総合保険を適用する一方、「保証人補償基金」部分は同制度を利用する留学生からの加入金及び企業からの寄付を原資として、内外学生センターが独自で運用を行っている。

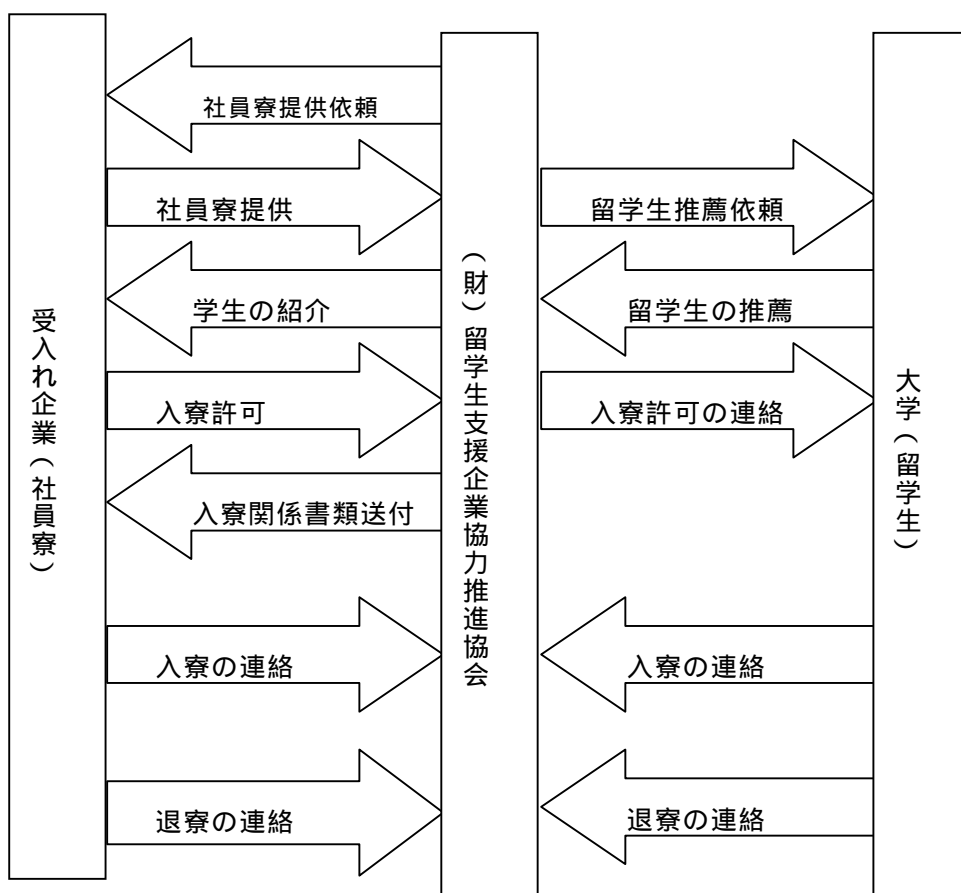
現在、外国人留学生の民間アパート賃借を容易にするために、この留学生住宅総合補償制度を活用して、連帯保証人の負担軽減に取り組む動きが全国的に広がっている。大阪府内の大学・自治体などが参加する「大阪地域留学生等交流推進協議会」は、大阪府内で留学生が賃貸住宅を借りる際の統一契約書を作成している。統一契約書は保証人の責任の範囲を30万円までと明示するなど借主に有利な内容で、大阪府宅地建物取引業協会や全日本不動産協会大阪府本部の同意を得ている。留学生は同制度に加入することで、保証人に対して30万円までの保証金が支払われるため、限度内で保証人に債務がかからない仕組みとなっている。また、福岡県では(財)福岡県国際交流センター等の地域国際化協会が保証人となる機関保証方式があり、滞納家賃、退去に伴う現状復帰費用、行方不明時の家財道具等処分経費を保証範囲としている。また、石川県では、個人保証を前提としているが保証人の債務が30万円を超えた場合は、大学・自治体・地元企業が構成する「石川地域留学生住宅支援協議会」が超過分を助成している。更に学校単位であっても、例えば名古屋大学は留学生後援会を組織し、留学生住宅総合補償制度へ加入していることを前提として、外国人留学生が民間アパートを賃借する際に機関保証を行っている。

しかし、制度の導入には地域により差が生じており、この差は各県における宅建協会の理解の差とも言える。すなわち、同制度の導入によりアパート賃貸業者が保険加入手数料収入を得られなくなり、これらアパート賃貸業者の抵抗があるからである。したがって、同制度への支援を後押しするためには、地方自治体を中心に各都道府県の宅地建物取引業協会および不動産協会の協力を取り付ける必要がある。

一方、(2)から(4)の問題は低廉な家賃の住居との相関関係で決まるものであり、ある程度やむを得ないものである。外国人については、ある一定の制限を加え入居を拒むケースが多いため、学生は先輩・友達の紹介により住居を探していることが多い。これ以外にも学校で寮を用意しているケースや内外学生センターで紹介しているケースもある。また、(財)留学生支援企業協力推進協会の実施する「社員寮への留学生受入れプログラム」を通じて住居を確保しているケースもある。

同プログラムは図9-3-1に示す手順のもとに実施されている。

図 9-3-1 「社員寮への留学生受入れプログラム」の手続きの流れ



同プログラムは企業ボランティアの一環として、空室となっている社宅を安価で学生に貸し与えるものであり、200 社以上の企業から良質で低廉な宿舎が提供されるとともに、企業社員との日常的な交流を通じた相互理解の醸成の面でも大きな効果を挙げている。提供される住居は家賃及び質ともに良好な条件のものが多く、しかし学校の寮を含め、供給できる施設の絶対数は限られている。

以上の点をまとめると住宅情報の提供充実策としては、以下の項目が検討課題として挙げられる。

- (1) 留学生支援団体等の協力を得て、これら団体や業務委託機関を中心に留学生住宅総合補償制度の推進をサポートする。具体的には、留学生数が多いにもかかわらず同制度の普及が遅れている都道府県では内外学生センターと情報交換を行い、その都道府県の宅建業協会及び不動産協会の同制度への協力度合いの実態を把握した上、支援団体や生活支援業務委託先を中心に改善に努める。
- (2) 留学生住宅総合補償制度が整備されている地方自治体の場合には、学生に対しその利用を促す。

- (3) 各企業に働きかけ、(財)留学生支援企業協力推進協会に対する協力を求めるとともに、協力が得られた場合は、同協会の提供する住居の紹介を学生に対し行う。

9.2.3 カウンセリング

カウンセリングは就学生・留学生に限らず、学生が抱える悩みの相談にのり、問題を解消することによって学生生活を継続させる点で重要であり、教育機関ではそのためのスタッフを専門または兼務として雇用している。就学生・留学生に対するカウンセリングは、日本における留学生生活をサポートすることでドロップアウトを未然に防ぎ、また本事業の債務滞納を防ぐ上でも重要である。ただし実際にカウンセリングを行う担当者は、カウンセリング経験が豊富であることが必要であり、当面は業務委託機関にカウンセリング業務の委託を行う。

カウンセリングは以下の方法による。

- (1) カウンセリング相談窓口を国連大学及び業務委託機関に設け、学生に相談窓口の存在をパンフレット等により案内する。
- (2) 入学直後及び入学6ヵ月後を目処に、はがきやニュースレターによる照会を通じて、学生が抱える問題について問い合わせる。相談先としては国連大学の他、委託機関となるアジアシード及び各地方事務所を紹介する。
- (3) 相談を受けた場合はその内容を聞き、相談に応じる。特別な事情がある場合を除いて、電話により一定の解決策を示唆できるようにする。もし、即答できない場合は後日、改めて連絡をとる。以上の顛末については生活支援状況リストに記録する。
- (4) 生活支援方法は電話によるものを主とするが、以下の場合については直接本人に会う、または本人宅を直接訪れる等の対応も検討する。

1) 病気・事故のケース

学生が病気や事故や遭遇した場合は、本人にその状況を聞いて適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて学校や家族、知人等に連絡をとる。また、緊急性がより高い場合は直接本人宅や入院先に赴くこととする。

2) 精神的に深刻な状況にある場合

電話によるカウンセリングの結果、学生が深刻な悩みを抱えている場合は内容により学校や家族、知人等に連絡をとる。また、直接本人に会うことも検討する。

3) 自己破産状態に陥っている場合

学生が資金的に困窮しており自己破産に近いような場合は、その経緯を聞くとともに収入の確保の手段についてアドバイスを行う。この結果、貸付金の期日返済が不可能であると判断された場合は別途定めるガイドラインに基づき返済や猶予の相談に応じる。ただし、返済延期や猶予を行う場合はモラルハザード対策のため本人を呼び寄せ、内容を確認する。

4) ドロップアウト

学生がドロップアウトを起こしている場合、また起こしそうな場合は適切なアドバイスを行うとともに、その状況について必要に応じ学校や家族、知人等に連絡をとる。また、本人と面会することも検討する。

9.2.4 学生との情報の共有化

国連大学と学生の間で生活支援に関する情報の共有化を図ることは、事業実施の上で直接双方の役に立つという以外にも、学生が孤独感に苛まされることを避け、延いてはドロップアウトを通じて貸倒となる学生を生じさせないためにも必要である。そのため、学生との情報の共有化策として以下の方法を考える。

- (1) 国連大学のホームページ上にカウンセリングコーナーを設けインターネットによる悩み相談に応える。またメーリング・リスト、メールマガジンを作成して情報の伝達を図る。
- (2) ニュースレターを作成し、定期的に学生に郵送する。これにより情報の共有を図るとともに宛先不明の連絡により、学生の住居の変更及び所在の確認を行う。

第 1 0 章

貸倒リスク

第10章 貸倒リスク

10.1 貸倒の定義

10.1.1 本事業における貸倒の定義

貸倒の定義（または認定）について以下に記述する。なお、貸倒に至るまでの債権の評価は貸倒引当金を計上することにより行う。

本事業において、貸倒とは以下の事由が生じた場合を指す。

- (1) 本人が死亡または重大な疾病などにより弁済不能となった場合
- (2) 本人の資産の状況、支払能力等からその債権の全額が回収できないことが明らかとなった場合
- (3) 帰国が確認された場合（ただし、一時帰国は除く）
- (4) 本人が行方不明と判断された場合
- (5) 上記以外で国連大学が貸倒と認定し、事業監理委員会に、その内容について報告した場合

なお、本事業では日本人による債務保証を貸付要件としていないが、学生によっては貸付契約時に第三者の債務保証が得られる場合が考えられる。したがって、保証人が存在する場合、本人に上記の事由が発生した際はその債権について保証人に求償する。この場合で貸倒となるのは以下の事由が発生した場合とする。

- (1) 債権額が保証額を超えている場合
- (2) 保証人が死亡または重大な疾病などにより弁済不能となった場合
- (3) 保証人の資産の状況、支払能力等からその債権の全額が回収できないことが明らかとなった場合
- (4) 上記以外で国連大学が保証人による弁済が困難であると認定し、事業監理委員会に、その内容について報告した場合

10.1.2 類似制度における貸倒の定義

類似制度における貸倒の定義（または認定）を参考として示す。

(1) (財)日本育英会

- 1) 奨学生であった者が行方不明または破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来の資力を回復する見込みがなく、連帯保証人・保証人（以下「連帯保証人等」という）が、死亡・行方不明のとき、または強制執行・破産等の理由により著しく返還困難と認められるとき
- 2) 元本債権及びこれに係る延滞金として弁済された金額の合計額が元本債権金額の全額に達することとなった場合における返済未済額が、督促手続費用に満たないと認められるとき、または返済未済額が少額で、住所不明等の理由により請求することが困難と認められるとき

(2) (財)内外学生センター

(財)内外学生センターは「外国人留学生支援基金」からの貸付金について、以下の場合に貸倒と認定している。

- 1) 貸与を受けた者が死亡により返還が不能となった場合
- 2) 借入本人が重度の身体障害者となり、債権の回収が不能もしくは困難と認められる場合
- 3) 借入本人が大学を除籍となり、債権の回収が不能もしくは困難と認められる場合
- 4) 借入本人が帰国し、債権の回収が不能もしくは困難と認められる場合
- 5) 上記に掲げるもの以外で、特別な事情により債権の回収が不能もしくは困難と認められる場合

10.2 貸倒リスクの分析方法

本事業の貸倒リスク分析は、以下の手順に基づき行う。

- (1) 想定されるリスクを列挙し、その内容により複数のリスク項目に分類する。

- (2) インタビュー・アンケートの結果を用い、貸付対象者の属性別に、それぞれのリスク項目毎の貸倒率を見積もる。貸付対象者の属性及び貸倒率の算定式は、以下によるものとする。

- 1) 貸付対象者の属性分類：

- (a) 出身国・地域： 中国、韓国、その他
- (b) 教育課程： 日本語教育施設、大学学部、大学院
- (c) 設立形態： 国公立、私立

- 2) 貸倒率の算定式：

$$\text{貸倒率} = \text{貸倒該当率}^1 \times \text{残存債務率}^2$$

- (3) 貸付対象者の属性別に、各リスク項目の貸倒率を合計することによって、貸付対象者の属性別貸倒率を算定する。

$$\text{貸付対象者の属性別貸倒率} = \sum \text{リスク項目別貸倒率}$$

- (4) 最終的な貸倒率は、貸付対象者の属性別貸倒率を、貸付対象者の全体のうちその属性を持つ者の占める割合で、加重調整した総和で算出する。
- (5) さらに、同種の学生貸付制度の実績値や他の統計データを参考にして、算定された貸倒率を相対的に分析する。
- (6) 貸倒率は、返済条件により変動すると考えられる。そこで、返済条件によって異なる返済額を複数設定し、その設定ごとに最終貸倒率を算定する。

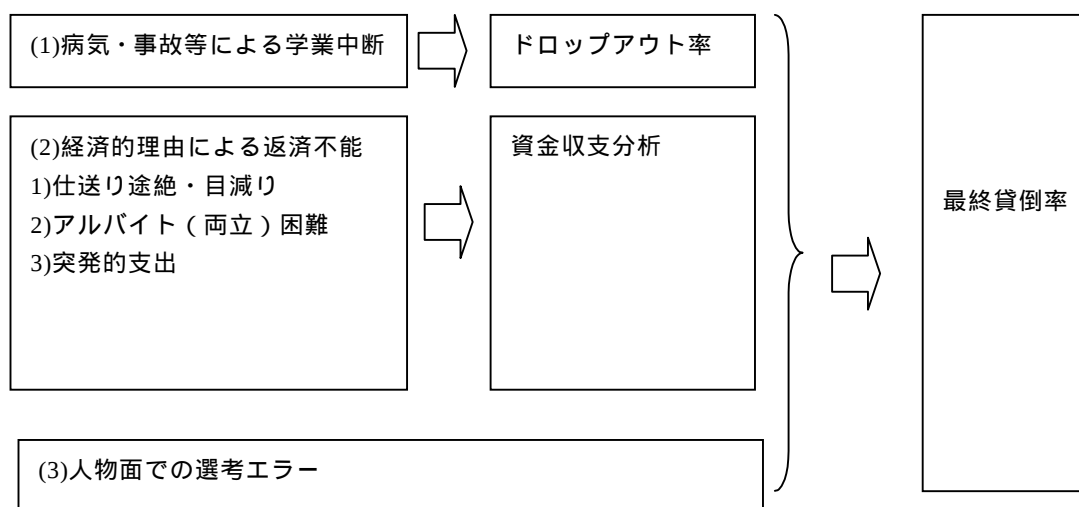
10.3 貸倒リスクの種類

貸倒リスク項目を図 10-3-1 に示す。

¹ 貸倒に該当する学生の割合

² 貸倒発生時点での、貸付額に対する未返済金額の割合

図 10-3-1 貸倒リスク項目



(1) 病気・不慮の事故等により学業を中断せざるを得ないリスク

受入教育機関へのインタビューから得られたドロップアウト率を基に推定する。

(2) 経済的理由により返済不能に陥るリスク

1) 仕送りの円貨手取り額が為替変動により目減りするリスク

2) 仕送りもとの経済的理由により、仕送り額が減少または途絶するリスク

これらのリスクは、多分に仕送り元である出身国の経済情勢に依存する。これらリスクを定量的に捕捉するのは困難であるが、以下の仮定をもとに推定する。

このリスクに伴う貸倒率は、仕送り依存度が全収入の 50% 以上の学生について、仕送り額をある一定割合減少した場合に、返済額を含めた月次支出が収入を上回り、返済不能に陥るであろう学生の割合として計算する。ここで一定割合とは、学生出身国の過去 10 年間の日本に対する通貨の年平均下落率の 2 乗として計算する。中国、韓国、台湾の通貨は、過去 10 年間通貨危機の影響を受けた時期を除き、おおよそ減価の傾向にあるが、仮にこの減価分が 2 倍となったときに返済不能となるであろう学生が何パーセントいるか計算する。

(3) 学業とアルバイトの両立が困難となるリスク

学業とアルバイトの両立が困難となり、返済不能に陥るケースが考えられる。このリスクに伴う貸倒を定量的に捕捉するのは困難であるが、以下の仮定をもとに推定する。

収入におけるアルバイト依存率が50%以上で、アルバイト時間が週20時間以上の学生について、現在のアルバイト時間がある一定割合減じた場合に、返済額を含めた月次支出が収入を上回り、返済不能に陥るであろう学生の割合で計算する。すなわち、アルバイト依存率が高く、従事時間が長い学生について、アルバイト時間の減少により返済不能に至る割合を計算したものである。ここで、アルバイト時間減少についての一定割合は、20%とする。

また、インタビュー等によれば、学業とアルバイトの両立が困難となるのは学部3・4年生及び大学院生に多いことから、想定返済不能時点を学部生の場合は3年次終了時、大学院生の場合は1年次終了時とした。なお、日本語教育施設生については、両立が困難となるリスクよりも、日本語の能力が低いことによりアルバイトにつけないリスクを重視し、別のリスク項目で計算する。

1) 日本語能力の問題によりアルバイトを確保できないリスク

日本語教育施設生や留学生別科生は、日本語能力が未だ初級の段階で渡日する場合がほとんどである。このような場合、たとえアルバイトに就くことを前提に返済計画を立てていても、日本語能力の問題によりアルバイトを確保できないリスクがある。このリスクに伴う貸倒を定量的に捕捉するのは困難であるが、以下の仮定をもとに推定する。

日本語教育施設生や留学生別科生で、渡日後一定期間が経過しているにもかかわらず、日本語の上達が芳しくない学生の一定割合が返済不能に至ると仮定する。ここで一定期間は返済据置期間を考慮して渡日後1年、一定割合は1%とし、渡日後1年以上経過しているにもかかわらず、日本語レベルが中級以下の学生に1%を乗じた学生数で計算する。

2) 家賃等の物価高騰により収支バランスが崩れるリスク

このリスクに伴う貸倒率は、一ヶ月の生活費をある一定割合増加させた場合に、返済額を含めた月次支出が収入を上回り、返済不能に陥るであろう学生の割合で計算する。ここで、生活費増加についての一定割合は、日本における過去10年間の平均物価上昇率の2乗で計算する。ここ数年を除き過去10年間で、物価は上昇の傾向にあるが、この上昇が通常の2倍となったときに返済不能となる学生が何パーセントいるかで計算する。

(4) 人物面で不適切な留学生が選考されるリスク

人物面で不適切な留学生が選考されるリスクとは、当初から学生に貸付金の返済

の意思がなくて学生に貸付けた時点で全額貸倒となってしまうリスク、または当初はそのような悪意がなくとも返済に対する責任感が低くて返済が滞るリスクを指す。これらのリスクは、すべて選考過程で発生する。

まず、当初から貸付金の返済意思がなくて貸付けた時点で全額貸倒となってしまうリスクは、本事業のように教育機関による推薦に基づいた選考を行う場合には極めて低くなると思われる。また、当初は悪意がなくとも返済に対する責任感が低くて返済が滞るリスクもあるが、この場合、返済滞り始めるまでに返済がある程度進んでいるため、貸倒率は低くなる。したがって、ここでは両者を合わせて1%とする。

10.4 予想貸倒リスクの算定結果

以上の条件をもとに、予想貸倒リスクを算定する。10.3 に示した前提の中で、選考過程で元々返済する意思がないのに貸付金を利用しようとする学生を排除できないリスクを1%と仮定してきた。これに対し、貸付申請時に自分の返済能力を甘く見積もり、また選考においてもその見込み違いが発見できない場合が考えられる。これも一つの選考上のリスクであり、選考の精度を意味する。したがって、選考の精度が高い場合（選考上のリスクが0%）と低い場合（選考上のリスクが100%）に分けて貸倒リスクを算定した。なお、選考上のリスクが100%とは、返済能力がない学生でもすべて貸付を行うということである。実際の貸倒率は、選考の精度の低い場合と高い場合の間で決まることになる。また、返済能力がない学生の割合はアンケートで聞いた学生の月々返済可能額をもとに計算した。具体的な計算結果はAppendix B に示す。貸倒リスクについては適正な範囲で保守的に見積もった。例えば、病気・事故等による貸倒リスクは3%としているが、実際にはこれを下回る可能性が高い。しかし明確に率を算定できないため、ここでは3%としている。

(1) 月々返済額からみた貸倒リスク

表 10-4-1 選考の精度が高い場合の貸倒リスク

	国・地域	学生比率	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
日本語教育施設	中国	55%	5%	5%	5%	6%
	韓国	34%	6%	6%	6%	6%
	台湾	3%	5%	7%	5%	7%
	その他	9%	5%	7%	8%	7%
	合計	100%	6%	5%	5%	6%
大学・大学院	中国	60%	14%	15%	15%	14%
	韓国	20%	10%	11%	10%	11%
	台湾	7%	5%	5%	7%	8%
	その他	13%	5%	9%	8%	8%
	合計	100%	12%	13%	13%	12%
総合計			9%	9%	9%	9%

表 10-4-2 選考の精度が低い場合の貸倒リスク

	国・地域	学生比率	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
日本語教育施設	中国	55%	20%	29%	35%	41%
	韓国	34%	9%	13%	18%	23%
	台湾	3%	15%	23%	28%	35%
	その他	9%	15%	24%	30%	35%
	合計	100%	16%	23%	29%	35%
大学・大学院	中国	60%	28%	36%	42%	47%
	韓国	20%	17%	23%	29%	35%
	台湾	7%	24%	35%	42%	48%
	その他	13%	23%	37%	43%	48%
	合計	100%	25%	33%	39%	45%
総合計			20%	28%	34%	40%

(2) 予想貸倒リスクの評価

1) 全般的評価

表 10-4-1 より選考精度が高い場合は、ほぼ 10%以下の貸倒リスクとなる。一方、表 10-4-2 より選考精度が低い場合は月 2 万円の返済額のケースで、貸倒リスクは 40%にも達する。したがって、選考においては学生の返済能力がどれだけあるか十分吟味するとともに、できるだけ余裕を持った返済が行えるように貸付金額を制限することが必要となる。

2) 属性別評価

日本語教育施設と大学・大学院で比較した場合、貸倒リスクは大学・大学院生の方が日本語教育施設生よりも高いと言える。この理由は、インタビューの結果からも明らかなように、大学・大学院生は日本語教育施設生に比べてアルバイトと学業の両立が困難である点が挙げられる。しかし一方で、大学院生は奨学金を受けている場合も多く、そのような学生は貸倒率が低いとも言える。また、国・地域別に比較した場合、大学・大学院生では中国からの学生の貸倒リスクが韓国からの学生の貸倒リスクよりも高くなっているが、日本語教育施設生では逆に韓国からの学生の貸倒リスクは中国からの学生の貸倒リスクよりも高い傾向にある。

3) 運用による貸倒率低減の可能性

次に、運用方法の巧拙によりどれだけ貸倒率に影響するか検討する。

(a) 選考の精度

選考の精度については運用によって限りなく精度を高めることが可能といえる。この場合、表 10-4-1 に示した選考の精度が高い場合の貸倒リスクを実現することが可能となる。また、貸付対象学生数を限定すれば、当初から悪意で本事業の貸付制度を利用する学生のリスク（上記の計算ではこの種類のリスクを 1%見積もっている）を 0%に近づけることが可能であると言える。

(b) 返済計画の変更

日本で就学・留学中に返済することが無理な場合に返済計画を変更し、学生が母国に帰国してから返済を続ける方法を採用することも考えられる。最終的に返済される金額は未知数であるが、これにより債権を回収することが可能となり、実質的に貸倒リスクを低減させることができると言える。

(3) 貸倒リスクの目標設定をした場合の試算

前項までは貸倒リスクの予想をおこなったが、次に貸倒リスクが予め限定されていた場合に、それを達成するために選考等においてどのような前提条件を設ければ達成可能かについて検討する。ただし、この検討は計算値に基づくものであり、実際の貸倒リスクを保証するものではない。また、目標とする貸倒リスクは 5%を想定する。

1) 日本語教育施設の学生を対象とした貸付

表 10-4-1 より、日本語教育施設の学生に限定して貸付を行えば貸倒が 5～6%の範囲に落ち着くと推定できる。

2) 別途奨学金を受けている学生（大学院生）を対象とした貸付

一定金額以上（例えば、収入のうち 50%以上が奨学金）の奨学金を受けている学生は貸倒リスクが低いといえる。この学生に絞って貸付けた場合、貸倒リスクは理論上 5%を下回ると言える。

10.5 貸倒リスクの抑制策

以上の検討を念頭に、貸倒率をできるだけ抑制する手段を講じることが必要である。貸倒率抑制のためには、第一に留学生自身が借り入れた資金に対し責任を持って返済するという強い意志を持つことが重要であり、また貸付側にとっても学生に対してそのような認識を持たせる策を講じることが必要である（モラルハザード対策）。モラルハザード対策のためには以下の点を中心に行う。

(1) 事業の主旨説明

貸付契約にあたり契約書上に本事業の主旨を記載し留学生にその主旨よく理解させた上で契約し、返済に対する強い責任感をもたせる。さらに広報・募集時に配布するパンフレットや国連大学のホームページ上の事業紹介に本事業の主旨を記載する。また、今後開催される各種説明会においても事業主旨の説明を行う。

(2) 債権管理を通しての貸倒抑制

第 8 章でも述べたように口座自動引落による回収が滞った場合は、はがきや電話による督促を行い、貸倒の抑制を図る。なお、貸倒の認定は国連大学の会計処理のために行うものであり、あくまで内部処理の問題である。したがって、学生に対しては債権放棄を表明するものではなく、返済の猶予を与えることがあっても原則として債権放棄は行わないこととし、留学生間の情報伝達により安易な貸倒を誘発しないように留意する。具体的には、学生が帰国時に未返済の債務がある場合は、本人の帰国後に銀行振込を通じて国連大学に対し返済することを学生に確約させ、また同時に新しい返済計画を国連大学に提出させる。この場合、日本との GDP の差から、全額を返済することが将来にわたっても学生にとって困難であることが明らかな場合には、日本との GDP の差や物価の違いを考慮して債務の一部免除も考慮する。また、毎月返済とした場合に 1 回あたりの送金手数料が、返済額を上回ることもあるため、在日時に原則としている毎月の返済ではなく、年払い等の方法も新しい返済計画作成上考慮する。

(3) 延滞債権に対する対処策の設定

モラルハザード対策として、病気・事故等やむを得ない理由以外で返済が滞った場合に以下のような対処策を講じる。

- 1) 延滞債権に対して延滞利息を課す。延滞利息については日本育英会が採用している利率を参考に、年率 5% で延滞が生じた翌日より日割りにて計算する。
- 2) 延滞をおこした就学生・留学生を推薦した教育機関に対して状況を報告するとともに、以後の選考について一定の制約条件を設ける。具体的にはその教育機関からの推薦人数枠を制限する。

(4) 生活支援プログラムとの連携

貸倒率抑制のためにモラルハザード対策のほか、貸倒の事態に陥らないように奨学生生活支援の充実を図る。生活支援の内容は第 9 章に記載している。

10.6 返済可能と予想される学生の傾向分析

本章では貸倒リスクについて検討してきたが、最後に返済可能な学生の属性について検討する。これは貸倒抑制を考える上でも参考になるものである。

検討の方法としては、インタビュー及びアンケートそれぞれの分析を行い、想定できる返済可能な学生の属性を分析する。

(1) インタビューの分析による返済可能な学生の属性

返済能力について、インタビューの回答者に共通して見られた傾向は以下の点である。

1) 日本語教育施設生

- (a) 現在、アルバイトによって一定の収入を得ているものが大多数で、現状の収入が維持できれば返済は可能と答えた学生が多数であった。
- (b) 大学に進学した後、アルバイトと学業の両立が困難になるかもしれないとの認識が日本語教育施設生には薄いため、返済可能と回答する学生の割合が高いものと思われる。

2) 大学・大学院生

- (a) 返済能力は、奨学金の受給有無に左右されるということが大半の学生の見方であった。

(2) アンケートの分析による返済可能な学生の属性

アンケート結果より、利用希望者が自己申告した月々返済可能額と、自己申告した月次収支より分析した結果得られた月次余剰資金額がそれぞれ1万円以上の者の比率を求めた。これを利用の希望があり、且つ返済能力のある者の割合として、本事業の利用率と定義付けたところ、表10-6-1の結果が得られた。結果においては、1万円以上の月次返済が可能と答えた学生の割合(2)と、実際のキャッシュフローから求めた余剰資金が1万円を超える学生の割合(3)に乖離が見られた。本貸付は、希望者のうち、あくまでも返済能力のある者の利用が前提となるため、実際の利用率は(3)を基に見積もるべきである。しかしインタビューの結果等を勘案すると、この乖離はアルバイト収入の過少申告が大きな理由と考えられる。そこで利用率の予測値は、自己申告ベースの(2)の率と、キャッシュフローから算出した返済可能者率(3)の中間値を採用した。この利用率、すなわち返済できる人の構成比率から、

アンケートの結果から導き出される返済可能者の属性を見ることができる。

表 10-6-1 本事業実施時の推定利用希望率

所属課程	国・地域	(1)アンケートによる 利用希望者比率	(2)月 1 万円以上 返済可能な 利用希望者比率	(3)月 1 万円以上 余剰資金がある 利用希望者比率	補正した 利用希望者比率 (2)と(3)の平均値
日本語教育施設	中国	84 %	56 %	41 %	49 %
	韓国	73 %	63 %	29 %	46 %
	全体	79 %	58 %	35 %	47 %
大学・大学院	中国	71 %	47 %	29 %	38 %
	韓国	63 %	53 %	24 %	39 %
	全体	66 %	47 %	26 %	37 %

返済可能者の属性は、上記に述べた理由から、自己申告ベースの返済可能者と、キャッシュフローから算出した返済可能者の双方を考慮に入れる必要がある。自己申告ベースについては、返済可能者が 50%を超える属性を抽出した。また、キャッシュフローベースについては、返済可能者が 40%を超える属性を抽出した。その際、母数が全体の 7%程度にあたる台湾の学生は属性毎に細分化すると母数が極端に少なくなるため、分析の対象外とした。結論として、抽出された属性に共通した事項は以下に示す通りである。

1) 自己申告ベースの返済可能者

(a) 日本語教育施設生

- i) 収入依存先がアルバイトであり、法務省が定めた許容時間限度までアルバイトに従事している学生。

(b) 大学・大学院

- i) 別科の学生の場合では、主な収入源を仕送りに依存している学生。
- ii) 大学・大学院生の場合では、奨学金を得ている学生。
- iii) 奨学金を得ていないが、収入依存先がアルバイトである学生。
- iv) 法務省が定めた許容時間に満たない範囲でアルバイトに従事している学生。

2) キャッシュフローベースの返済可能者

(a) 日本語教育施設

- i) 収入依存先がアルバイトであり、法務省が定めた許容時間限度までアルバイトに従事している中国の学生。

(b) 大学・大学院

- i) 奨学金を得ている学生。
- ii) 法務省が定めた許容時間に満たない範囲でアルバイトに従事している学生。

表 10-6-2 自己申告ベースの返済可能者属性

	国・地域	返済可能者率 50%以上	収入依存先 (収入の50%以上)	奨学金 (あり:50%以上が受給)	週アルバイト時間
日本語教育施設	中国		アルバイト	なし	20時間以上
	韓国		アルバイト	なし	20時間以上
大学・大学院	中国	・留学生別科	仕送り	なし	20時間未満
		・国公立学部文系	アルバイト	あり	20時間未満
		・国公立大学院理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
		・私立大学院理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
	韓国	・留学生別科	仕送	あり	20時間未満
		・私立学部文系	アルバイト	なし	20時間未満
		・国公立大学院理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
		・私立大学院文系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
		・私立大学院理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満

表 10-6-3 キャッシュフローベースの返済可能者属性

	国・地域	返済可能者率 40%以上	収入依存先 (収入の50%以上)	奨学金 (あり:50%以上が受給)	週アルバイト時間
日本語教育施設	中国		アルバイト	なし	20時間以上
大学・大学院	中国	・国公立学部文系	アルバイト	あり	20時間未満
		・国公立学部理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
		・私立大学院理系	その他(奨学金)	あり	20時間未満
	韓国	・私立大学院文系	その他(奨学金)	あり	20時間未満

アンケート回答の整合性の観点から特筆すべきは、仕送りに依存する学生が自己申告の返済可能額と、月次収支より分析した結果得られた月次余剰資金額に整合性のないものが散見されたことである。すなわち、中国の学生は仕送りに依存するものは少ないが、収支の均衡の取れているものが比較的多かった。全ての属性の内訳は Appendix A に示した。

(3) 想定される返済可能な学生の属性

以上、インタビューおよびアンケートの結果から共通して得られる返済可能な学生の属性としては以下の点が挙げられる。

1) 日本語教育施設

収入依存先がアルバイトであり、法務省が定めた許容時間限度までアルバイトに従事している中国の学生。この背景としては日本語教育施設の学生は奨学金を得られる割合が少ない反面、比較的アルバイト時間を確保できることから、可能な範囲で最大限アルバイトを行っている学生に返済可能な学生が多いという結果になっている。また、日本語教育施設では中国の学生の方が韓国の学生に比べて返済可能性が高いといえる。

2) 大学・大学院

奨学金を得ている学生であり、かつ法務省が定めた許容時間に満たない範囲でアルバイトに従事している学生。この背景としては大学・大学院では奨学金という安定的な収入を得ていることが返済可能性を高める上で必要であり、そのためアルバイト収入にそれほど頼らなくても収入が確保される学生の返済可能性が高いと言える。

第 1 1 章

事業実施体制

第 11 章 事業実施体制

11.1 事業実施体制の策定方針

本事業のうち、広報・募集・選考・貸付・回収・債権管理の各業務については国連大学が主体的に行うが、生活支援や延滞債権のフォローについては外部に業務委託を行う。これは生活支援や延滞債権のフォローの業務は非常に困難になることが予想され、このため長年の経験を蓄積したコンサルタントに業務を委託する必要があると考えるからである。また、生活支援や延滞債権に対するフォローはより学生に密着した環境で行うことが求められる。そこで、本事業のために地方事務所設置の検討を行い、教育機関の留学生担当課と連携を図る体制を考える。業務委託を受けた機関は、生活支援や延滞債権に対するフォロー状況をボトム・アップの形で国連大学に報告する。

11.2 業務委託機関の選定

生活支援や延滞債権のフォローの業務委託を行う機関の選定にあたっては、学生貸付業務に関わる十分な経験・実績及び実施能力を備えており、開発途上国にも拠点を有する国際協力に根ざした機関であることを考慮する。また、安定した財務基盤を有していることも考慮する。検討の結果、業務委託を行うコンサルタントとしてはアジアシードを第一候補として考える。

11.2.1 アジアシード

(1) 沿革

アジアシードは日本とインドネシアの科学技術交流を目的とする団体「日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)」から人材育成に関わる活動を引き継ぐ形で、1984年にその活動を開始した。そして1999年11月5日にNPO法人 アジアシードとして認証されている。正式名称は「アジア科学教育経済発展機構」、英語名はAsia Science and Education for Economic Development である。

(2) 事業内容

アジアシードの事業内容は、調査事業、留学生支援活動、海外における予備教育・

ツイニングプログラム、短期研修プログラム、途上国の大学強化プログラム、研究会・セミナー等、共同研究・交流事業、その他となっている。

(3) 組織

アジアシードは、役員 14 名及び社員 35 名から構成され、東京本部のほかクアラルンプール、バンコク、ジャカルタに海外事務所を持っている。

(4) 留学生支援活動の履歴

マレーシア高等教育基金事業 (HELP) においてプロジェクトの全般的な管理及びコーディネーションを担当するコンサルタント業務を行った経験がある。同事業は日本の円借款資金によってマレーシア政府が実施する留学生派遣事業であり、フェーズ 2 ではツイニングプログラムが導入されている。

(5) 財務状況分析

本事業遂行のためには業務委託先が委託された業務を安定して行うことが必要であり、財務的にも安定した基盤が必要である。アジアシードより入手した財務諸表によれば、業務を引き継いだ JIF の財務状況も含めて安定した収支状況となっており、正味財産も平成 13 年 3 月 31 日現在で資産総額 132 百万円に対し 21 百万円となっている。また、借入債務も負っておらず大きな評価損を計上する恐れのある資産も保有していない。以上から現状、財務状況について特に問題となる事項は発見されていない。

11.2.2 委託業務内容

アジアシードに対する委託業務内容として以下が考えられる。

(1) 貸付業務

貸付契約締結代行を行う。なお選考・審査は国連大学が行う。

(2) 債権管理業務

- 1) 債権管理については国連大学が行い、また訪問による取り立ては行わない。しかし、学生に対する督促の過程で訪問すべき事由が発生した場合 (病気・事故等の理由により学生から訪問を求められた場合) は訪問も検討する。そこで、訪問を国連大学から依頼された場合に学生との訪問面談を行う。

(3) 生活支援

第 9 章に示すカウンセリングの業務を行う。

(4) 地方事務所との連携

アジアシード直営の地方事務所を設置し地方の留学生・就学生支援について連携する。内容としては貸付・債権管理・生活支援の各業務に関連して連携を図り、定期的に各地方事務所に赴き業務内容の意見交換を行う。

(5) 国連大学のサポート

国連大学の事業運営に対し相談を受けた場合には応じる。なお、追加のコンサルティング業務が発生した場合には国連大学との協議の上、別途契約手続の必要性について検討する。

(6) 事業費精算

受託業務の事業費報告書を四半期ベースで作成し、国連大学との間で精算する。

11.2.3 地方事務所の設置

首都圏についてはアジアシードを業務委託機関として予定しているが、貸付希望学生の半数近くは地方在住の学生であると予想される。また、特に地方都市の中でも、大阪・名古屋・福岡に在住する学生が大きな割合を占めると考えられる。そこで少なくとも、これら 3 都市については地方拠点を設ける必要がある。地方拠点の設置方法としては、地方の留学生支援関連団体との連携等を検討したが実現性に乏しいことから、ここでは業務委託機関となるアジアシードの直営の形で地方事務所を設置することを検討する。しかし、パイロット・フェーズの状況を踏まえ地方自治体留学センターをはじめ留学生・就学生受入経験のある各団体の協力が得られる場合は地方において、それら団体との連携を検討する。また、費用対効果を考慮の上、将来的には必要に応じ大阪・名古屋・福岡以外の都市でも地方事務所設置等の検討も行うこととする。

11.2.4 業務委託料の算定

(1) 業務委託料の算定方法

業務委託料の算定は、業務遂行上必要な経費をもとに決定するコスト・リカバリー方式を原則とする。算定については、固定的にかかる費用及び必要最低限な費用の部分と変動的に発生する費用部分は分けて設定する。また、業務効率改善へのインセンティブとして将来の契約更新において当初契約額にインフレ要因等を加味し

た一律の契約額更新を行う方法を採用。

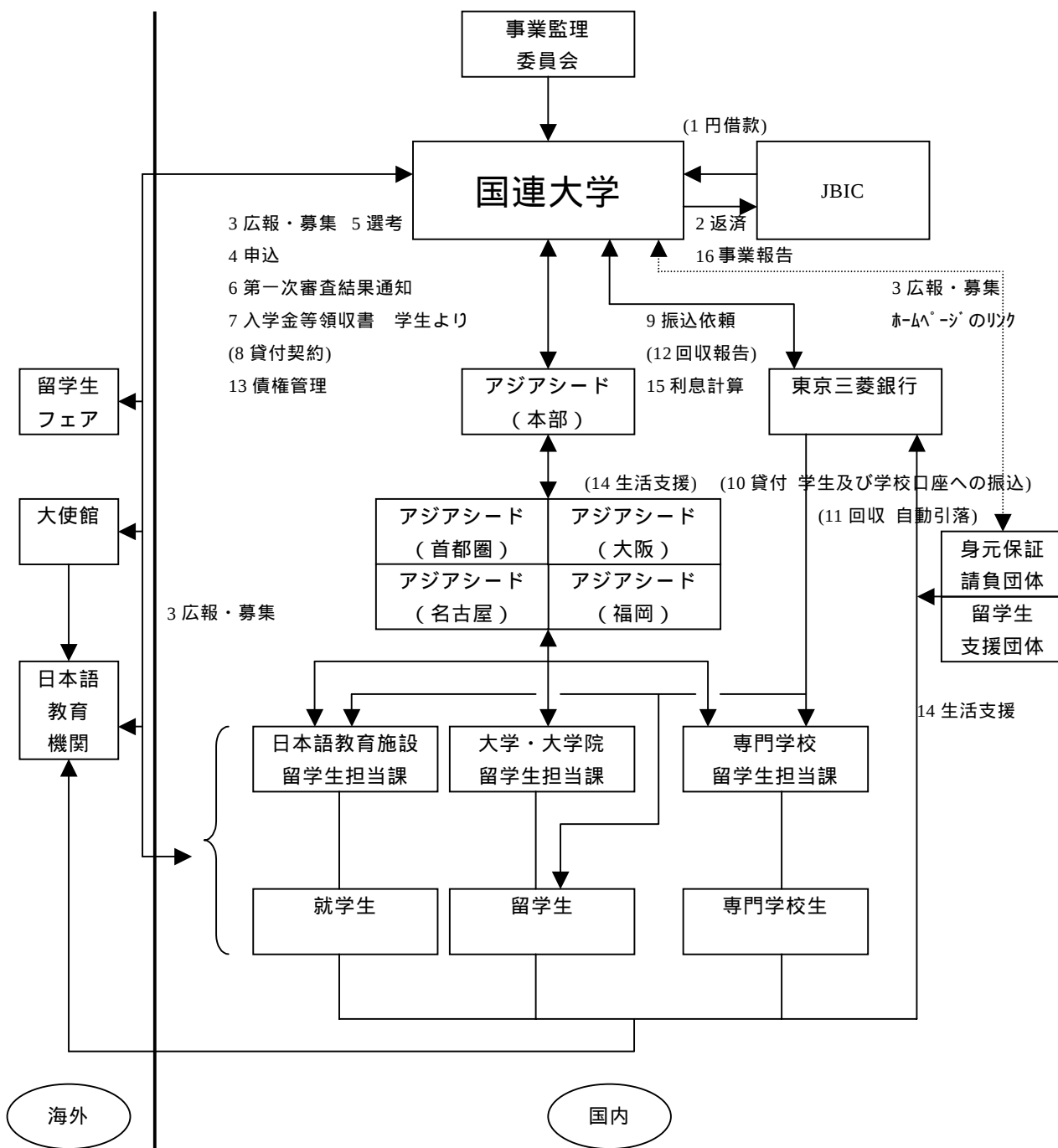
(2) 業務委託料の算定結果

業務委託料の算定結果は第 13 章に示す。

11.3 国連大学の事業実施体制・管理体制の検討

国連大学の事業実施体制・管理体制を図 11-3-1 に示す。

図 11-3-1 事業実施体制図（案）



契約項目	契約者	契約内容
(1 円借款)	JBIC – 国連大学	
(8 貸付契約)	国連大学 – 学生	
(10 貸付 学校口座への振込)	国連大学 – 日本語教育施設	返済猶予に関して
(11 回収 自動引落)	学生 – 東京三菱銀行	引落同意に関して
(12 回収報告)	国連大学 – 東京三菱銀行	引落金の振替に関して
(14 生活支援)	国連大学 – アジアシード	
(14 生活支援)	国連大学 – 留学生支援団体等	

表 11-3-2 事業実施体制の概要

No.	項目	From	To	管理帳票
1	円借款の貸付	JBIC	国連大学	
2	円借款の返済	国連大学	JBIC	
3	広報・募集	国連大学	貸付希望学生	
4	貸付申込	貸付希望学生	国連大学	
5	選考（第一次）			
6	選考結果通知	国連大学	貸付希望学生	
7	大学等への合格通知	貸付希望学生	国連大学	
8	貸付契約	貸付対象学生	国連大学	学生リスト
9	振込依頼書の作成	国連大学	東京三菱銀行	
10	貸付（振込）	東京三菱銀行	学生または教育機関	債権管理リスト
11	回収（自動引落）	貸付対象学生	ダイヤモンドファクター社	
12	回収状況報告	ダイヤモンドファクター社	国連大学	
13	債権管理	国連大学	アジアシード	延滞督促状況リスト
14	生活支援	アジアシード	国連大学	生活支援状況表
15	預金利息計算	国連大学	東京三菱銀行	利息計算書
16	事業報告	国連大学	JBIC	事業報告者 （四半期報告書）

11.4 国連大学の実施体制

本事業の実施のため、国連大学内に専門部局を設ける必要がある。この専門部局で行う主要業務としては以下のとおり挙げられる。

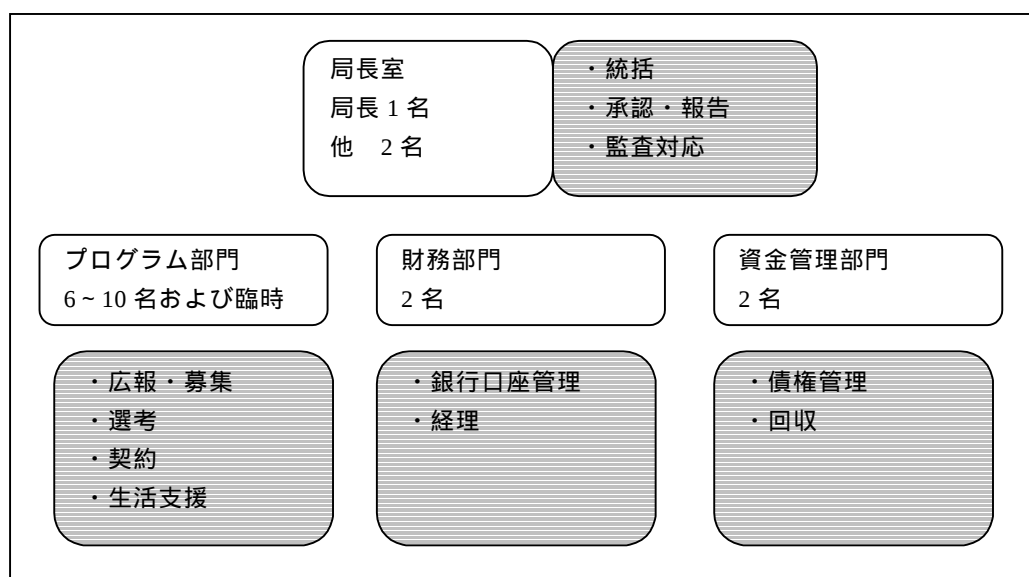
- (1) 広報・募集・選考
- (2) 貸付・回収・債権管理
- (3) 生活支援
- (4) 報告・監査・連絡会議・予算案提出、承認

このうち生活支援については業務委託を行い、他の主要業務は国連大学留学生支援局が表 11-4-1 及び図 11-4-2 の体制で実施する。

表 11-4-1 国連大学留学生支援局の実施体制および人員配置

該当する部署名	区分	役割	人数
局長室	統括責任者	統括 各種連絡会・定期的会合の開催 契約書等の承認 JBIC に対する報告 外務省との連携 監査対応	1 名
		事業報告書の作成 統括サポート	1 名
	副統括	サポート・ワーク	1 名
プログラム部門	広報・募集	パンフレットの作成・配布 ホームページの更新 海外・国内での説明会実施 受入学校・大学との連携	1 名
		サポート・ワーク	1 名
	申込受付 第一次選考 最終選考 契約	キャッシュ・フロー評価、推薦状の 検証等書類審査（第一次審査） 入学金支払い証の確認 貸付契約書の準備	1 名 (800 人以下応募時) 3 名 (3,000 人応募時)
		サポート・ワーク	6 人月（臨時雇用）
財務部門	銀行口座管理	振込依頼書の作成、回収状況のデ ータ処理、資金計画作成	1 人
債権管理部門	債権管理	貸倒リスク分析 督促業務委託先への指示 資金回収	1 人
		サポート・ワーク	1 人
プログラム部門	生活支援	生活支援状況のフォロー 生活支援業務委託先への指示	3 名 (800 人以下応募時) 3 名 (3,000 人応募時)
財務部門	経理	各種財務資料の作成	1 人
合計			13～17 人 プラス臨時雇用

図 11-4-2 実施体制図

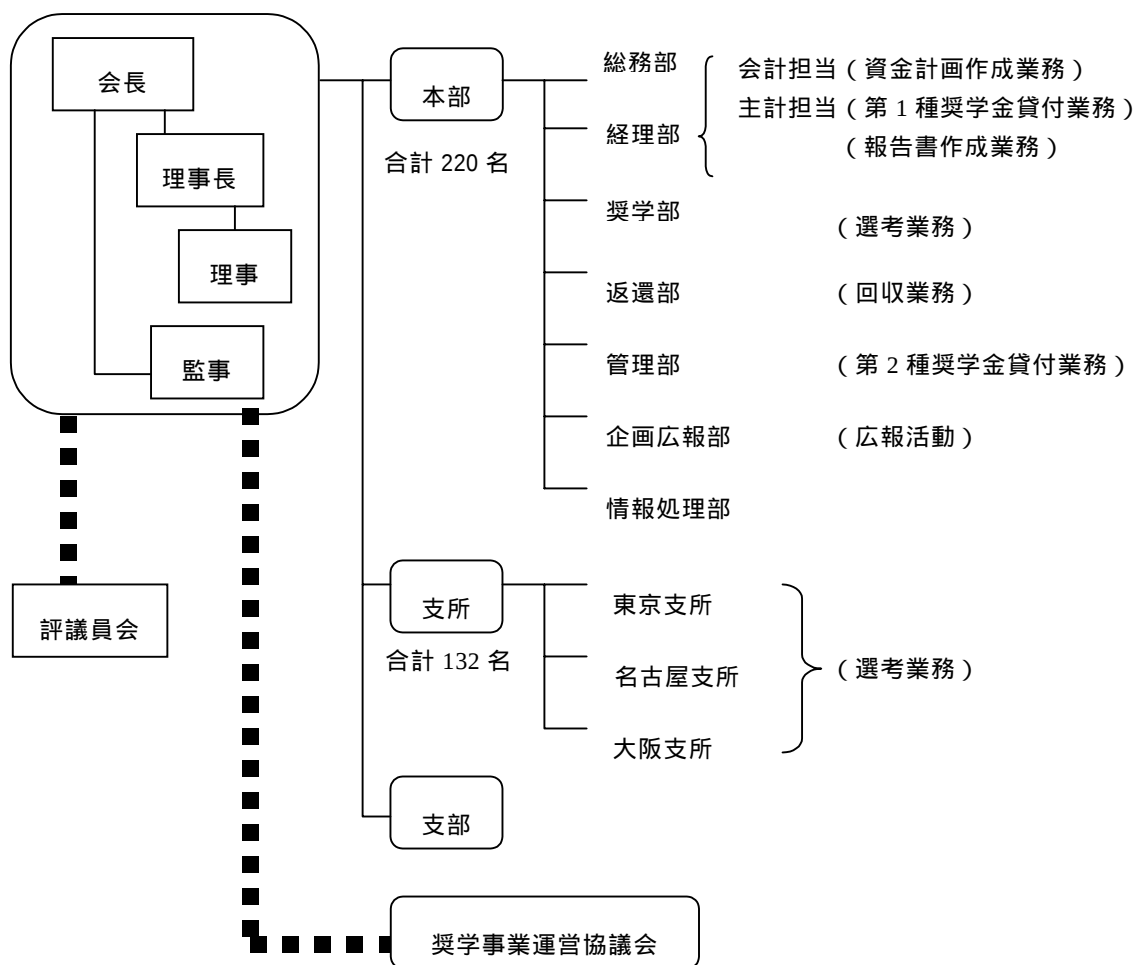


11.5 類似の育英資金貸付機関との比較

11.5.1 日本育英会の組織体制

(財)日本育英会は日本最大の育英組織であり、同会の組織体制は、本事業の実施体制を構築する際にも参考情報が多い。同会の全体の組織図、および貸付事業関連業務（資金計画・広報・選考・貸付・生活支援・回収・報告）に係る部署の人員配置は図 11-5-1 のとおりである。

図 11-5-1 日本育英会の組織図



(1) 評議員会

会長の諮問に応じて、業務の運営に関する重要事項について審議を実施する（財）日本育英会の最高意思決定機関である。

(2) 本部

会務の総括、奨学金貸与、回収計画、奨学金の交付等のほか、支所の所轄地域以

外を対象として、奨学生の選考・採用・カウンセリング、貸与金の回収、返還免除等の業務を実施している

(3) 支所

それぞれの地域を対象として、奨学生の選考・採用・カウンセリング、貸与金の回収、返還免除等の業務を行っている。

(4) 支部

各都道府県の県庁所在地に 2～4 名程度の人員を配置し、高等学校奨学生の選考およびカウンセリングを実施している。また大学・高等専門学校・高等学校・専修学校の予約採用候補者の選考・採用に関する業務を実施している。

(5) 奨学事業運営協議会

奨学生の推薦、選考、採用、カウンセリング、奨学金の返還その他に関する業務に係る事項の審議を実施する。大学教授等学識経験者を始めとした外部の専門家及び日本育英会の理事により構成されている。

また、日本育英会において、資金計画・広報・選考・貸付・回収・生活支援・報告を担当する部署及び業務内容等については表 11-5-2 のとおりである。

表 11-5-2 (財)日本育英会人員配置表

業務	担当部署名	業務担当 人員数	業務内容
資金計画	経理部会計	5 名	毎月の資金需要予測および資金計画作成
広報	企画広報部	9 名	ポスター・パンフレットの配布および各学校におけるガイダンスの実施
選考	奨学部（本部） 奨学課（支所）	本部 40 名 東京 20 名 名古屋 6 名 大阪 10 名	各学校を通じて届いた応募書類の検討
貸付	経理部主計 管理部	2 名 5 名	第 1 種奨学金（無利子）貸付業務 第 2 種奨学金（有利子）貸付業務
回収 生活支援	返還部	160 名	電話による返還督促、生活支援の仲介
報告	経理部主計	5 名	各種財務資料等の作成

11.5.2 本事業と日本育英会との比較

表 11-5-3 に本事業の予定人員数と、日本育英会の人員を比較する。

表 11-5-3 人員配置比較表

項目	本育英資金貸付事業	(財)日本育英会 ¹
貸与人員数	12 千人	753 千人
資金計画担当者数	1 名	5 名
広報活動担当者数	2 名	9 名
選考業務担当者数	3 名 (臨時雇用 6 名) ²	76 名 (本部奨学部および支所奨学課の人員合計)
貸付業務担当者数	3 名 (臨時雇用 6 名)	7 名
回収業務 (生活支援業務を含む) 担当者数	回収業務 3～4 名 生活支援業務 1 名～3 名 および業務委託先	160 名
報告業務担当者数	2 名	5 名

(財)日本育英会では、平成 13 年度に 753 千人に対して育英資金の貸付を実施しており、これら膨大な数の奨学金受給者を管理すると同時に広報活動を展開し、資金計画を作成している。これらの業務を実施するにあたり、同会では相当の人員を確保している。特に生活支援業務を含んだ回収業務では 160 名を動員しており、回収業務担当者 1 名当りの貸付学生数は 4,700 人に及ぶ。貸与人員に占める滞納者の割合は 2 割程度であり、このことから回収業務担当者 1 名当りの督促実施件数は 940 件 (4,700 人×20%) に及ぶ。本事業についてこれらの割合を当てはめると、必要となる回収業務担当数は 3.83 人 (12,000 人×30%³÷940 件) となり、常時 3～4 名程度の督促人員が必要である。

これに加えて、本事業においては同会が実施していない、海外からの留学生に対する生活支援業務を実施することが予定されている。同会も奨学生に対してカウンセリング等の生活支援を行っているが、海外からの留学生に対する生活支援業務は行っていない。海外からの留学生に対する生活支援業務はビザ延長、住居確保支援等、多岐に渡るため、本事業においては通常の回収業務を担当する人員の他、事業の進捗に応じて、生活支援業務担当者を 1～3 名配置するとともに外部へ業務委託を行う。

また、同会においては、事業を一層効果的に実施するため、業務実施に係る事項に関して、外部の学識経験者により構成する奨学事業運営協議会により定期的に審議を行っている。審議内容としては、高校・大学関連、大学院関連、奨学金の返還関連 の 3 つに分類され、これら審議内容に従い 3 つの分科会が存在している。

¹ 平成 13 年 7 月 31 日に実施されたインタビュー結果に基づく

² 選考業務と貸付業務は兼務

³ 延滞者を全体の 30%として試算

11.6 事業監理委員会の設置

以上の点を踏まえて、国連大学が事業運営内容を協議するため、事業監理委員会を外部に設置する。本事業の資金提供者である外務省、JBIC を中心に文部科学省及び留学生・就学生支援関連団体から選抜された参加者を想定する。この委員会は推薦方法、選考方法、カウンセリング、貸付金の返還その他事業実施に係る各種重要事項について審議を行うものであり、参加者の選抜は、国連大学学長が任命する方法等が考えられるが、最終的な選抜方法・参加者については、事業の進捗に従い今後検討する。

第 1 2 章

情報システムの利用

第 12 章 情報システムの利用

12.1 情報システム利用の策定方針

12.1.1 情報システムの目的と効果

本事業の正確かつ迅速な業務処理を行うにあたり、情報システムを新規に開発して利用することが不可欠である。情報システムの利用により以下の効果が期待できる。

- (1) 本事業のピーク時には約 1 万人の学生情報や債権残高を管理する必要があり、情報システムを導入することによって、振込・回収データの作成や、報告書・はがき等の編集・印刷にあたって業務負荷の軽減を図ることができる。
- (2) 学生への債権残高や手数料計算等の大量処理を正確に行うことができる。
- (3) 国連大学に導入されている既存システムとの連携を図り、有効な資源活用ができる。

12.1.2 情報システム検討にあたっての前提

本章で述べる情報システムの提言では、以下の前提条件を想定している。

(1) 既存の国連大学システムとのインタフェース

国連大学では、同大学が行うすべての事業を対象として、Financial Budget and Personnel Management System (FBPMS) という支出機能を中心に持つ会計システムを利用している。同システムは、OS に Windows NT (近い将来 Windows 2000 に移行予定)、データベースに Oracle を採用したクライアント・サーバ型のアプリケーションソフトウェアであり、国連大学のために開発されたものである。学生への融資や JBIC への返済、業者への支払等、国連大学からの支出を伴う業務については、国連大学の経理規定により、FBPMS を利用して予算割り当てや支払の申請や承認を行うことが必要である。このため、FBPMS と新規に開発するシステムとの間でデータを共有化または交換する機能が求められる。

(2) 国連大学ホームページとのリンク

国連大学では、同大学の事業に関する広報のため、ホームページを開設しており (<http://www.unu.edu>)、本事業においても広報や一部学生からのデータ入力等にホームページを利用することにより、本事業の普及と業務の効率化に寄与するものと考えられる。このため、新しいシステムには、Web 系の技術を取り入れることが前提となる。

(3) 取引金融機関

国連大学は現在東京三菱銀行赤坂支店に口座を有しており、同行からは国連大学向けに手数料の割引等さまざまな特典が提供されている。本事業にファームバンキング機能（サービス名「せるふバンク」）等の同行の既存サービスをそのまま利用することにより、他金融機関のサービスを利用する場合に比べて新規業務の発生や事業費を抑えることが可能となり、業務の効率化を図ることができる。

また、同行の子会社であるダイヤモンド・ファクター社の「ワイドネット」は、個人向け少額債権の回収を代行するサービスであり、銀行窓口や ATM での支払に比べて、払い忘れなどによる未回収リスクを大幅に減らすことができる。このような、同行グループの各種金融サービス商品を効果的に利用することにより、正確で効率的な業務推進が可能となる。

(4) システム運用体制

データ入力・管理等のシステム運用については、国連大学留学生支援局内部で行うことを基本として、システム運用のアウトソーシングサービスは利用しないことを前提とする。

(5) 延滞債権の督促方法

延滞債権の督促については、延滞日数に応じて、(1)1 ヶ月分以内の延滞は「未納通知はがき」の送付、(2)2 ヶ月分以内の延滞は「返済督促はがき」の送付、(3)それ以上の延滞では、電話等により本人に直接連絡する手順をとる。なお、コンピュータシステムと電話通信技術を融合したオートコールシステムは、コンピュータシステムで管理している債務者の情報を抽出して自動的に督促のための電話をかけることができる機能を有しているが、導入に数百～数千万円の費用を要し、貸倒リスクや融資人数等から予想される業務量を勘案すると、費用に見合った業務処理量の削減につながるとは考えにくいいため、パイロット段階におけるシステム構想からは除外する。

(6) システム開発体制

FBPMS は、インドに本社をもつ Tata Consultancy Services (TCS)により設計・開発が行われている。本事業で利用するシステムについても TCS が設計及び開発することにより、FBPMS とのインタフェース等情報システム上で重要な課題についての的確な解決策を導くことが可能となる。

(7) 使用する言語

情報システムのインタフェース（入力画面や出力帳票）に使用する言語は、日本語及び英語とする。ただし、画面や帳票の種類によってはいずれかの言語のみの場合もある。また、人名等の表示には外字の利用も検討する。

(8) 特殊な出力帳票

A4 サイズの定型帳票の他に、以下の特殊な出力帳票をシステムで作成する必要があり、それぞれ特殊な用紙やプリンタの設定が必要となる。

1) シークレットはがき

引落通知・督促通知など伝えるべき情報がさほど多くない場合には、封書の代わりにはがきを用いることにより、郵便にかかる費用を安く抑えることができる。ただし、内容は個人のプライバシーにかかわる情報であるため、ラミネート加工を施し、いわゆるシークレットはがきとして、学生に送付することが望ましい。

2) 宛名ラベル

ポスターやパンフレットを推薦教育機関に送付するために、宛名ラベルを作成する必要がある。通常は裏面に糊付けを施したラベルに宛名等を印刷することが考えられる。

3) 窓付封筒

宛名ラベルを作成する代わりに窓付封筒を利用して、レター等の封入時に宛先が透けて見えるようにする方法は、封入処理での間違いや手間を削減する効果がある。この場合、窓の位置を考慮して宛先の印刷位置を設計する必要がある。

12.2 本事業の業務要件

12.2.1 業務概要

本事業の業務要件をビジネスフロー（Appendix D 参照）により示す。

(1) 業務サイクル

日本国内の大学・大学院等私費留学生が通う教育機関の入学時期は、4 月が圧倒的に多く、9～10 月がそれに続く。4 月入学の場合には、入学試験や合格発表は各大学とも前年 10 月～3 月に行われるため、学生からの申請や貸付は同時期、特に 1～3 月に集中するものと予想される。一方、回収業務は毎月返済することを前提とすれば、支払日を前後とした期間に業務集中することが考えられる。このように、本事業においては業務量のピーク性が高いため情報システムをピーク時に効率よく利用することが求められる。

(2) 予想される業務量

パイロット・フェーズにおいては、毎年度数百人規模の学生に対して貸付を行う予定である。貸付申請にあたっては、在籍する教育機関などからの推薦を要件とするため、申請者数は貸付対象者数より若干上回る程度であることが予想される。パイロット・フェーズが終了し、本事業本格稼働後は年間数千人規模の貸付対象者がでることが予想される。また、原則として教育機関在籍中に返済を完了させることを要件としているため、一人の学生に対する債権保持期間は 2～4 年になるものがほとんどになる。これらの業務処理量に見合った情報システムを構築することが必要である。

(3) 本事業の業務範囲

本事業の国連大学留学生支援局が行うべき日常業務（ルーチン）は表 12-2-1 と想定される。なお、ワークフローは Appendix D に示す。

表 12-2-1 本事業の業務範囲

1	円借款管理業務
2	広報・募集業務（国内）
3	広報・募集業務（海外）
4	申請受付・選考・貸付業務（国内）
5	申請受付・選考・貸付業務（海外）
6	生活支援・学生情報管理業務
7	推薦教育機関管理業務（国内）
8	推薦教育機関管理業務（海外）
9	委託先機関情報管理業務（国内）
10	委託先機関情報管理業務（海外）
11	債権回収・督促業務
12	事業報告業務

12.2.2 円借款管理業務

円借款管理業務の目的は、JBIC から国連大学間への融資（または出資）について

の情報を管理することであり、以下の 3 つの処理に分けられる。

(1) JBIC より入金される

JBIC からの借款のタイミングは、学生に対する融資時期と資金需要を検討して、国連大学と JBIC との合意により決定される。学生に融資する時期が集中する 3 月頃にこの処理が行われることが多くなると考えられる。JBIC からの融資（または出資）金額残高及び返済計画に関する情報をシステム上に記録する必要がある。

(2) JBIC に返済する

JBIC への返済は円借款契約書により定められることになるが、支出行為を伴う処理であるため、FBPMS とのインタフェイスを含めたシステム活用が必要である。

(3) 事業費口座との振替を行う

本事業にあたって、国連大学は東京三菱銀行赤坂支店に銀行口座を 2 つ保有する。一つは学生への融資に使うための資金を保有する口座（以下円借款用口座と称す）であり、もう一つは委託費や外注費などの事業費として使うための資金を保有する口座（以下事業費用口座と称す）である。

学生から返済された債権は、債権回収代行を行うダイヤモンド・ファクター社が国連大学の円借款用口座へ振込むが、この際同社は回収代行手数料を差し引いた残額を振り込むことになっている。回収代行手数料は、本来であれば事業費より充当すべき性質のものであるから、同社からの入金後に、回収代行手数料として差し引かれた金額を事業費口座から円借款用口座への振替処理を毎月行う必要がある。

12.2.3 広報・募集業務（国内）

広報・募集業務（国内）の目的は、本事業を広く日本国内に居る就学生・留学生をはじめとする関係者に知らしめることであり、以下の 4 つの作業からなる。

(1) 印刷や翻訳等を発注する

広報や募集に使用する各種印刷物(ポスター・パンフレット・各種申請様式等)に関する印刷や翻訳を業者に対して発注する。支出を伴う行為であるため、FBPMS や東京三菱銀行のファームバンキング機能を利用する。

(2) ポスターを配布する

本事業の広報手段として、ポスターを作成して配布する。国内における配付先は、日本語教育施設や大学等の教育機関、国際交流機関、地方自治体の留学生・就学生窓口等、外国人留学生・就学生が集まると考えられる機関を選定する。配布先に関する情報管理や宛名ラベルの印刷についてシステムの利用が考えられる。

(3) 広報のための Web サイトを構築する

広報の一つの手段として、Web サイトを構築する。就学生・留学生によく利用されている携帯電話端末に対応した Web サイトも構築することにより、多くの学生に情報を発信することができる。また、学生が Web サイトを通じて貸付申請ができる機能により、国連大学側システムのデータベースを更新する。Web サイトを通じた申請により、国連大学におけるデータ入力の手間を削減させることが期待できる。

(4) パンフレット・申請様式を配布する

パンフレット、申請様式及び記入要領等を配布する。国内の配付先は学生を推薦する教育機関とする。配布先に関する情報の管理や宛名ラベルの作成についてシステムの利用が考えられる。

12.2.4 広報・募集業務（海外）

海外在住学生からの募集は 2004 年 4 月入学生からを予定しているが、その際には海外における広報・募集活動を展開する必要がある。海外居住者を対象とした貸付に関しては、現段階における構想を記す。

(1) ポスターを配布する

ポスターを在外公館に配布し、さらに日本語学習課程を持つ教育機関などへ二次配布することとする。日本語教育や留学に関するしくみが国によって大幅に異なることが想定されるため、国情に通じた在外公館等の協力が不可欠と考えられる。配布先に関する情報の管理や宛名ラベルの作成についてシステムの利用が考えられる。

(2) パンフレット・申請様式を配布する

ポスターと同様に、パンフレットや申請様式・記入要領等を、在外公館を通じて、現地の日本語教育機関などへ二次配布する。配布先に関する情報の管理や宛名ラベルの作成についてシステムの利用が考えられる。

12.2.5 申請・選考・貸付業務（国内）

申請・選考・貸付業務の目的は、選考・貸付マニュアルに従って、国内の教育機関に所属している学生の貸付申請を審査し、適格者に対して貸付を行うことである。大量の申請・貸付を取り扱うこととなるため、システムの利用が最も多くなる業務の一つであり、以下の6つの処理に分けられる。

(1) 学生より申請を受け付ける

貸付希望学生は日本語教育施設等に配布された融資申請書に記入し、所属する教育機関が発行する推薦状を添付して申請する。融資申請書及び推薦状に記入された主な事項をシステム入力し、以後の処理に利用する。

また、前記の国連大学サイトに貸付申請のホームページを設け、学生がインターネットを通じて申請ができるようにする。記入すべき事項は紙による融資申請書と同じものとする。いずれの方法によって得られた情報も同一のデータベースに格納される。

(2) 書類選考を行い、審査結果を通知する

形式チェックを完了した融資申請書を選考マニュアルに基づいて審査し、結果を通知する。審査結果はシステム入力して、審査結果通知書を作成する。

(3) 貸付契約を結ぶ

選考により貸付適格と判定された学生は、各自が志望する教育機関への入学手続きをすることにより、本事業の貸付を受けることができる。契約は(1)国連大学の窓口で行う、(2)委託機関窓口で行う、(3)郵送により行う、の3つの方法がある。いずれの場合でも契約書及び自動引き落としサービス利用依頼書(「ワイドネット依頼書」)に記された情報をシステム入力する。

(4) 学生本人の口座に入金する

貸付契約が結ばれたものについては、適宜学生本人が持つ金融機関口座へ振込入金をする。システムに作成された振込入金データはファームバンキングを通じて送信される。また、出金を伴う処理であるため、FBPMSとのインタフェイスが必要となる。

(5) 自動引落サービス(ワイドネット)申込処理を行う

契約時に学生が記入したワイドネット依頼書を、ダイヤモンド・ファクター社を通じて各金融機関に配布し、据置期間後の返済の手続きを行う。正しく処理された

場合には、システムより学生に引落通知はがきを作成する。

(6) 貸付認定の取り消しを行う

貸付適格者に対する通知後、一定期間を過ぎても貸付契約が行われない場合は、本人に契約意思を確認する必要がある。契約の意思がない場合あるいは志望校への進学ができなかった等貸付資格を失った場合には、貸付認定の取り消しのため、システム上の情報を更新する。

12.2.6 申請受付・選考・貸付業務（海外）

海外に在住する学生からの申請受付・選考・貸付に関しては、現段階の構想として、以下に述べる処理以外については国内の場合と同様である。

(1) 学生より貸付申請を受け付ける

紙ベースの融資申請書は、在外公館を経由して申請を受け付ける。

(2) 書類選考を行い、審査結果を通知する

国内に居住する学生からの申請と同様に選考を行うが、審査結果は本人・推薦機関の他、在外公館にも通知する。

(3) 受入教育機関の口座に入金する

契約後の振込入金については、入学金等の初期費用の名目で受入教育機関の持つ金融機関口座へ振り込むことを可能とする。

12.2.7 生活支援・学生情報管理業務

貸倒リスクを低減させるため、貸付対象学生の居所等の状況を的確に把握し、また必要に応じて日本における生活に役立つ情報や助言を提供することが有効である。生活支援・学生情報管理業務は以下の 3 つの処理に分けられる。

(1) ニュースレターを発行する

貸付対象学生を対象に、定期的にニュースレターを発行して、学生の大学生活に役立つ情報を提供するとともに、本人の所在確認を行う手段として活用する。システムより学生の返済状況表を出力し、ニュースレターと共に送付する。

(2) メールマガジンを発行する

就学生・留学生の間ではインターネットの利用率はさほど高くはないが、携帯電話の保有率が非常に高く、電子メールによる情報の交信は頻繁に行われていると推測できる。メールマガジンを利用した情報配信は、安価で手軽に行える生活支援サービスであり、また所在確認の方法としても利用できる。システムに、学生のメールアドレス一覧を登録する必要がある。

(3) 学生に関する情報を収集する

国連大学や委託機関に相談窓口を設けて、学生が各種の相談や申請を行えるようにする。住所変更などの情報があれば、適宜システムに入力する。

12.2.8 推薦教育機関情報管理業務（国内）

学生からの貸付申請は、在籍する教育機関からの推薦状が添付されていることを要件とする。教育機関に関する諸情報をシステム上に記録し、また学生からの債権回収率を推薦教育機関別に計算して、将来の推薦人数枠を決める判断材料とすることが必要である。

(1) 推薦教育機関の情報を更新する

ポスターやパンフレット・申請様式などの資料を送付する必要があることから、住所などの情報をシステム上に記録しておく。

(2) 推薦機関を評価する

システムより推薦機関別の学生からの回収実績等から、各教育機関による推薦の正当性を評価して、将来の推薦受付人数を決める。

12.2.9 推薦教育機関情報管理業務（海外）

海外による推薦機関についても国内の場合と同様の情報管理を行う。

12.2.10 委託機関情報管理業務（国内）

現時点では大都市部を中心として、国内の数ヵ所の委託機関拠点に学生との融資契約・相談窓口を設けることが想定されている。これらの委託機関に関する情報を管理し、また契約に応じて委託金を支払う業務が発生する。

(1) 委託機関の情報を更新する

委託機関の新規追加や各種情報の変更をシステムに反映させる。

(2) 業務委託料を支払う

委託機関との契約に基づいて、業務委託料を支払う。学生との貸付契約事務代行件数等に応じて業務委託料が決められる場合、こうした計数をシステムより算出することが必要である。

12.2.11 債権回収・督促業務

債権回収・督促業務の目的は、自動引落等の方法により学生から債権回収を図り、また延滞が発生した場合は督促を行うとともに、必要に応じて返済の一時猶予・返済計画の変更または貸倒等の処理をとることである。債権回収・督促業務は以下の 6 つの処理に分けられる。

(1) 自動引落サービス（ワイドネット）により回収する。

学生からの返済方法は各自が保有する金融機関口座からの自動引落を基本とする。引落は月 1 回行われるが、システムにより引落データを作成して、回収代行会社であるダイヤモンド・ファクター社に送り、また回収結果について債権消込等の処理を行う。

(2) 銀行振込により回収する

学生の口座解約等、何らかの事情により自動引落サービスが利用できない場合に備えて、銀行 ATM や窓口からの振込方法を準備しておく必要がある。システムの観点からは自動引落による方法とは処理が大きく異なる。

(3) 延滞債権を確定し、督促を行う

自動引落サービスによる入金後、残高不足等の理由により回収できなかった債権を確定し、システムより延滞債権リストを出力する。また、延滞期間に応じて未納通知はがきや督促はがきなどもシステムから出力する。

(4) 返済を一時中断する

学生が病気や一時帰国等の場合には、学生からの申請に基づいて返済を一時猶予することができる。この場合、翌月以降に回収データを作成しないように、システム上に情報を登録する必要がある。

(5) 返済計画を変更する

卒業後に日本にある企業に就職してから返済する場合や繰上返済を行いたい場合

には、学生からの申請に基づいて返済計画を変更することができる。この場合、変更後の返済計画をシステムに入力して、翌月以降の回収データに反映させる必要がある。

(6) 貸倒処理を行う

学生本人の死亡等貸倒基準を満たした場合には、残りの返済金額につき貸倒処理を行うものとする。貸倒の情報はシステムに登録し、翌月以降に回収データを作成しないようにする。

12.2.12 事業報告業務

前節までの日常業務に加えて、JBIC への報告や内部管理、将来の事業企画に活用するため、統計表を初めとする各種帳票が必要となる。これらの帳票は出力頻度によって月次、四半期、随時などに分かれる。

12.3 本事業のシステム要件

本節では、本事業のシステム要件について提案する。以下に示す要件は、システム開発者が基本設計・詳細設計を行う際の基本要件として用いられる。

12.3.1 システムで実現すべき機能

前節で記述した本事業の業務要件を充足するために、新規に開発する情報システムで実現すべき機能は以下のとおり想定される。

(1) 申請受付・審査

表 12-3-1 申請受付・審査の業務要件

1	申請の受付・変更・削除	融資申請書等より学生の情報を登録・変更・削除する。新規に登録された学生について自動的に受付コードを割り当てる。
2	申請者一覧表の作成	選考基準に応じて順位付けされた申請者一覧表を作成する。申請者一覧表は選考順位順に印字する。
3	審査結果の入力	学生からの貸付申請に対する審査結果を入力する。
4	審査結果通知書の作成・照会	受付日や推薦機関名をキーとして学生の融資申請に対する審査結果を照会するとともに、学生及び推薦機関に送付する審査結果通知書を作成する。
5	未契約者リストの作成・照会	貸付対象となったにもかかわらず、一定期間が過ぎても貸付契約が完了していない学生のリストを作成する。また、契約の意思や資格がない場合は貸付認定の取り消しを行う。

(2) 契約・融資

表 12-3-2 契約・貸付の業務要件

1	貸付契約の登録・変更・削除	貸付契約の内容や返済条件を入力する。
2	返済予定の計算	貸付金額、返済期間、手数料等の条件より返済予定を作成する。
3	引落通知はがきの作成・照会	引落通知はがきを作成し、また学生の返済残高及び予定を照会する。
4	振込予定データの作成	東京三菱銀行に依頼する振込予定データとチェックリストを作成する。
5	振込結果の更新	振込依頼をしたデータを更新し、また振込不能で差し戻されたデータの再処理を行う。

(3) 債権回収・督促

表 12-3-3 債権回収・督促の業務要件

1	引落データの作成	ダイヤモンド・ファクター社に依頼する引落データとチェックリストを作成する。返済一時停止中の場合は引落データを作成しない。また、下前月分までに未回収金がある場合は、当月分と合算して引落データを作成する。
2	引落結果の更新	引落結果に基づき、債権消込を行う。消込を行う場合は、延滞手数料分を優先し、次に債権年齢の古い順番で消込を行う。
3	振込入金を入力	銀行振込などの方法により学生から返済された場合に、債権消込を行う。
4	延滞債権リスト及び通知書の作成・照会	延滞状況を照会し、また延滞債権リスト・未納通知はがき・督促はがきを作成する。
5	返済状況表の作成・照会	学生毎に過去の返済状況を時系列で照会するとともに、学生に送る返済状況表を作成する。
6	引落一時停止の入力	引落を一時的に停止するための入力を行う。
7	返済計画変更の入力	返済計画を変更する場合に、新しい返済条件を入力する。
8	延滞手数料の計算	引落予定日から 2 ヶ月を経過しても返済されない場合、延滞 2 ヶ月を超えた日から入金予定日までの延滞手数料を計算する。
9	貸倒入力	貸倒が発生した場合に、債権残高や返済予定等を削除する。

(4) その他の処理

表 12-3-4 その他の処理の業務要件

1	推薦教育機関情報の登録・変更・削除
2	委託機関情報の登録・変更・削除
3	受入教育機関情報の登録・変更・削除
4	金融機関情報の登録・変更・削除
5	その他の情報の登録・変更・削除
6	JBIC との融資（または出資）関係の登録・変更・照会
7	宛名ラベルの作成
8	FBPMS とのインタフェース
9	各種報告書の作成

12.3.2 システムで使用する端末画面

情報入力や照会処理に用いる画面機能は以下のとおり想定される。詳細についてはシステム開発者により基本設計・詳細設計により定義される。

表 12-3-5 システムで使用する画面

情報入力や更新をするための画面	申請受付の登録・変更・削除画面
	学生基本情報の登録・変更・削除画面
	学生への貸付条件の登録・変更・削除画面
	振込依頼データ作成を指示する画面
	振込結果の入力画面
	自動引落依頼データ作成を指示する画面
	自動引落結果の更新を指示する画面
	引落の一時停止の入力画面
	振込返済の入力画面
	返済金額変更時の入力画面
	延滞手数料の計算処理画面
	貸倒処理の入力画面
	金融機関に関する情報の登録・変更・削除画面
	各種情報の登録・変更・削除画面
	推薦教育機関に関する情報の登録・変更・削除画面
	受入教育機関に関する情報の登録・変更・削除画面
	委託機関に関する情報の登録・変更・削除画面
	JBIC からの融資（または出資）及び返済に関する情報の登録・変更・削除画面
	FBPMS のインタフェースに使用するアウトプットを作成する画面
情報の照会や帳票を作成するための画面	申請者リストの作成・照会画面
	未契約者リストの作成・照会画面
	引落通知はがきの作成・照会画面
	振込予定リストの作成・照会画面
	未回収債権リスト・未納通知はがき・督促はがきの作成・照会画面
	返済状況表の作成・照会画面
	学生一覧表の作成画面
	推薦教育機関一覧表の作成画面
	申請選考実績の作成・照会画面
	貸付実績の作成・照会画面
	回収実績の作成・照会画面
インターネットを通じた貸付申請のための画面	申請書サイトへログインするためのユーザ ID・パスワード入力画面
	パスワードを変更する画面
	申請書の各項目を入力する画面
	入力エラーがあった場合に、表示する画面
	ユーザによる最終確認のため、入力項目を表示する画面
	記入済みの融資申請書を印刷指示するための画面
	申請完了を示す画面

12.3.3 システムで使用する帳票一覧

新しいシステムで出力すべき帳票類は以下のとおり想定される。詳細については

システム開発者により基本設計・詳細設計により定義される。

表 12-3-6 システムで使用する帳票

国連大学内で使用する帳票	申請者リスト
	未契約者リスト
	振込依頼チェックリスト
	回収依頼チェックリスト
	延滞債権管理リスト
	学生一覧表
	推薦教育機関一覧表
	申請選考実績・月次推移表及び属性別実績集計表
	貸付実績・月次推移表及び属性別実績集計表
	回収実績・月次推移表及び属性別実績集計表
学生等に対して送付する帳票	審査結果通知書（学生用・推薦機関用）
	引落通知はがき
	返済計画変更通知書
	未納通知はがき
	督促はがき
	返済状況表
	宛名ラベル

12.3.4 処理全般に関する要件

本システム全般にわたって適用されるべき要件について示す。

(1) 業務全般にかかる共通事項

- 1) 原則的にすべての入力済データについて、変更及び削除をすることができる。
- 2) データ入力においてマスタを検索する項目はカナ等の前方一致検索によりマスタレコードの選択ができる。
- 3) 推薦教育機関名・都道府県名等の項目はマスタ登録しておくことにより、入力作業の省力化を図る。
- 3) 定型帳票の他に、ブラウザの印刷機能による出力される帳票もある。
- 4) 日付は YYYYMMDD の形式でデータベース上に保管する。
- 5) 金融機関との間の業務処理では原則としてデータ伝送により行う。伝送データは各社の作成したインタフェース仕様書に示した様式に基づき、システムより生成する。
- 6) 学生への通知書等は日本語または英語で印刷する。また、国連大学内で利用

する帳票類は英語で作成することを原則とする。

(2) 貸付業務にかかる要件

- 1) 学生への貸付条件(適用手数料率や返済据置期間等)は一律とする。ただし、契約年度毎に見直す場合もあるため、システム上では変更を可能とする。
- 2) 大学・大学院へ進学する学生への貸付では学生本人が持つ金融機関口座に円貨を振り込む。日本語教育施設へ進学する学生への貸付では受入教育機関が持つ金融機関口座に円貨を直接振り込むことも想定する。よって、システム上では学生・受入教育機関のいずれの口座にでも振り込めるように対応する。

(3) 回収・督促業務にかかる要件

- 1) 学生からの返済は毎月 1 回の金融機関口座からの自動引落を原則とする。その際、支払額に対して手数料率を乗じた手数料を加算して回収する。手数料は契約期間内で一定とするが、将来に結ばれる契約については諸要因を勘案して見直すこともありうるため、システムでも変更できるようにする。返済金額は、元本分・手数料分とも返済期間を通して、均等にする。
- 2) 返済月数は、返済開始月から返済終了月までとする。返済開始月は入学から一定の返済据置期間を経過後、また返済終了月は卒業前までを初期値として設定するが、学生毎に変更も可能とする。
- 3) 自動引落による回収の他、銀行振込等による回収に対応できるようにする。
- 4) 自動引落の一時停止を可能とする。停止月の引落分は翌月に合算して引落をする。引落の一時停止は延滞と区別して管理する。
- 5) 残高不足等により自動引落ができない場合は、延滞として翌月自動引落し分に合算して請求する。延滞手数料は、引落予定日の 2 カ月後から発生する。
- 6) 返済期間の変更、返済金額の減免及び貸倒処理を可能にする。
- 7) 自動引落予定日(毎月 27 日)が銀行休業日である場合は、翌銀行営業日に引落を行う。

12.3.5 システム性能に関する要件

システム性能に関する要件の提案は以下の通りである。

(1) セキュリティ

本システムでは、インターネットを通じた貸付申請等 Web 技術を用いることになるが、適切なファイアウォールやウイルス防止ソフトを導入するとともに、外部からのサイトへのログインに関しては、ユーザ ID やパスワードを活用して、不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入を防ぐ必要がある。

また、国連大学内部において利用する場合においても、ユーザ毎またはユーザレベル毎にアクセスまたは更新可能なモジュールやデータを設定できることが求められる。

(2) バックアップ

データ喪失等の不測の事態に備えて、システム上にある各種データは日々バックアップを取っておく必要がある。また、更新ログを取ることでシステム回復に活用したり、データ誤入力をチェックしたりすることができる。

(3) 入力処理に関する性能要件

国連大学内部におけるキーボードやマウス等の入力装置を用いた入力に加えて、ダイヤモンド・ファクター社からの回収データ等のファイル入力や、学生からのインターネットを通じた入力等の方法がある。特にキーボードやマウスからの入力では端末応答時間が長くならないように、データベースやハードウェアの構成に留意する必要がある。

12.4 システム導入計画

12.4.1 システム設計・開発・運用日程案

本システムの設計及び開発を行うにあたっては、パイロット・フェーズの開始に合わせた作業日程を策定することが必要である。詳細に分割されたシステム設計・開発・運用日程案は、実際にシステム開発を担当する業者が同社の資源配分を勘案して提示することになるが、ここでは大まかな工程及び日程を提案する。

パイロット・フェーズの開始を 2002 年 4 月に入学する学生とすれば、少なくとも受付・選考及び貸付が行われるまでにはシステムが稼働していなければならない。ただし、回収に関しては一定の返済据置期間経過後に行われるため、システム開発の日程を決める上では、回収に関わる部分以外の処理を先行する配慮が必要である。

12.4.2 システム設計・開発

本事業の業務要件及びシステム要件に基づき、以下の工程によりシステム設計及び開発を行う。なお、以下の項目で示す期間はシステム開発業者による見積りと前節で示した画面・帳票数等から算定した作業工数である。

(1) 基本・詳細設計

データベース設計、画面や帳票などのインタフェース設計及びシステム機能を充足するためのモジュール設計が行われる。本システムでは、Web 技術を含むクライアント・サーバ型のシステムを利用することが予定されている。システムアナリストによる5週間程度の作業が見込まれる。

(2) プログラム製造及び単体テスト

基本・詳細設計に基づいてプログラム製造及び単体テストが行われる。プログラマによる14週間程度の作業が見込まれる。

(3) 結合・総合テスト

前工程で作成された各モジュールを、実際の業務を想定したケースを用いてテストを行う。また、機能面だけでなく性能面におけるテストも想定する。この他、ワイドネット利用にあたっては回収が始まる約2ヵ月前までに運用テストをすることをダイヤモンド・ファクター社より求められている。3週間程度の期間が見込まれる。

(4) ユーザ承認及び導入

テスト結果についてのユーザ承認の後、本番システムの準備を行う。これらには初期マスターデータの入力や、ユーザ教育、システム開発・運用ドキュメントの整理が含まれる。

12.4.3 システム運用

本番システム稼働後は、ユーザである国連大学のスタッフ自身により運用を行っていく必要がある。上述のとおりセキュリティやバックアップなどの作業が発生するため、留学生支援局または国連大学のシステム管理部門にシステムアドミニストレータを任命し、システムの運用管理を行うとともに、ユーザ教育や初期段階におけるトラブルシューティング、将来のシステム機能追加や改善にあたることが望ましい。

第 1 3 章

事業費と資金計画

第 13 章 事業費と資金計画

13.1 リボルビング・ファンドの管理方法

本事業では、JBIC・国連大学間と国連大学・学生間の返済期間がそれぞれ 40 年、約 2～4 年と異なるため、学生から国連大学へ返済が始まると資金が国連大学の口座に溜まる。この資金は、原則として本事業の貸付資金（リボルビング・ファンド）として再利用する本事業以外の資金と明確に区分管理される必要がある。以下この管理方法について述べる。

(1) 別口座による区分管理

JBIC より貸与された資金の運用については銀行に別口座を新たに設けて区分管理することとする。当該口座の入出金取引は以下の項目に限定する。

表 13-1-1 口座入出金取引

	項目	入金先
入金	円借款資金借入	JBIC 取引銀行
	学生からの回収資金 （含む受取利息）	ダイヤモンド・ファクター社
	口座引落手数料(口座引落時に天引きされた場合)	日本政府
	貸倒金額補填金	
	リボルビング・ファンド 運用益	東京三菱銀行
出金	学生への貸付	日本語教育施設への入学の場合 教育機関の口座 大学・大学院への入学の場合 学生本人の口座
	円借款資金返済 （含む支払利息）	JBIC 取引銀行

(2) 管理レポートによる管理

国連大学は管理レポート（リボルビング・ファンド管理表及び差異分析表）を定期的に作成する。JBIC 及び事業監理委員会に対する管理レポートの報告方法は、国連大学、事業監理委員会、JBIC 間の協議に基づき決定する。

13.2 事業費

事業実施に係る国連大学の事業費積算を行う。結果及び積算根拠を表 13-2-2 に示す。積算にあたって貸付対象学生数は表 13-2-1 を前提とした。なお、本事業についてはパイロット・フェーズ終了後に引き続き行うと仮定した。また、2 年次以降に大阪、名古屋、福岡の 3 都市に地方事務所を設置する前提で見積っている。

表 13-2-1 貸付対象学生の予定数

	期間	貸付対象 学生数	条件
パイロット・ フェーズ	平成 14 年 4 月入学	300 人	日本在住 4 年制大学・大学院へ入学予定の学生のみ対象
	平成 15 年通年入学	600 人	短期大学・専修学校も対象
	平成 16 年通年入学	600 人	海外在住学生も対象
本事業	平成 X 年通年入学	3,000 人	
	平成 X + 1 年通年入学	3,000 人	
	平成 X + 2 年通年入学	3,000 人	

パイロット・フェーズでは、客観的なデータに基づき公平に抽出した「本事業」実施のために有効なサンプルとなり得る教育機関から学生を選考する。

表 13-2-2 事業費積算

	初年度	2 年目	3 年目	x 年目	x + 1 年目	x + 2 年目	x + 3 年目	x + 4 年目
新規貸付学生数								
日本語教育施設（人）	0	0	300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
大学・大学院（人）	300	600	300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計	300	600	600	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
在籍中貸付学生数								
日本語教育施設（人）	0	0	300	1,800	3,000	3,000	3,000	3,000
大学・大学院（人）	300	900	1,200	2,700	3,900	4,800	6,000	6,000
計	300	900	1,500	4,500	6,900	7,800	9,000	9,000
事業費								
人件費	115,250,000	115,250,000	115,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000
業務委託費	40,440,398	119,169,253	153,000,838	308,490,107	354,173,614	370,328,043	394,138,010	392,949,409
口座引落手数料	547,200	1,641,600	2,736,000	8,208,000	12,585,600	14,227,200	16,416,000	16,416,000
システム開発費等	56,050,000	550,000	550,000	2,750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
賃料	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
広報募集	6,753,900	2,558,800	2,558,800	6,894,700	6,894,700	6,894,700	6,894,700	6,894,700
旅費交通費	3,700,000	3,700,000	3,700,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
通信費	200,000	200,000	200,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
印刷費（広報・募集以外）	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ・弁護士費用等	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
会議費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
貸倒引当損	12,000,000	24,000,000	18,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000
合計（円）	264,841,498	296,969,653	325,895,638	601,492,807	649,553,914	667,349,943	693,348,710	692,160,109
合計（百万円）	265	297	326	601	650	667	693	692

表 13-2-3 積算根拠

項目	単価	単位	初年度 数量	単位	2 年目	3 年目	x 年目	x + 1 年目	x + 2 年目	x + 3 年目	x + 4 年目
人件費											
局長	10,000,000	円 / 年	1	人	1	1	1	1	1	1	1
職員	5,000,000	円 / 年	11	人	11	11	15	15	15	15	15
管理費	75%										
臨時雇用職員	250,000	円 / 月	6	月数	6	6	6	6	6	6	6
業務委託費											
アジアシード			40,440,398	円	119,169,253	113,000,838	188,490,107	234,173,614	250,328,043	274,138,010	272,949,409
海外事務所運営費	20,000,000	円 / 事務所	0	円	0	40,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000
計			40,440,398	円	119,169,253	153,000,838	308,490,107	354,173,614	370,328,043	394,138,010	392,949,409
口座引落手数料	152	円 / 回									
システム開発費	50,000,000	円									
システム購入費	500,000	円 / 人									
システム維持管理費	10%										
賃料	9,000,000	円 / 年									
広報募集											
広報募集（説明会）	100,000	円 / 回	10	回	20	20	20	20	20	20	20
旅費交通費（海外）	300,000	円 / 回	10	回	10	10	10	10	10	10	10
旅費交通費（国内出張）	50,000	円 / 回	10	回	10	10	10	10	10	10	10
旅費交通費（首都圏）											
通信費	200,000	円 / 年									
印刷費（広報・募集以外）	500,000	円 / 年									
コンサル・弁護士費用等	20,000,000	円 / 年									
会議費	400,000	円 / 年									
貸倒損失割合	10%										

13.3 資金計画

本事業の想定キャッシュフローを表 13-3-1 に示す。2002～2005 年度までは月毎、2006～2020 年度までは年度毎の資金の動きを表している。

なお、想定キャッシュフロー作成に利用した仮定は以下のとおりである。

- (1) 学生からの貸付手数料率は 1.0%とする。また JBIC からの借入利率を 0.75%、貸倒率を 10.0%とする。
- (2) JBIC に対する返済は 2012 年から開始するが、留学生数を維持するために返済額と同額の貸付を JBIC から追加的に実施する。
- (3) 貸倒損失の補填は毎年 4 月に 1 年分を日本政府から補填する。
- (4) 外務省からの事業費補填拠出は次年度予定されている金額を年度の始め(4 月)に実施する。
- (5) 事業費は年間を通じて均等に発生する。
- (6) 返済据置期間については日本語教育施設生の場合 6 ヶ月、大学・大学院生の場合 2 ヶ月として計算している。

資金計画の立案にあたっては、年度中に資金不足に陥らないように配慮が必要であるが、長い事業期間の中では不可避的な事情により資金不足となる可能性もある。特に年度末には、日本政府による拠出金を使い切るため、資金不足に陥り易い。一時的な資金不足は事業にとって致命的ではないが、円滑な事業運営を損なう。

この対策として、学生からの受取手数料と JBIC への支払利息との差額は、事業費口座にプールし、予定外の事業費支出に対応する方法が考えられる。表 13-3-1 から明らかとなっており、収支差益により、予定外の事業費支出に十分対応し得る金額が漸次事業費口座にプールできると考えられる。

ただし注意すべき点としては、この収支差益は過大にプールされると、資金不足に対する緩衝材ではなく、単なる余剰資金となってしまう。したがって、一定額を超過した後は、事業費負担の財源とする必要がある。この一定金額についてはパイロット・フェーズにおける事業費支出額の月毎のばらつきを検討し、決定する。なお表 13-3-1 上では、プールすべき一定金額の制限を設けずに、キャッシュフロー分析を行っている。

表 13-3-1 想定キャッシュフロー表 (単位: 百万円)

年度	月	事業実施に係る収支							事業運営に係る収支						預金・債権債務残高及び貸倒損失			
		国連大学 - JBIC		国連大学 - 学生		外務省からの 貸倒損失分補填	事業実施に係る 収支合計	事業実施に係る 預金残高	学生からの 手数料収入	JBIC に対する 支払利息支出	事業運営費 (除く貸倒損失)	外務省からの 事業費補填	事業運営に係る 収支合計	事業運営に係る 預金残高	預金残高合計	学生に対する 貸付残高	JBIC からの 借入残高	貸倒損失
		JBIC から の借入収入	JBIC への 返済支出	学生への 貸付支出	学生からの 返済収入													
2002	4	120	-	120	-	12	12	-	-	21	253	232	232	244	119	120	1	
	5	-	-	-	-	-	12	0	-	21	-	-21	211	223	118	120	1	
	6	-	-	-	3	-	3	15	0	21	-	-21	190	205	114	120	1	
	7	-	-	-	3	-	3	17	0	21	-	-21	169	186	111	120	1	
	8	-	-	-	3	-	3	20	0	21	-	-21	148	168	107	120	1	
	9	-	-	-	3	-	3	23	0	21	-	-21	127	150	103	120	1	
	10	-	-	24	3	-	-21	2	0	21	-	-21	106	107	124	120	1	
	11	-	-	-	3	-	3	4	0	21	-	-21	85	89	120	120	1	
	12	-	-	-	3	-	3	7	0	21	-	-21	64	71	116	120	1	
	1	-	-	-	3	-	3	11	0	21	-	-21	43	54	111	120	1	
	2	-	-	-	3	-	3	14	0	21	-	-21	22	36	107	120	1	
	3	-	-	-	3	-	3	17	0	21	-	-21	1	18	103	120	1	
	計	120	-	144	29	12	17	17	1	-	253	253	1	1	18	103	120	12
2003	4	172	-	216	3	24	-17	-	0	23	273	249	250	250	314	292	2	
	5	-	-	-	3	-	3	3	0	23	-	-22	228	231	308	292	2	
	6	-	-	-	8	-	8	11	0	23	-	-23	205	217	298	292	2	
	7	-	-	-	8	-	8	19	0	23	-	-23	183	202	288	292	2	
	8	-	-	-	8	-	8	28	0	23	-	-23	160	188	278	292	2	
	9	-	-	-	8	-	8	36	0	23	-	-23	138	174	268	292	2	
	10	-	-	24	8	-	-16	20	0	23	-	-23	115	135	282	292	2	
	11	-	-	-	8	-	8	28	0	23	-	-23	93	121	272	292	2	
	12	-	-	-	8	-	8	36	0	23	-	-23	70	106	262	292	2	
	1	-	-	-	8	-	8	44	0	23	-	-23	48	92	252	292	2	
	2	-	-	-	8	-	8	52	0	23	-	-23	25	77	241	292	2	
	3	-	-	-	8	-	8	60	0	23	-	-23	3	63	231	292	2	
	計	172	-	240	87	24	43	60	3	1	273	273	2	3	63	231	292	24

年度	月	事業実施に係る収支							事業運営に係る収支							預金・債権債務残高及び貸倒損失			
		国連大学 - JBIC		国連大学 - 学生		外務省からの 貸倒損失分の補填	事業実施に係る 収支合計	事業実施に係る 預金残高	学生からの 手数料収入	JBIC に対する 支払利息支出	事業運営費 (貸倒損失を除く)	外務省からの 事業費補填	事業運営に係る 収支合計	事業運営に係る 預金残高	預金残高合計	学生に対する 国連大学貸付残高	JBIC からの 国連大学借入残高	貸倒損失	
		JBIC からの 借入収入	JBIC への 返済支出	学生への 貸付支出	学生からの 返済収入														
2004	4	65	-	151	8	18	-60	-	0	2	26	308	280	283	283	373	357	2	
	5	-	-	-	8	-	8	8	0	-	26	-	-25	258	266	363	357	2	
	6	-	-	-	11	-	11	19	0	-	26	-	-25	232	251	351	357	2	
	7	-	-	-	11	-	11	29	0	-	26	-	-25	207	236	339	357	2	
	8	-	-	-	11	-	11	40	0	-	26	-	-25	182	221	327	357	2	
	9	-18	-	84	13	-	13	53	0	-	26	-	-25	156	209	313	357	2	
	10	-	-	-	13	-	-53	-	0	-	26	-	-25	131	131	382	375	2	
	11	-	-	-	13	-	13	13	0	-	26	-	-25	105	118	368	375	2	
	12	-	-	-	14	-	14	27	0	-	26	-	-25	80	107	352	375	2	
	1	-	-	-	14	-	14	42	0	-	26	-	-25	55	96	336	375	2	
	2	-	-	-	14	-	14	56	0	-	26	-	-25	29	85	320	375	2	
	3	-	-	-	16	-	16	72	0	-	26	-	-25	4	76	303	375	2	
	計	83	-	235	145	18	11	72	3	2	308	308	1	4	76	303	375	18	
2005	4	579	-	756	16	90	-72	-	1	3	43	511	466	470	470	1,036	955	8	
	5	-	-	-	16	-	16	16	1	-	43	-	-42	428	444	1,013	955	8	
	6	-	-	-	28	-	28	43	1	-	43	-	-42	386	430	978	955	8	
	7	-	-	-	28	-	28	71	1	-	43	-	-42	345	416	942	955	8	
	8	-	-	-	28	-	28	99	1	-	43	-	-42	303	402	907	955	8	
	9	-	-	-	40	-	40	139	1	-	43	-	-42	261	400	860	955	8	
	10	-	-	84	37	-	-47	92	1	-	43	-	-42	219	311	899	955	8	
	11	-	-	-	37	-	37	130	1	-	43	-	-42	177	307	854	955	8	
	12	-	-	-	39	-	39	168	1	-	43	-	-42	135	304	808	955	8	
	1	-	-	-	36	-	36	204	1	-	43	-	-42	93	298	764	955	8	
	2	-	-	-	36	-	36	241	1	-	43	-	-42	52	292	721	955	8	
	3	-	-	-	38	-	38	278	1	-	43	-	-42	10	288	676	955	8	
	計	579	-	840	378	90	207	278	8	3	511	511	6	10	288	676	955	90	

年度	月	事業実施に係る収支							事業運営に係る収支							預金・債権債務残高及び貸倒損失			
		国連大学 - JBIC		国連大学 - 学生		外務省からの 貸倒損失分の補填	事業実施に係る 収支合計	事業実施に係る 預金残高	学生からの 手数料収入	JBIC に対する 支払利息支出	事業運営費 (貸倒損失を除く)	外務省からの 事業費補填	事業運営に係る 収支合計	事業運営に係る 預金残高	預金残高合計	学生に対する 国連大学貸付残高	JBIC からの 国連大学借入残高	貸倒損失	
		JBIC からの 借入収入	JBIC への 返済支出	学生への 貸付支出	学生からの 返済収入														
2006	計	351	-	840	579	90	180	458	11	7	560	560	4	13	472	846	1,306	90	
2007	計	162	-	840	698	90	110	568	12	10	577	577	2	16	584	898	1,468	90	
2008	計	43	-	840	756	90	49	617	12	11	603	603	1	17	634	892	1,511	90	
2009	計	-	-	840	756	90	6	623	12	11	602	602	1	18	641	886	1,511	90	
2010	計	-	-	840	756	90	6	629	12	11	602	602	1	19	648	880	1,511	90	
2011	計	-	-	840	756	90	6	635	12	11	602	602	1	20	655	874	1,511	90	
2012	計	-	4	840	756	90	2	637	12	11	602	602	1	21	657	868	1,507	90	
2013	計	-	10	840	756	90	-4	633	12	11	602	602	1	22	654	862	1,497	90	
2014	計	-	12	840	756	90	-6	626	12	11	602	602	1	22	649	856	1,484	90	
2015	計	15	32	840	756	90	-10	616	12	11	602	602	1	23	639	850	1,468	90	
2016	計	37	43	840	756	90	0	616	12	11	602	602	1	24	640	844	1,462	90	
2017	計	43	49	840	756	90	0	616	12	11	602	602	1	25	641	838	1,456	90	
2018	計	44	50	840	756	90	0	616	12	11	602	602	1	26	642	832	1,450	90	
2019	計	44	50	840	756	90	0	616	12	11	602	602	1	26	642	826	1,444	90	
2020	計	44	50	840	756	90	0	616	12	11	602	602	1	27	643	820	1,438	90	

第 1 4 章

事業効果

第 14 章 事業効果

14.1 事業効果の測定方法

ODA 事業においては、事業効果を測定して得られた教訓や提言を事業の改善や新規援助案件の計画に役立てることが極めて重要である。JBIC でも事業の実施と運用を当初計画と比べて事後的に確認することをプロジェクト・サイクルの中で重視しており、とりわけ定量的効果は定性的効果に比べて効果が数値として把握できるため、適切な効果指標の設定は非常に有用である。しかしながら、本事業のような高等教育事業については、その効果が属人的かつ長期にわたり発現するため、定量的測定が困難であるという見方が一般的である。そこで本調査では、特に貸付実行後第 1 年次経過時点で測定可能となる指標に着眼する。「留学生受入 10 万人計画」の早期達成と開発途上国の人材育成の貢献という本事業の基本方針を基に、目標の達成度を測る指標として表 14-1-1 が考えられる。

表 14-1-1 事業効果指標（案）

	目標	効果指標 / 調査対象	第 1 年次終了時点での測定	情報入手先
定量的効果	留学生数増加への貢献	留学生の増加数	○	文部科学省 / 留学生支援団体
		各国留学生の育英資金利用者数	○	国連大学
		育英資金が利用可能となったことによる進学の実現	○	学生
	留学生の経済的負担軽減	育英資金が利用可能となったことによる借入金の減少	○	学生
		アルバイト時間の変化	○	学生
		ドロップアウト率の変化	○	教育機関
	開発途上国人材育成への貢献	ドロップアウト率の変化	○	教育機関
		卒業後の進路の変化	-	学生
定性的効果	人的ネットワーク構築、 我国の国際化	日本留学印象 日本人との交流	○	学生

表 14-1-1 に列挙した指標の多くは、本事業の育英資金を利用した学生自身に対する調査から得られる情報である。

本事業では貸付対象者の個人情報をデータベース化し、また返済完了に少なくとも数年を要することから、特定の学生を対象にした数年にわたる状況の捕捉が可能となる。こうした調査は育英資金の貸与前と貸与後の変化を定量的に捉える上で有

効である。具体的には、貸与前の情報は、融資申請書に記入する収支状況、借入状況、アルバイト従事状況から入手する。貸与後の比較対象についての情報は貸付実行1年後に、登録されている住所もしくはE-mailアドレスにアンケート方式の質問表を送付することで収集する。なお、定性的な効果の測定についても、貸与後、学生自身にその効果を評価させるタイプの質問をアンケートに盛り込むことで行う。以下に、貸付対象学生に対して測定する各効果指標のデータソースを具体的に示した。

表 14-1-2 事業効果データソース

	効果指標 / 調査対象	貸与前	貸与後
定量的効果	育英資金が利用可能となったことによる進学の実現	-	アンケート
	育英資金が利用可能となったことによる他の借入金の減少	融資申請書 自己申告	アンケート
	アルバイト時間の変化	融資申請書 自己申告	アンケート
	卒業後の進路の変化	-	-
定性的効果	日本留学印象 日本人との交流	-	アンケート

第 1 5 章

監 査

第 15 章 監査

15.1 監査の必要性和監査の利用

本事業は円借款で行われるため、資金を提供する JBIC は国連大学の事業実施状況について、提供した資金が本事業の目的のために適切に利用されていることを監理する必要がある。監理方法としては第 11 章でも述べたように、事業監理委員会を通して国連大学の事業実施状況を監理することが考えられる。しかし、同委員会を通しての監理では資金運用の実態把握には一定の限界がある。そこで、外部監査が実施されていれば、その監査結果により資金運用に関し一定の担保が得られるが、国連大学は国連の一組織であることから国連外部の第三者による監査は実施されていない。しかし、その一方で監査委員会による監査と内部監査室による監査を定期的に受けていることから、この監査の実施内容を検証することにより、本事業の資金運用について一定の担保が得られるか検討する。

15.2 国連大学による監査

国連大学は現在外部監査と内部監査を定期的に受けている。

(1) 監査委員会による監査

国連総会任命のもと、国連加盟国のうち 3 カ国から構成される監査委員会 (Board of Auditors) が設置される。これら 3 カ国は 3 年の任期で交代する。そして、監査委員会から派遣されるチームが毎年国連大学の監査を行っている。監査は通常 3～5 月の間に 1 ヶ月程度の期間で行うことになっている。監査結果については監査委員会が取りまとめ国連本部に報告される。また、2 年に一度国連総会に外部監査報告書として提出される。国連総会の内容については国連の刊行物を通して知ることができ、外部監査報告書もその中で読むことができる。刊行物を入手するためには国連メンバーのステータスが必要となるが、JBIC がこの権利を得ることはさほど大きな問題とならないと思われる。ただし、報告書では一般に問題がなければ記載されないことから、本事業についても監査結果の詳細事項を知ることはできないと言える。

(2) 内部監査室による監査

国連本部内に内部監査室があり、3～4 年に一度監査を行っている。ただし、監査

報告書については非公開である。国連本部の内規によれば内部監査の視点は以下の 3 点である。

- 1) 内規に対する遵守性：会計記録をレビューすることにより、諸手続が内規に基づき適切に行われているか。
- 2) 経済性および効率性：財務をはじめとして人事面を含めた資源を有効に活用しているか。
- 3) 効果：予算の執行状況をレビューし、特定のプログラムの効果が、当初期待したどおりのものであったか。

また、内部統制組織（インターナル・コントロール）については別途、内規に定められており、これらに基づき内部監査が適切に行われていれば国連大学の内部統制状況に依拠することが可能となる。

15.3 本事業のために必要な追加的監査手続

国連大学の内部統制状況に依拠することにより本事業の会計面の適正性について一定の担保を得ることが考えられる。また、外部監査を受けていることから少なくとも 2 年に一度国連の刊行物を入手して国連大学の各事業について大きな問題がなかったことを確かめることができる。しかし、いずれにしても監査を通して JBIC が拋出した資金の運用状況に対し直接的およびタイムリーに監理することはできない。JBIC がこのような監査を通じた監理を行うためには、日本政府を通し国連の監査委員会に依頼をする必要がある。この場合考えられる監査手続としては表 15-3-1 が考えられる。

表 15-3-1 本事業のために必要な追加的監査手続

以下の本事業にかかわる取引については、すべて本事業にかかわるものとして帳簿上区分経理されているか確かめる。	
入金取引	
1	JBIC からの借款借入 ・借入額について銀行で別勘定を設けて受け入れているか。 ・受入額と JBIC からの貸出額は一致しているか。 ・銀行勘定調整表を査閲し口座預金残高と当座預金勘定照合表は適切に調整されているか。
2	自動引落による学生からの回収資金（含む受取手数料） ・回収依頼リストが学生に対する融資契約書に基づき適切にシステムから出力されていることを確かめる。 ・回収依頼リストと自動引落代行会社（ダイヤモンド・ファクター社）からの引落結果通知書を照合し両者の合計額の差（滞納債権額、引落手数料、他の方法による支払）が帳簿上適切に処理されていることを確かめる。
3	振込による学生からの回収資金（含む受取手数料） ・振込による回収等自動引落以外の方法で回収が行われた場合には適切に結果が記帳されているか個別的に取引内容を確認する。
4	その他入金に関するエラーの検証 ・債権督促状況及びそれに対する学生の返答結果をレビューし回収済みであるのに未回収となっている債権がないか確かめる。
5	日本政府からの口座引落手数料補填金の入金 ・日本政府から入金された口座引落手数料補填金について帳簿上の口座引落手数料と照合し、所定の期間の手数料が適切に政府より補填されていることを確かめる。
6	日本政府からの貸倒金額補填金の入金 ・日本政府から入金された貸倒金額補填金について帳簿上の貸倒引当金（または貸倒損失）と照合し、所定の期間の貸倒引当金（または貸倒損失）が適切に政府より補填されていることを確かめる。
7	リボルビング・ファンド運用益 ・リボルビング・ファンドについて定期預金等において運用していた場合は運用益について正しく帳簿上処理されていることを確かめる。このとき預金証書等との照合を行う。
出金取引	
8	学生への貸付（学校口座、本人口座への振込） ・振込予定リストが学生に対する貸付契約書に基づき適切にシステムから出力されていることを確かめる。 ・振込予定リストと振込代行金融機関（東京三菱銀行）からの振込結果通知書を照合し両者で差が生じている場合は内容をみてエラーがないか確かめる。
9	JBIC への借款資金返済 ・返済額について JBIC の返済計画上の金額と照合し、差異があれば内容を明らかにする。
事業報告書の適正性の検証	
10	・国連大学から JBIC または事業監理委員会に対し本事業の実施状況について事業報告書が提出されるが、この報告書上の会計数値は一連の帳簿組織上の数値に跡付けられていることを確かめる。

第 1 6 章

事業実施スケジュール

第 16 章 事業実施スケジュール

16.1 本事業の実施スケジュール

学生に対する広報・募集、貸付対象学生の審査、国連大学から学生への育英資金貸付等のスケジュールは、パイロット・フェーズの第 1 年次、本事業開始後の第 x 年次としてそれぞれ図 16-1-1、図 16-1-2 のとおり検討している。スケジュール作成に当たっては Appendix E-1、Appendix E-2 に示した日本語教育施設、大学・大学院の入学試験のスケジュールを考慮に入れた。

図 16-1-1 事業実施スケジュール：パイロット・フェーズ第1年次

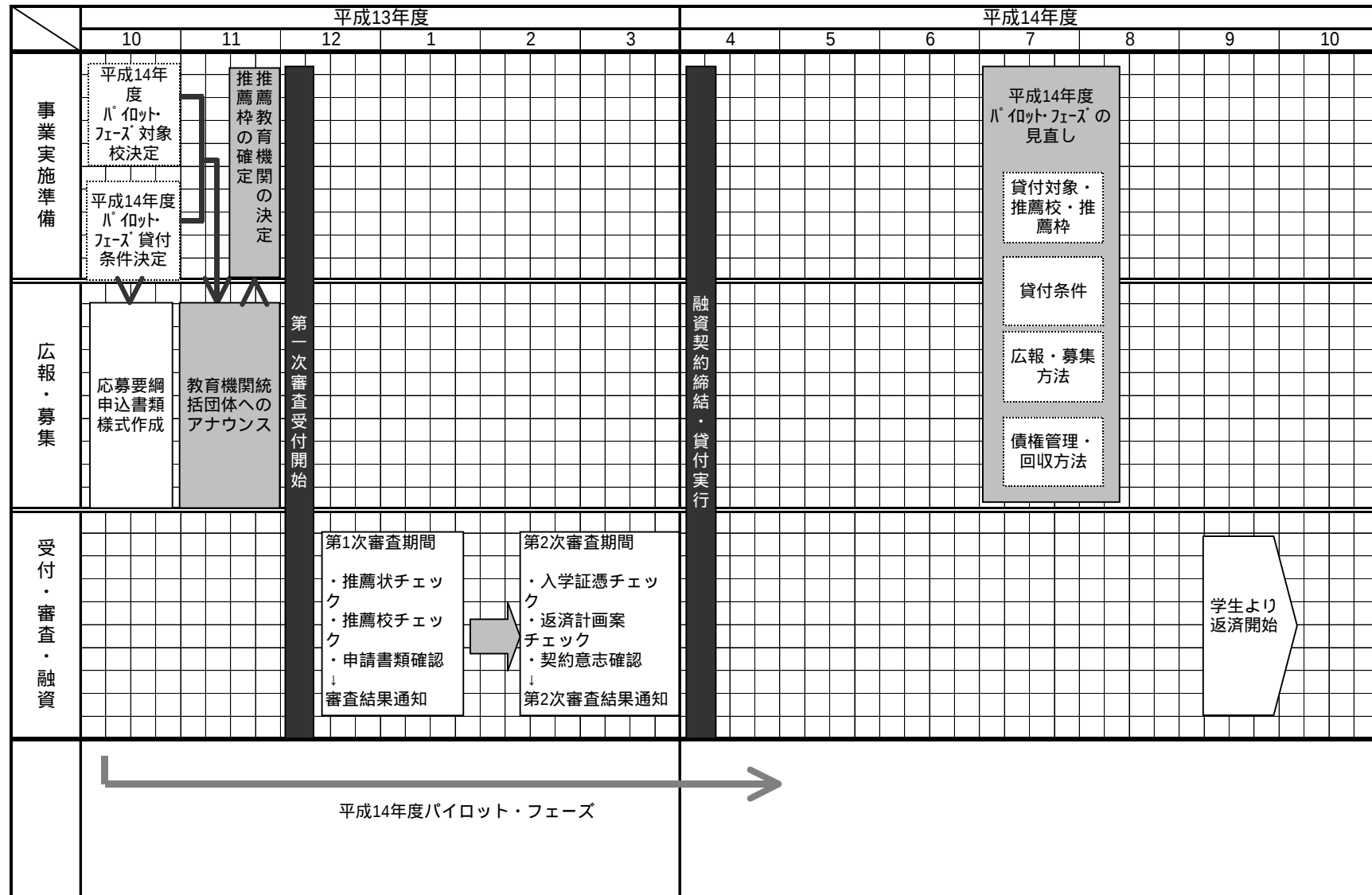
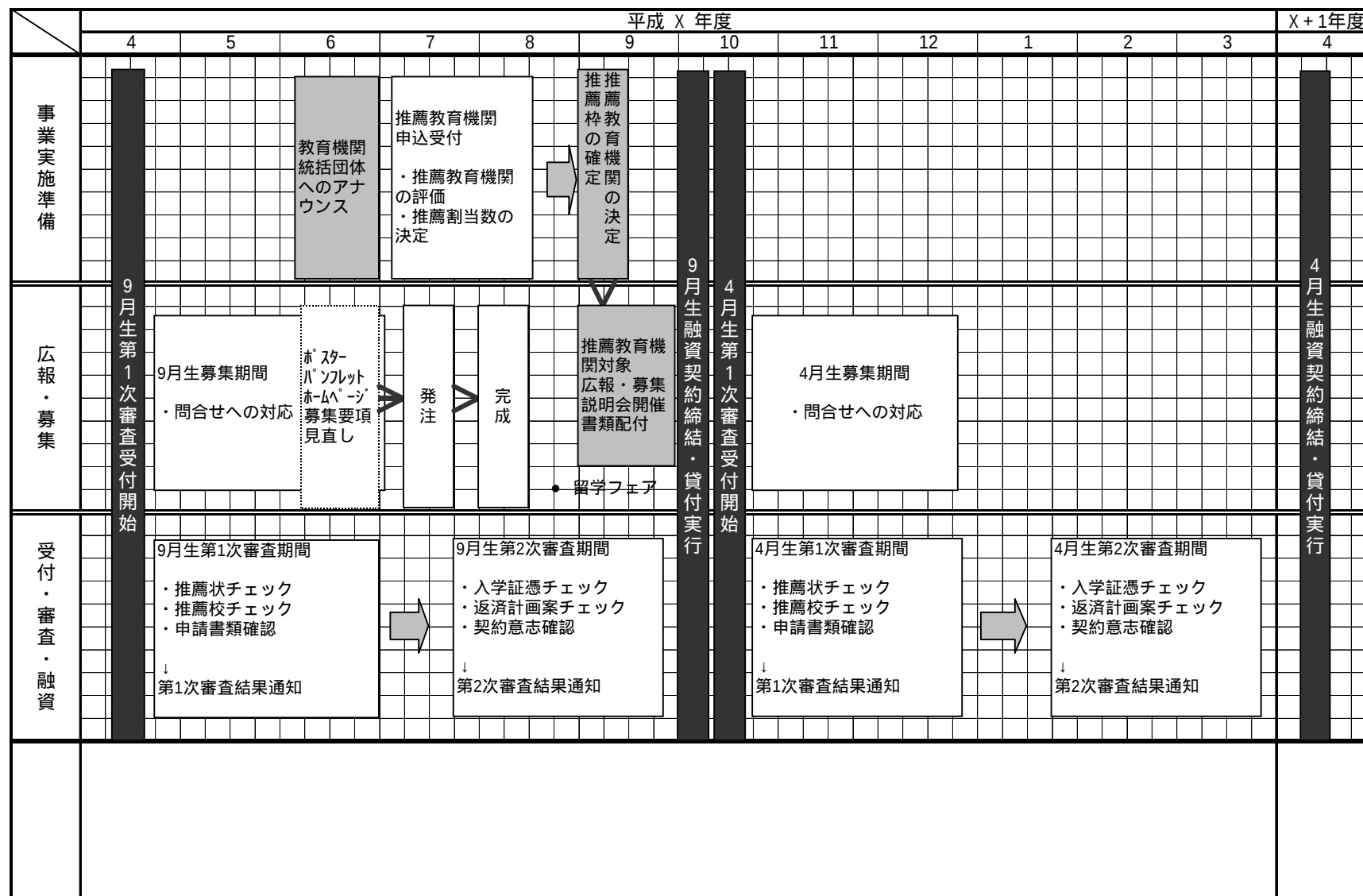


図 16-1-2 事業実施スケジュール：本事業 x 年次



第 1 7 章

アンケート・インタビュー結果

第17章 アンケート・インタビュー結果

17.1 アンケート・インタビュー調査の方法

17.1.1 調査対象

アンケート・インタビュー調査は表 17-1-3 に示した日本語教育施設 43 校（専修学校専門課程を含む）に在籍する就学生及び留学生、表 17-1-4 に示した大学（大学院を含む）28 校に在籍する私費留学生を対象とした。対象とした人数と有効回答数は表 17-1-1 の通りである。なお、日本語教育施設と大学・大学院でのアンケート有効回答率の差異は、実施方法の違いによるものである。調査票は Appendix F に示す。

表 17-1-1 アンケート・インタビュー調査の対象者数

アンケート調査		目標数	実施数	有効回答数	有効回答率
1	日本語教育施設在籍就学中・留学生	2,000 人	2,990 人	2,006 人	67%
2	大学・大学院在籍留学生	1,000 人	4,239 人	1,359 人	32%
	合 計	3,000 人	7,229 人	3,365 人	46%
インタビュー調査		目標数	実施数		
1	日本語教育施設在籍就学中・留学生	200 人	212 人		
2	大学・大学院在籍留学生	100 人	126 人		
	合 計	300 人	338 人		

アンケート／インタビュー調査の対象教育機関、教育施設の選定にあたっては、文部科学省調べによる平成 12 年 5 月 1 日現在の地方別・都道府県別留学生数より、留学生数が 2,000 人を超える 9 都道府県を対象を絞った。

表 17-1-2 アンケート・インタビュー実施地域

	地域	都道府県	留学生数	割合
1	首都圏	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県	29,498 人	46.08%
2	大阪圏	大阪府・京都府・兵庫県	10,549 人	16.49%
3	中部	愛知県	3,367 人	5.26%
4	九州	福岡県	3,103 人	4.85%
	合計		46,517 人	72.67%
	全国合計		64,011 人	100.00%

表 17-1-3 アンケート・インタビュー対象（日本語教育施設）

No.	学校名	アンケート			インタビュー 実施数
		配布数	回収数	回収率	
1	トライデント外国語専門学校	30	20	67%	16
2	東京日語学院	50	47	94%	-
3	サム教育学院	50	46	92%	-
4	ATI 東京日本語学校	50	15	30%	-
5	ヨシダ日本語学院	50	23	46%	-
6	東洋外国語学院	50	48	96%	-
7	東京城北日本語学院	50	0	0%	-
8	ヒューマン・アカデミー日本語学校 東京校	50	22	44%	-
9	双葉外語学校	50	47	94%	-
10	東瀛学院	50	45	90%	-
11	メリック日本語学校	50	40	80%	-
12	東京ギャラクシー語学アカデミー	50	49	98%	-
13	早稲田文化館日本語科	50	40	80%	-
14	東洋言語学院	50	49	98%	-
15	エールネットワーク専門学校日本語教育科	50	5	10%	-
16	専門学校インターナショナルスクールオブビジネス	50	29	58%	-
17	学旺日本語学校	50	49	98%	-
18	東京ランゲージスクール 大久保校	50	50	100%	-
19	赤門会国際文化部日本語学校 日暮里校	130	107	82%	42
20	東京中央日本語学院	60	58	97%	-
21	システム桐葉外語	60	36	60%	-
22	東京国際文化学院 横浜校	60	0	0%	-
23	関西外語専門学校 日語教育部日本語学科	60	27	45%	8
24	TOPA21 世紀語学校	60	37	62%	-
25	財団法人言語文化研究所附属 東京日本語学校	60	25	42%	-
26	江戸カルチャーセンター	60	24	40%	-
27	CLC 日本語学院	60	60	100%	-
28	横浜国際教育学院	60	58	97%	-
29	イーストウエスト日本語学校	60	19	32%	-
30	ダイナミックビジネスカレッジ	60	17	28%	-
31	ミツミネキャリアアカデミー 日本語コース	60	50	83%	-
32	関西国際学友会日本語学校	80	72	90%	20
33	赤門会国際文化部 日本語学科	19 に含まれる			
34	ケーシービーインターナショナル語学研修院	80	78	98%	-
35	東京ランゲージスクール 池袋校	80	73	91%	-
36	アン・ランゲージ・スクール	90	55	61%	-
37	秀林外語専門学校	90	62	69%	-
38	青山国際教育学院 日本語センター	170	134	79%	27
39	フジ国際語学院	90	45	50%	23
40	九州英数学館国際言語学院	90	71	79%	13
41	東京国際日本語学院	90	82	91%	34
42	国書日本語学校	100	94	94%	29
43	東京ランゲージスクール 新宿本校	100	98	98%	-
		2,990	2,006	67%	212

表 17-1-4 アンケート・インタビュー対象（大学）

No.	学校名	国公立 / 私立	アンケート			インタビュー 実施数
			配布数	回収数	回収率	
1	東京大学	国	200	15	8%	1
2	早稲田大学	私	200	44	22%	15
3	日本大学	私	250	191	76%	6
4	東京工業大学	国	100	32	32%	3
5	拓殖大学	私	230	122	53%	10
6	明海大学	私	100	39	39%	-
7	慶應義塾大学	私	200	89	45%	3
8	中央大学	私	455	139	31%	5
9	立正大学	私	100	32	32%	-
10	東京外国語大学	国	100	26	26%	3
11	東京都立大学	公	170	56	33%	5
12	芝浦工業大学	私	30	10	33%	-
13	東海大学	私	200	9	5%	-
14	東京電機大学	私	25	7	28%	4
15	明治大学	私	5	5	100%	5
16	東京農工大学	国	100	20	20%	6
17	京都大学	国	100	46	46%	11
18	立命館大学	私	150	31	21%	5
19	同志社大学	私	144	48	33%	13
20	近畿大学	私	30	23	77%	-
21	名古屋大学	国	200	65	33%	5
22	愛知大学	私	80	26	33%	5
23	南山大学	私	120	42	35%	7
24	中部大学	私	80	21	26%	-
25	九州大学	国	50	43	86%	14
26	九州産業大学	私	420	28	7%	-
27	九州国際大学	私	180	88	49%	-
28	立命館アジア太平洋大学	私	220	62	28%	-
			4,239	1,359	32%	126

各地域別のアンケート・インタビュー調査対象先の選定にあたっては、以下の基準を基本とした。

(1) 日本語教育施設

1) アンケート

「2000 日本語教育施設要覧」((財) 日本語教育振興協会) に掲載されている教育施設のうち、現在生徒数が 150 名を超える教育施設。

2) インタビュー

1) のうち各地域別に生徒数が多い上位 10 校（首都圏 6 校、大阪圏 2 校、中部 1 校、九州 1 校）

(2) 大学

1) アンケート

文部科学省公表の「留学生受入主要大学」（平成 12 年 5 月 1 日現在の在籍者数）より、国立大学については各地域毎に生徒数の多い 5 校（首都圏 2 校、大阪圏 1 校、中部 1 校、九州 1 校）、私立大学については同データに記載された全 10 校、及び地域間のバランスを考慮に入れ、国際教育協会調べによる私費留学生在籍数を基に前述の 10 校以下に続く在籍数上位校を追加的に大阪圏 3 校、中部 4 校、九州 1 校を選んだ。更に、調査に協力的な学校、協力を得られなかった学校を追加もしくは削除し調整した。

2) インタビュー

1) のうち協力を得られた学校を対象とした。

17.1.2 調査方法

(1) 日本語教育施設

1) アンケート

対象校の協力を得て、対象校に在籍する就学生及び留学生を無作為に抽出してもらい、所定の調査表（無記名・マークシートを用いた 2 項及び多項の単数回答方式）の配布、学生への趣旨説明、実施、回収を依頼した。アンケートは日本語・中国語・英語の 3 言語で作成した。

2) インタビュー

対象校に在籍する就学生及び留学生を無作為に抽出してもらい、5～20 名程度のグループ毎に、インタビューを行った。

(2) 大学

1) アンケート

対象校の協力を得て、対象校に在籍する留学生を無作為に抽出してもらい、所定の調査表（無記名・マークシートを用いた2項及び多項の単数回答方式）の配布を依頼した。回収は学生各自郵便により返送してもらった。希望のあった大学へは日本語・中国語・英語の3言語で作成したアンケートを配布した。

2) インタビュー

対象校に在籍する留学生を無作為に抽出してもらい、5名程度のグループ毎に、インタビューを行った。

大学対象のアンケートについては、E-mailで回答可能なプログラムを用意した。対象校の留学生課等担当窓口にて、E-mailのアンケートの配布も依頼したが、殆ど全ての大学では留学生への事務連絡等にE-mailは活用されておらず、E-mailのアンケートの配布については協力を得ることができなかった。立命館アジア太平洋大学の1校のみ、マークシートとE-mail双方配布し、いずれかを学生に選択させて回答を得たが、E-mailでの回答は同校からの有効回答数の24%を占めるのみで、効果は限定的であった。

17.2 アンケート調査の結果

アンケート調査の結果に示す。結果は日本語教育施設と大学・大学院別、及び必要に応じ国・地域別の内訳を併記した。

17.2.1 育英資金のニーズ

(1) 利用希望

育英資金貸付制度の利用希望に対しては、日本語教育施設生の78%、大学・大学院生の66%が利用希望と回答した。利用希望率の差異については、以下の原因が考えられる。

- 1) 大学生、即ち既に育英資金を利用せずに大学生活を送っている者に対するアンケートでは、『もし育英資金制度があったなら利用していたか』との観点から遡及的に質問がされている。
- 2) 大学に進学した後、アルバイトと学業の両立が困難になるとの認識が日本語教育施設生には薄いため、返済の負担を熟慮せずに希望する者が多い。

また、国・地域別にみると中国の学生の利用希望が日本語教育施設で83%、大学・大学院で71%と最も高い。

図 17-2-1 育英資金のニーズ

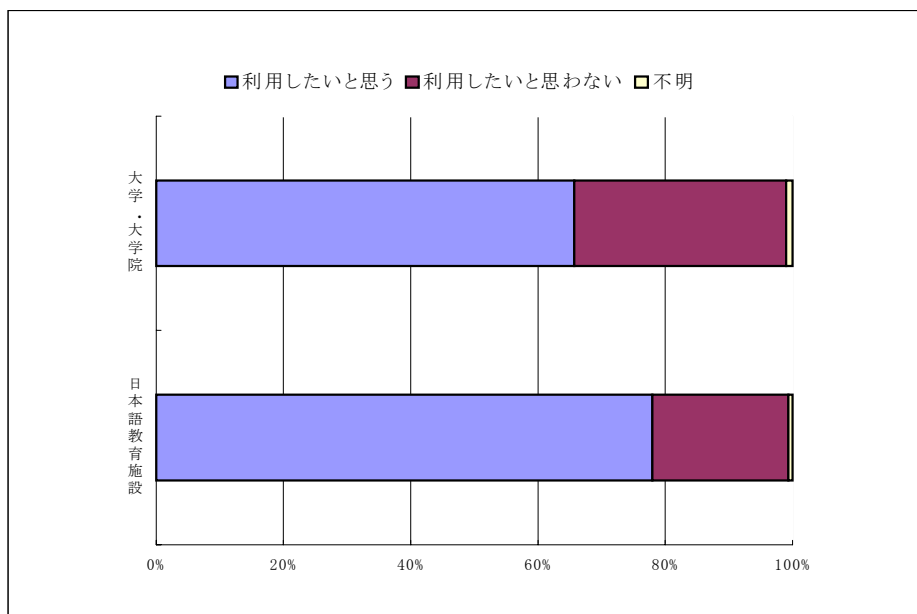


表 17-2-2 育英資金のニーズ（国・地域別、日本語教育施設）

	中国	韓国	台湾	他アジア	他地域	不明	合計
利用したい	914 83 %	481 71 %	37 65 %	57 76 %	6 60 %	69 76 %	1,564 78%
利用したくない	181 16 %	187 28 %	20 35 %	17 23 %	4 40 %	20 22 %	429 21%
不明	5 0 %	5 1 %	0 0 %	1 1 %	0 0 %	2 2 %	13 1%
合計	1,100 55 %	673 34 %	57 3 %	75 4 %	10 0 %	91 5 %	2,006 100 %

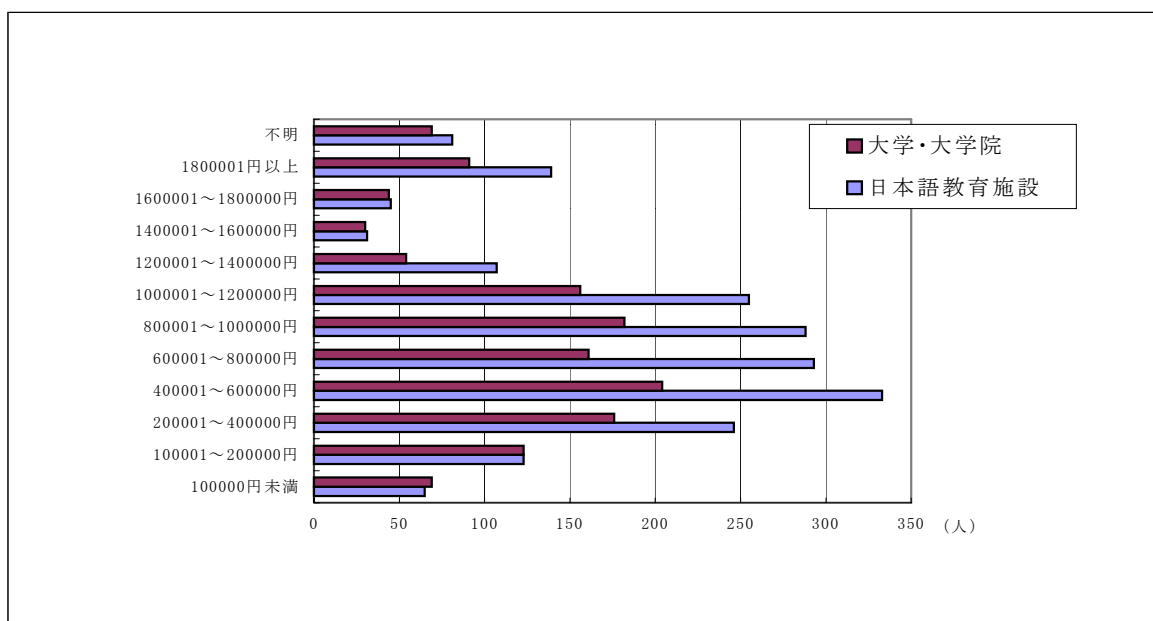
表 17-2-3 育英資金のニーズ（国・地域別、大学・大学院）

	中国	韓国	台湾	他アジア	他地域	不明	合計
利用したい	576 71 %	170 63 %	68 68 %	55 50 %	4 15 %	20 56 %	893 66%
利用したくない	234 29 %	99 37 %	32 32 %	54 49 %	20 77 %	13 36 %	452 33%
不明	5 1 %	2 1 %	0 0 %	2 2 %	2 8 %	3 8 %	14 1%
合計	815 60 %	271 20 %	100 7 %	111 8 %	26 2 %	36 3 %	1,359 100 %

(2) 希望貸付額

育英資金貸付制度の貸付希望額は400,000円～600,000円という意見が日本語教育施設、大学・大学院共に最多であった。返済を大学在学期間で均等割りすると月次返済額は10,000～15,000円前後となる。

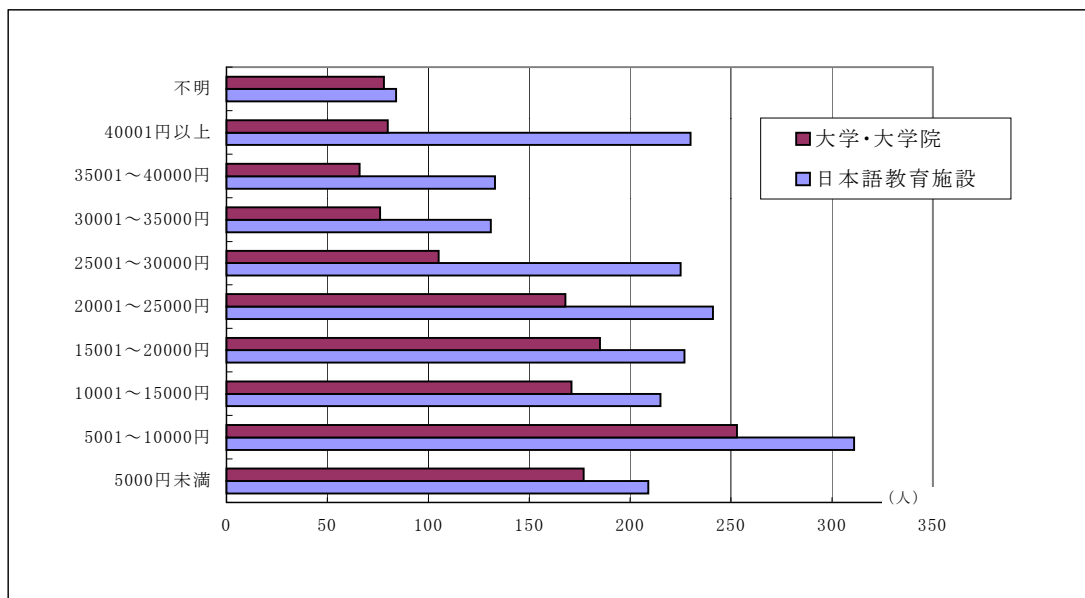
図 17-2-4 希望貸付額



(2) 月々返済可能額

月々返済可能額は5,000円～10,000円という意見が日本語教育施設、大学・大学院共に最多であった。有効回答のうち、10,000円以上返済可能とする学生の割合は、日本語教育施設で73%、大学・大学院で66%である。

図 17-2-5 月々返済可能額



(3) 返済原資

返済にあてるための収入源については、日本語教育施設、大学・大学院共 70%以上がアルバイト収入と回答している。

表 17-2-6 返済原資（日本語教育施設）

	中国		韓国		その他	
アルバイト	781	71%	527	78%	164	70%
親類からの仕送り	82	7%	52	8%	24	10%
他の奨学金	84	8%	16	2%	13	6%
不明	62	6%	35	5%	16	7%
その他	48	4%	25	4%	11	5%
保証人等からの援助	29	3%	7	1%	3	1%
配偶者の収入	14	1%	11	2%	2	1%
合計	1,100	100%	673	100%	233	100%

表 17-2-7 返済原資（大学・大学院）

	中国		韓国		その他	
アルバイト	599	73%	189	70%	175	64%
他の奨学金	68	8%	22	8%	25	9%
不明	55	7%	16	6%	24	9%
その他	46	6%	21	8%	13	5%
親類からの仕送り	25	3%	20	7%	25	9%
保証人等からの援助	12	1%	2	1%	9	3%
配偶者の収入	10	1%	1	0%	2	1%
合計	815	100%	271	100%	273	100%

(4) 返済据置期間

返済据置期間については、大学・大学院生がより長い据置期間を望んだ。この回答からは、来日後のアルバイト開始時期とは関連が薄いということになる。また、インタビューでも来日直後にアルバイトを探す困難について多くの意見があった。

表 17-2-8 返済据置期間

	日本語教育施設		大学・大学院		合計	
来日直後から	158	8%	69	5%	227	7%
2 ヶ月未満	288	14%	78	6%	366	11%
2 ヶ月以上 6 ヶ月未満	735	37%	339	25%	1,074	32%
6 ヶ月以上	734	37%	800	59%	1,534	46%
不明	91	5%	73	5%	164	5%
合計	2,006	100%	1,359	100%	3,365	100%

(5) 依頼可能な保証人

仮に、本貸付制度利用に保証人が要件となる場合、誰に依頼をするかとの問いに対する回答である。日本語教育施設生は在籍日本語教育施設に依頼するという回答が23%と一番多かった。一方、大学・大学院生は日本人の知人という回答が23%で最多である。在日年数の長い大学・大学院生は日本人の保証人に依頼可能と回答しているものの、インタビューでは保証人を探すこと、その保証人に在日期间中継続的に依頼することに多くの学生が苦勞をしているという現実が伺えた。

表 17-2-9 依頼可能な保証人

	日本語教育施設		大学・大学院		合計	
保証人を付けることはできない	170	8%	147	11%	317	9%
日本語教育施設	471	23%	40	3%	511	15%
大学、短期大学、専門学校	206	10%	184	14%	390	12%
大学・学校の指導教員	61	3%	175	13%	236	7%
日本人の知人	355	18%	319	23%	674	20%
日本人以外の知人	48	2%	33	2%	81	2%
国際交流団体	45	2%	43	3%	88	3%
在日大使館の職員等	5	0%	7	1%	12	0%
日本に住んでいる親類	182	9%	143	11%	325	10%
母国に住んでいる親類	312	16%	195	14%	507	15%
その他	56	3%	16	1%	72	2%
不明	95	5%	57	4%	152	5%
合計	2,006	100%	1,359	100%	3,365	100%

(6) 受給奨学金の現状

これは日本語教育施設生と大学・大学院生の生活実態に最も大きな差が出た項目である。大学・大学院生の中でも大学院生は大学学部生より受給率が高く、また、文系理系別にみると理系の受給率がより高いという結果となった。

表 17-2-10 奨学金の受給

		奨学金受給割合
日本語教育施設		19%
大学・大学院	留学生別科	37%
	国公立学部文系	60%
	国公立学部理系	81%
	私立学部文系	52%
	私立学部理系	51%
	国公立大学院文系	48%
	国公立大学院理系	62%
	私立大学院文系	67%
	私立大学院理系	79%
	その他	48%

表 17-2-11 受給奨学金の種類

	日本語教育施設		大学・大学院		合計	
もらっていない	1,571	78%	600	44%	2,171	65%
母国政府・地方自治体からの奨学金	23	1%	10	1%	33	1%
母国の民間団体・基金からの奨学金	19	1%	7	1%	26	1%
日本政府からの奨学金（国費外国人留学生）	122	6%	65	5%	187	6%
学習奨励金	60	3%	252	19%	312	9%
日本の地方自治体からの奨学金	20	1%	31	2%	51	2%
日本の民間団体からの奨学金	24	1%	158	12%	182	5%
学校からの奨学金	64	3%	161	12%	225	7%
その他の奨学金	42	2%	53	4%	95	3%
不明	61	3%	22	2%	83	2%
合計	2,006	100%	1,359	100%	3,365	100%

17.2.2 学生の収支の現状

(1) 月次収支

日本語教育施設生の月次平均収入は 122,704 円、平均支出は 105,049 円という結果となった。国・地域別に見ても、日本語教育施設生は平均して 20,000 円前後の余剰があることが分かった。一方、大学・大学院生は平均収入 110,156 円、平均支出 110,083 円と余剰が殆ど無い。

収入の内訳は、表 17-2-14 に示した。アルバイト収入がある者の割合が最も高く、日本語教育施設で全体の 83%、大学・大学院で 75%という結果となっている。また、表 17-2-12 及び表 17-2-13 は、各収入項目の中でも、どの項目を主な収入源にしているかまとめたものである。比率は全収入のうちそれぞれの収入項目に 50%以上を依存している者の割合である。日本語教育施設では 62%が収入をアルバイトに依存している。また、大学学部生も同様アルバイトを依存先とする割合が多い。これに対して大学院生はその他収入が主な依存先である。その他収入の大部分は奨学金で構成されている。

国・地域別にみると、中国の就学生・留学生のアルバイト収入依存が日本語教育施設、大学・大学院それぞれ 65%、49%と高く、その一方仕送り依存がとりわけ低く、それぞれ 9%、10%に留まっている。

表 17-2-12 主な収入源（所属別）

		仕送り	アルバイト収入	その他収入
	日本語教育施設	15%	62%	24%
大学・大学院	留学生別科	42%	28%	30%
	国公立学部文系	4%	60%	36%
	国公立学部理系	10%	29%	62%
	私立学部文系	11%	55%	34%
	私立学部理系	15%	46%	38%
	国公立大学院文系	11%	31%	57%
	国公立大学院理系	9%	41%	57%
	私立大学院文系	6%	37%	57%
	私立大学院理系	6%	26%	68%
	その他	36%	38%	26%

表 17-2-13 主な収入源（国・地域別）

		仕送り	アルバイト収入	その他収入
日本語教育施設	中国	9%	65%	25%
	韓国	19%	59%	19%
	台湾	46%	18%	21%
	その他	21%	46%	26%
大学・大学院	中国	10%	49%	40%
	韓国	26%	28%	44%
	台湾	33%	19%	46%
	その他	14%	33%	49%

支出の内訳を、表 17-2-15 に示す。支出項目では授業料が最も高く、日本語教育施設で平均 48,364 円、大学、大学院で平均 52,921 円という結果となっている。ただし、授業料は半期毎の納入が一般的であり、毎月の支払項目ではない。次いで高い支出項目は住居費である。日本語教育施設の平均住居費が大学・大学院よりも高い理由は、民間の賃貸住宅の居住割合が高いことによるものと考えられる。また、日本語教育施設の多くは都市の中心部に立地しており、都市の郊外に立地する大学・大学院に比べ、賃料相場が高いことも要因の一つと考えられる。

日本語教育施設と大学・大学院で差異の見られる項目として他に挙げられるのは、学校生活経費、通学費、趣味・娯楽費、その他日常経費等である。学校生活経費は教科書代等が含まれるため、日本語教育施設の 10,656 円に対し、大学・大学院では 11,582 円と高い。また、通学費は就学生に学生割引が利用できないため、日本語教育施設の平均が 7,574 円と、大学・大学院の平均 7,021 円を上回った。その他では、趣味・娯楽費及びその他日常経費共に日本語教育施設の 7,431 円、10,899 円が大学・大学院の 5,883 円、9,930 円を大きく上回っている。趣味・娯楽費及びその他日常経

費は中国の学生と韓国の学生間にも差異が見られ、国・地域による消費パターンの違いが反映された結果となった。月次の貯金額は、大学・大学院の入学にかかる費用を貯蓄する学生が多いため、日本語教育施設の平均 14,509 円が大学・大学院の平均 11,674 円を上回っている。

表 17-2-14 月次収入の内訳¹

		合計	親族の 仕送り	アルバイト	奨学金	保証人援助	配偶者収入	その他収入
日本語教育施設	全体	122,704 円	58%	83%	15%	21%	8%	11%
			58,680 円	92,400 円	55,265 円	43,733 円	107,154 円	34,156 円
	中国	126,288 円	60%	90%	15%	26%	8%	10%
			53,248 円	91,619 円	57,689 円	41,741 円	106,736 円	29,275 円
	韓国	120,553 円	54%	79%	13%	14%	8%	11%
			66,784 円	97,324 円	51,103 円	51,398 円	112,476 円	41,233 円
大学・大学院	全体	110,156 円	43%	75%	48%	10%	9%	8%
			51,265 円	65,136 円	64,146 円	33,713 円	94,036 円	27,782 円
	中国	109,902 円	35%	84%	47%	12%	10%	7%
			45,552 円	68,911 円	61,049 円	33,698 円	90,458 円	29,009 円
	韓国	112,219 円	61%	64%	48%	5%	8%	10%
			58,163 円	60,615 円	66,435 円	35,770 円	89,286 円	23,702 円

¹ 各項目とも、上段は該当する収入がある者の割合、下段は収入がある者の平均額を示している。

表 17-2-15 月次支出の内訳²

			授業料	学校生活 経費	通学費	食費	住居費	光熱費	医療・ 保険費	趣味・ 娯楽費	その他 日常経費	残額 (貯金等)
日本語教育施設	全体	105,049 円	97%	91%	79%	99%	94%	90%	80%	85%	90%	69%
			48,364 円	10,656 円	7,574 円	28,379 円	35,082 円	6,197 円	2,334 円	7,431 円	10,899 円	14,509 円
	中国	104,217 円	98%	92%	79%	99%	96%	92%	87%	80%	89%	74%
			48,606 円	10,417 円	7,401 円	28,482 円	32,396 円	5,793 円	2,225 円	6,665 円	10,203 円	14,472 円
	韓国	106,020 円	96%	90%	80%	99%	91%	86%	68%	91%	92%	62%
			47,567 円	11,033 円	7,903 円	27,907 円	38,535 円	6,861 円	2,436 円	8,460 円	12,047 円	15,357 円
大学・大学院	全体	110,083 円	86%	97%	77%	99%	96%	86%	91%	77%	87%	48%
			52,921 円	11,582 円	7,021 円	28,444 円	32,462 円	6,526 円	2,327 円	5,883 円	9,930 円	11,674 円
	中国	109,091 円	89%	97%	78%	99%	97%	86%	91%	73%	87%	50%
			52,026 円	10,926 円	7,078 円	27,776 円	30,726 円	6,294 円	2,219 円	5,317 円	9,506 円	12,203 円
	韓国	112,060 円	85%	97%	76%	99%	97%	89%	88%	80%	91%	40%
			56,141 円	13,483 円	7,434 円	29,369 円	34,968 円	7,250 円	2,620 円	7,044 円	11,108 円	11,077 円

² 各項目とも、上段は該当する支出がある者の割合、下段は支出がある者の平均額を示している。

(2) 留学の初期費用

初期費用は、来日時の費用に加え、現在所属する教育機関に支払った入学金及びその他初年度納入金について回答を得た。アンケートの回答から、初期費用の合計を求めるにあたり、以下の調整を加えた。

- 1) 日本語教育施設の入学金及びその他初年度納入金についての回答を検証したところ、アンケート対象日本語教育施設の実際の入学金、その他初年度納入金の平均と乖離していたため、アンケート対象日本語教育施設の公表する納入額を用いた。
- 2) 年間授業料は、日本語教育施設、大学・大学院を共に入学時に初年度分を納入する方式が一般的であることから、月次支出項目として回答を得た額より求めた。

来日後日本語教育施設に入学する場合、初期費用は平均 978,762 円、大学・大学院へ入学する場合は平均 1,311,579 円である。日本語教育施設より、大学・大学院へ進学する場合、入学時に各種納入金だけで平均 1,048,778 円が必要となる。

表 17-2-16 初期費用の内訳

		渡航費	敷金・礼金	家財道具等	入学金	その他初年度納入金	年間授業料	合計
日本語教育施設	全体	83,032 円	116,751 円	68,582 円	57,683 円	72,351 円	580,363 円	978,762 円
	中国	78,574 円	121,348 円	69,309 円	57,683 円	72,351 円	583,276 円	982,542 円
	韓国	91,816 円	113,063 円	67,871 円	57,683 円	72,351 円	570,803 円	973,586 円
大学・大学院	全体	83,354 円	110,445 円	69,002 円	225,204 円	188,520 円	635,054 円	1,311,579 円
	中国	80,255 円	101,702 円	65,849 円	225,819 円	191,146 円	624,308 円	1,289,078 円
	韓国	92,270 円	130,804 円	76,615 円	232,038 円	193,966 円	673,691 円	1,399,384 円

(3) 所持金

来日時には、既に入学先への入学金、初年度納入金、授業料の納付を済ませて来日するため、来日時の所持金は主に日本で生活を始めるにあたってかかる費用に充てられる。初期費用についてのアンケート結果によると、学校への各種納入金を除いた初期費用の平均が日本語教育施設で 268,365 円、大学・大学院で 262,801 円であることから、次年度以降の前期授業料程度の余裕を持って入国していることが分かる。

表 17-2-17 来日時と現在の所持金

	日本語教育施設		大学・大学院	
	来日時所持金	現在所持金	来日時所持金	現在所持金
全体	632,817 円	164,493 円	654,139 円	146,080 円
中国	669,059 円	179,689 円	643,445 円	157,052 円
韓国	564,811 円	137,012 円	732,722 円	119,014 円

(4) 初期費用原資

初期費用は複数から調達するのが一般的であるが、該当の多いものとしては、日本語教育施設で親族からの供与が 71%であり、平均額が 205,959 円であった。大学・大学院では同じく親族からの供与が 64%、204,816 円と高いが、自己の預貯金も 63% 平均額 179,028 円と次いで高くなっている。また、韓国に限ってみると、日本語教育施設で親族からの供与と自己の預貯金が共に 69%、大学・大学院では親族からの供与が 69%、自己の預貯金が 70%と、自己の預貯金を原資とする者の割合が、中国よりも高い。

表 17-2-18 初期費用原資の内訳³

		親族より 供与	親族より 貸与	金融機関 貸付	奨学金	自己の 預貯金
日本語教育施設	全体	71%	30%	8%	13%	63%
		205,959 円	211,519 円	156,170 円	126,544 円	174,615 円
	中国	75%	40%	8%	12%	58%
		208,433 円	216,662 円	147,638 円	134,470 円	159,531 円
	韓国	69%	16%	7%	11%	69%
		207,372 円	192,825 円	161,304 円	109,869 円	193,602 円
大学・大学院	全体	64%	37%	5%	31%	63%
		204,816 円	234,559 円	199,338 円	143,056 円	179,028 円
	中国	63%	44%	4%	27%	61%
		204,774 円	237,501 円	193,126 円	133,562 円	170,069 円
	韓国	69%	25%	6%	24%	70%
		224,967 円	236,195 円	240,001 円	151,786 円	217,507 円

³ 各項目とも、上段は該当する原資がある者の割合、下段は原資がある者の平均額を示している。

17.2.3 アンケート回答者の内訳

アンケートの有効回答者の内訳を示す。

図 17-2-19 回答者の国籍

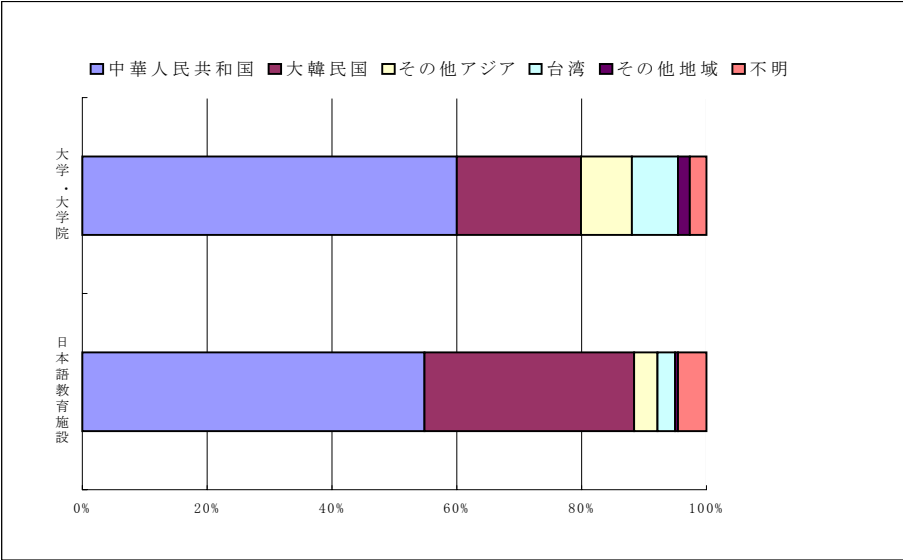


図 17-2-20 回答者の性別

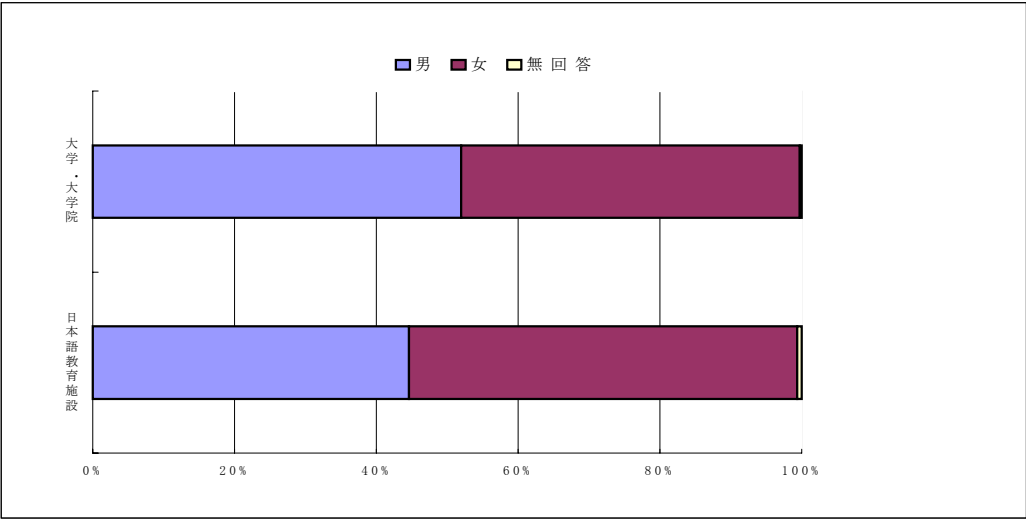


図 17-2-21 回答者の年齢

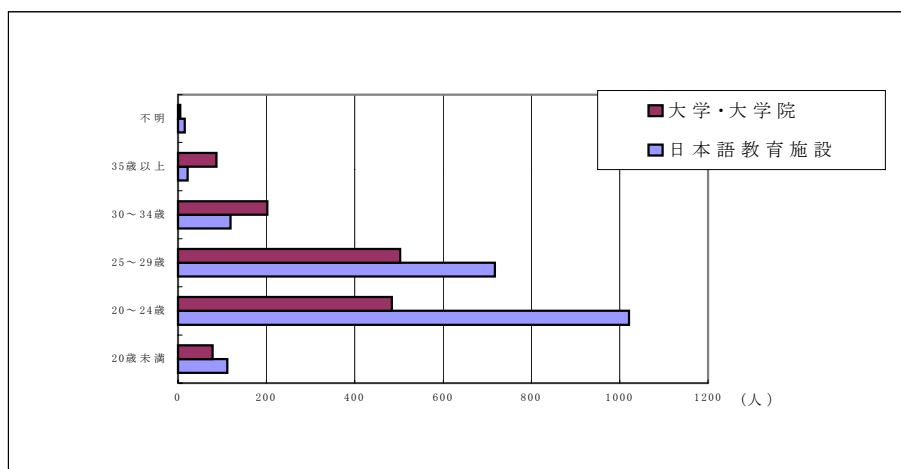


図 17-2-22 回答者の所属課程（大学・大学院）

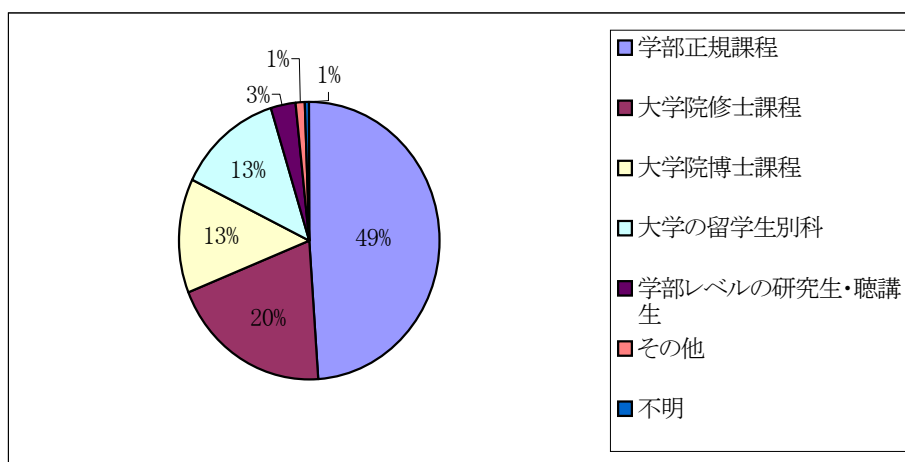


図 17-2-23 回答者の希望進学先（日本語教育施設）

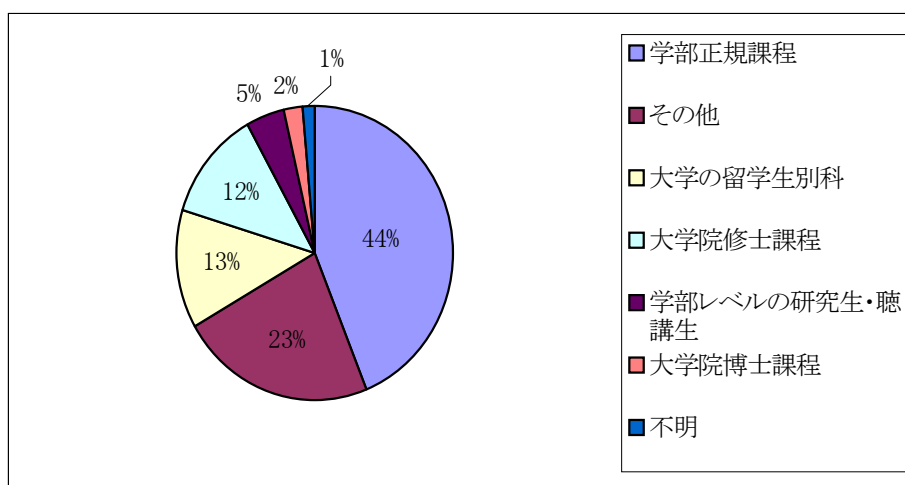


表 17-2-24 回答者の専攻・専攻予定

	日本語教育施設		大学・大学院	
社会科学	754	38%	668	49%
人文科学	408	20%	179	13%
その他	245	12%	152	11%
工学	217	11%	204	15%
芸術	147	7%	53	4%
理学	60	3%	26	2%
医歯薬学	58	3%	21	2%
教員養成等	50	2%	6	0%
不明	27	1%	10	1%
農学	20	1%	39	3%
家政	20	1%	1	0%
合計	2,006	100%	1,359	100%

表 17-2-25 回答者の卒業後希望進路

	日本語教育施設		大学・大学院	
母国で就職	632	32%	333	25%
母国で進学	47	2%	9	1%
日本で就職	467	23%	339	25%
日本で進学	434	22%	442	33%
母国・日本以外で就職	73	4%	35	3%
母国・日本以外で進学	166	8%	110	8%
その他	162	8%	79	6%
不明	25	1%	12	1%
合計	2,006	100%	1,359	100%

表 17-2-26 回答者の希望職種

	日本語教育施設		大学・大学院	
国際機関	188	9%	152	11%
公務員	78	4%	32	2%
製造業	65	3%	39	3%
商社・流通	479	24%	289	21%
研究職・教職	189	9%	368	27%
金融	120	6%	100	7%
情報処理・ソフトウェア	133	7%	59	4%
通信・情報・マスコミ	156	8%	90	7%
サービス	155	8%	30	2%
医師・弁護士・会計士等	69	3%	66	5%
その他	335	17%	118	9%
不明	39	2%	16	1%
合計	2,006	100%	1,359	100%

表 17-2-27 回答者の親または世帯主の職業

	日本語教育施設		大学・大学院	
国際機関	20	1%	22	2%
公務員・教職員	324	16%	278	20%
農業・漁業・林業	118	6%	79	6%
自営業	598	30%	293	22%
会社員（一般）	212	11%	163	12%
会社員（管理職）	302	15%	173	13%
会社役員	79	4%	45	3%
研究職	21	1%	34	3%
医師・弁護士・会計士等	67	3%	64	5%
無職	52	3%	90	7%
その他	167	8%	98	7%
不明	46	2%	20	1%
合計	2,006	100%	1,359	100%

17.2.4 アルバイトの現状

アルバイトの従事率は、日本語教育施設で 85%、大学・大学院で 75%という結果となった。国・地域別では中国の学生が韓国の学生に比べると従事率が高く、日本語教育施設で中国 93%、韓国 79%、大学・大学院では中国 84%、韓国 63%である。

また、アルバイト職種は飲食業が最も多かった。職種について所属教育機関に見られる差異は、講師・教師の従事率が大学・大学院では 8%と、日本語教育施設の 2%を上回っている点である。さらに、アルバイトの従事時間についても所属教育機関毎に差異が見られる。日本語教育施設の就学生・留学生でアルバイトに従事している者の平均従事時間は 18.5 時間であり、大学・大学院では 15.6 時間という結果となった。長期休暇時にアルバイトの従事時間は大学・大学院の方が顕著に増加している。これは法務大臣が認める資格外活動として就学生に許容されているアルバイト時間が一日 4 時間迄である一方、留学生は長期休暇中には 1 日 8 時間迄アルバイト従事が認められていること、大学・大学院では学業とアルバイトの両立が困難なため、学期中の従事時間が短いからと考えられる。アルバイトの開始時期は、来日後 6 ヶ月までに始めるケースが一般的であると言える。

表 17-2-28 アルバイトの種類

	日本語教育施設		大学・大学院	
やっていない	301	15%	329	24%
講師・教師	35	2%	110	8%
一般事務	73	4%	84	6%
飲食業	950	47%	473	35%
清掃	94	5%	55	4%
配達・運送	122	6%	29	2%
営業販売	133	7%	67	5%
工場	92	5%	53	4%
コンピューター・プログラマー	23	1%	26	2%
その他	129	6%	116	9%
不明	54	3%	17	1%
合計	2,006	100%	1,359	100%

表 17-2-29 アルバイト従事者の週間従事時間

		日本語教育施設		大学・大学院	
		従事率	従事者の平均時間 (時間/週)	従事率	従事者の平均時間 (時間/週)
通常時	全体	85%	18.5	75%	15.6
	中国	93%	18.5	84%	16.6
	韓国	79%	19.0	63%	14.0
長期休暇時	全体	81%	19.0	73%	19.5
	中国	89%	19.3	81%	20.6
	韓国	73%	18.7	62%	17.4

図 17-2-30 アルバイト従事時間

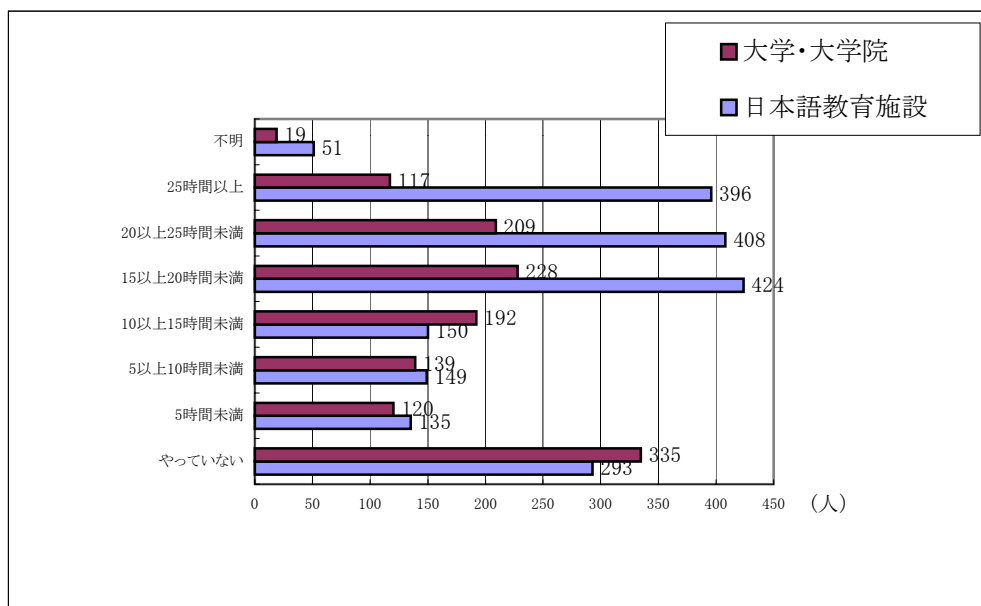


図 17-2-31 アルバイト従事時間（中国）

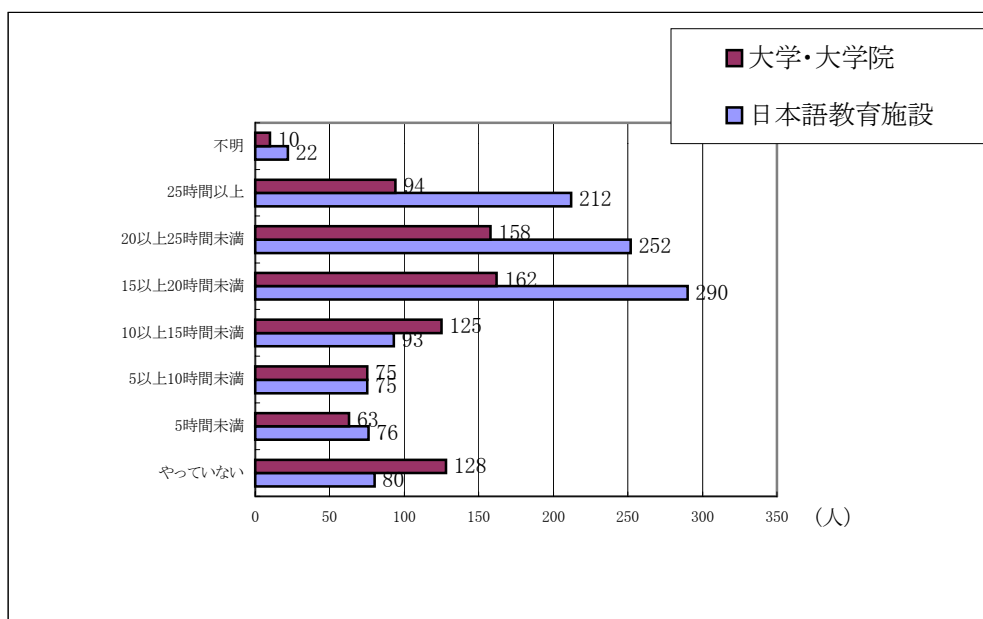


図 17-2-32 アルバイト従事時間（韓国）

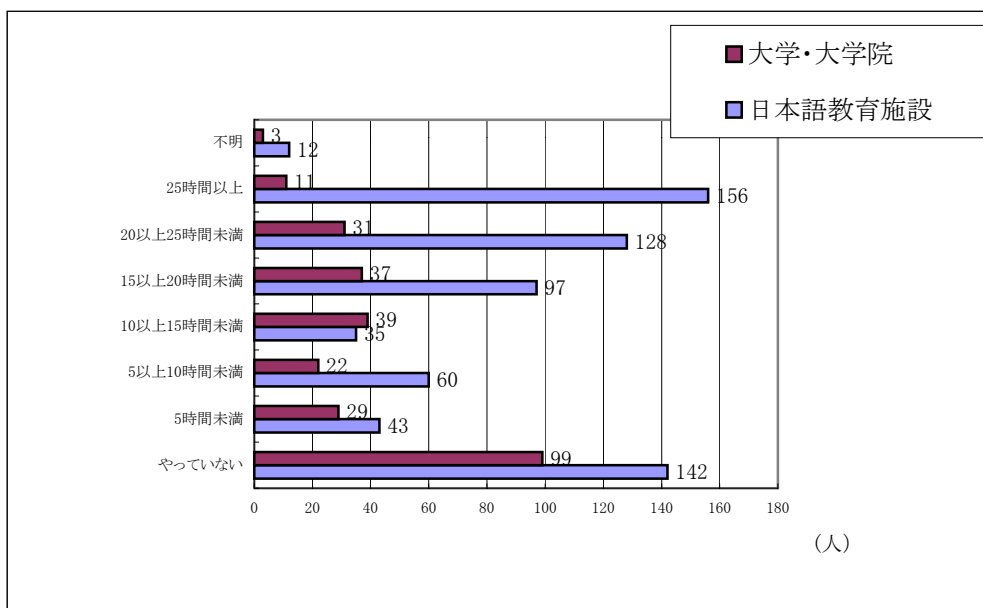


図 17-2-33 長期休暇時のアルバイト従事時間

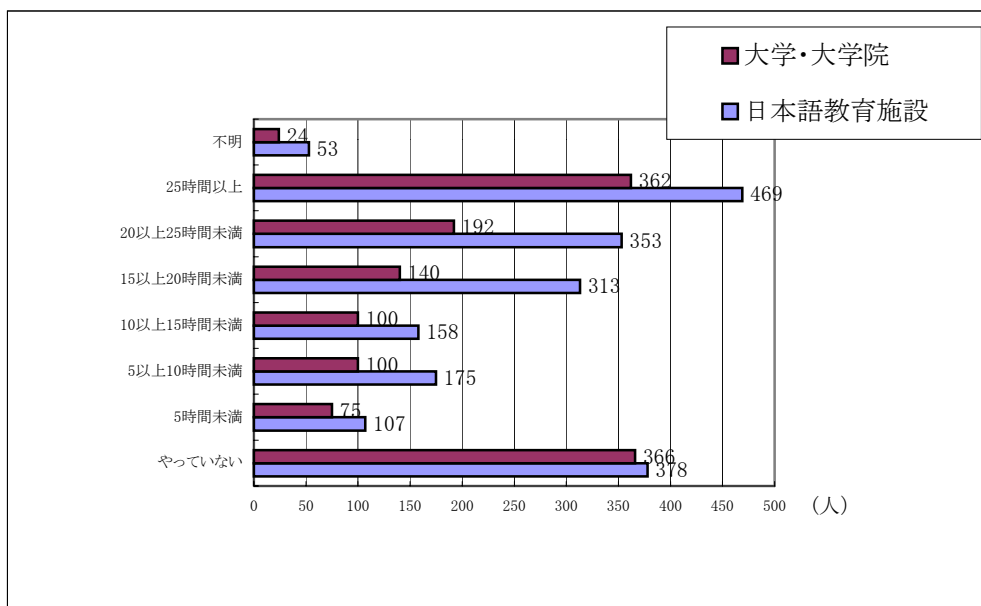


図 17-2-34 長期休暇時のアルバイト従事時間（中国）

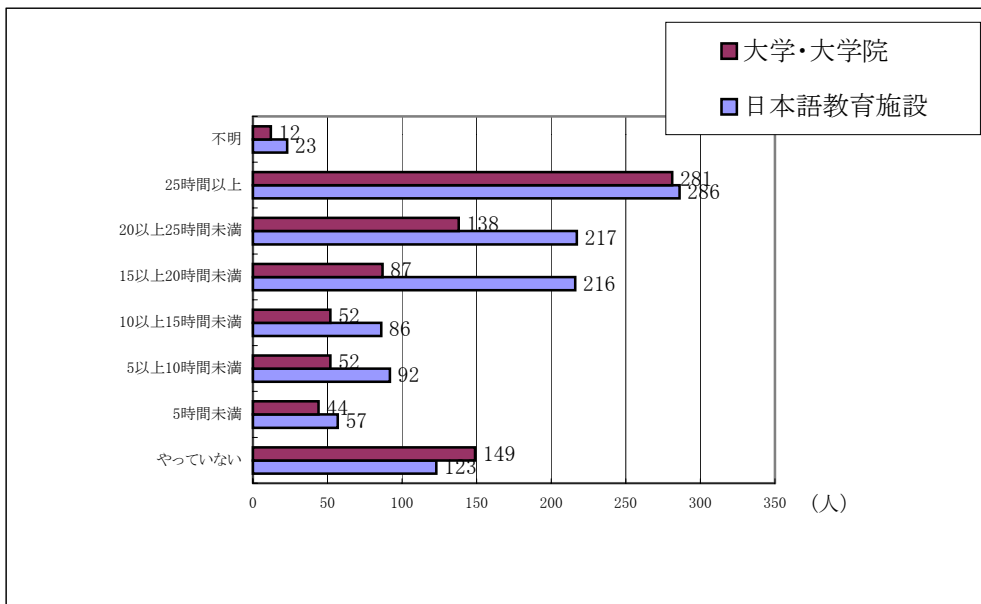


図 17-2-35 長期休暇時のアルバイト従事時間（韓国）

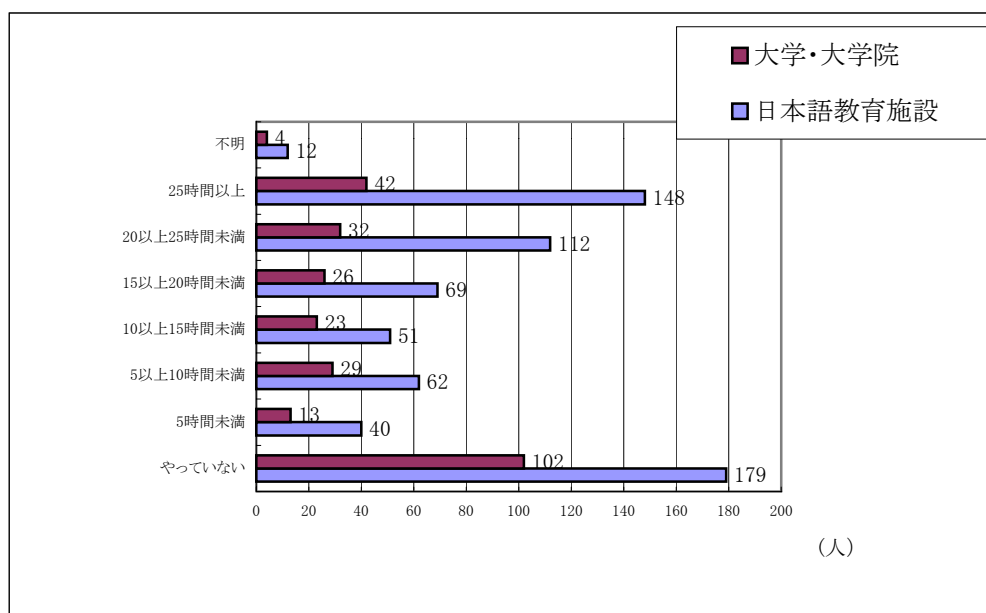
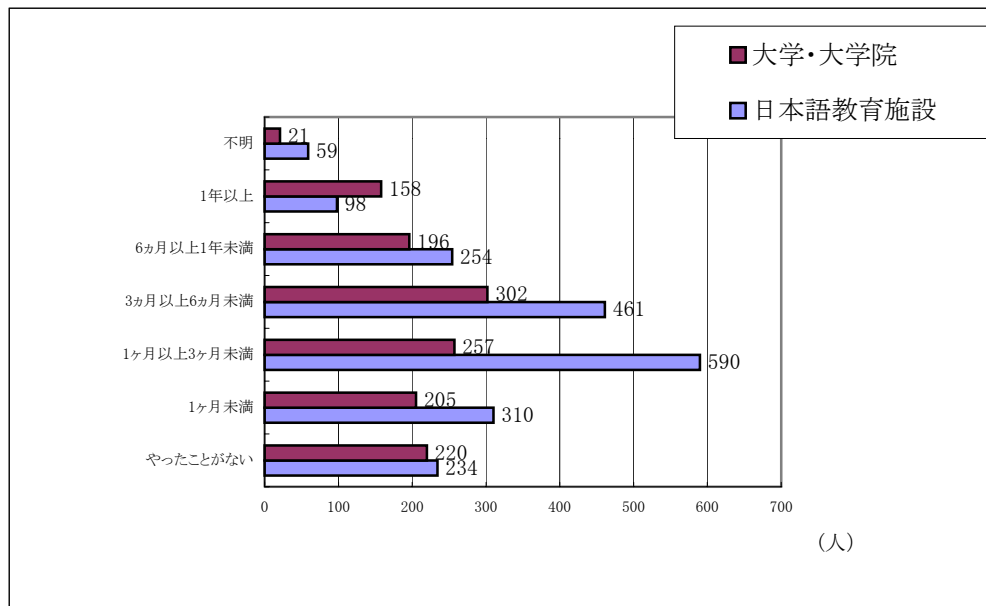


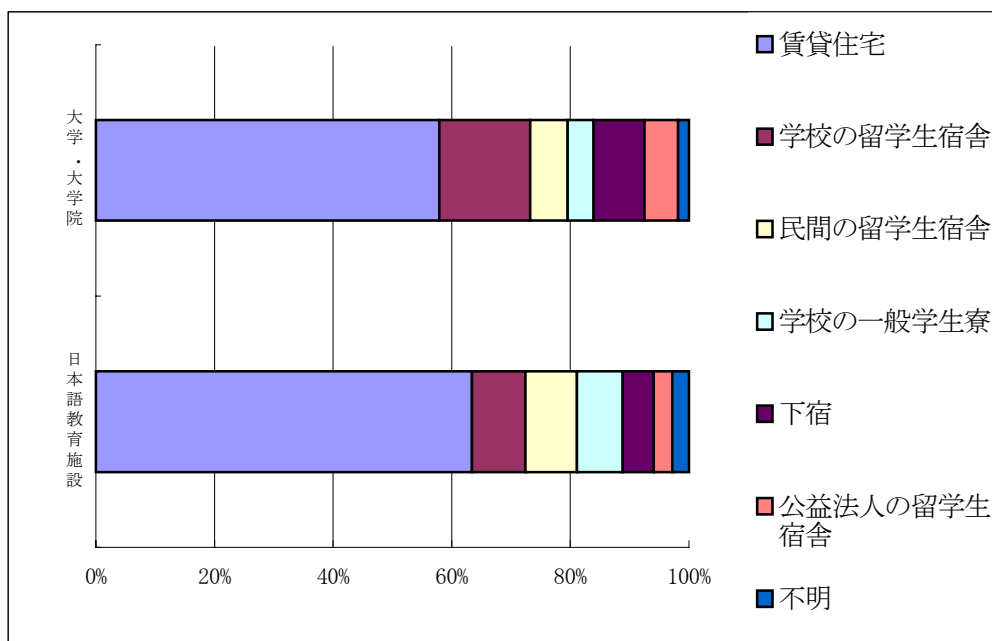
図 17-2-36 来日後アルバイト開始時期



17.2.5 住居の現状

アンケートの有効回答者の住居形態は図 17-2-37 の通りである。民間の賃貸住宅に居住するものが過半数を超えている。

図 17-2-37 居住形態



17.3 学生へのインタビュー調査の結果

学生へのインタビュー調査の結果は以下の通りである。

17.3.1 育英資金のニーズ

(1) 利用希望

1) 大学・大学院

希望する : 約 4 割 希望しない : 約 6 割

(アンケート結果 : 希望する : 約 7 割 希望しない : 約 3 割)

大学在学留学生に対しての利用希望は各自が入学をする際に育英資金制度があったら利用していたかという観点から回答を得た。利用していたと回答した学生から、利用の理由について以下のような意見が挙げられた。なお、国公立・私立別の利用希望者比率に差異はほぼ見られなかった。

- ・ 日本語教育施設に就学中、入学金を準備するために受験勉強を犠牲にし、アルバイトをしなくてはならなかった。

- ・ 入学金は友人からの借金で用意した。
- ・ 大学受験の準備に際しては、貯金よりも、より良い学校へ進学することに優先順位を置いており、入学金を貯められなかった。
- ・ 渡航費用も含めると留学初期には膨大な費用がかかった。

また、大学在学留学生の中には、母国経済の低迷による親類からの仕送り途絶、年々縮小傾向にある各種奨学金の選考に洩れたことにより半期毎の学費の支払いに困難を来した経験のある学生から、在学中の応急的な貸付金利用の希望が相当数挙がった。属性別に傾向を見ると、仕送り途絶のケースは私立大学の韓国人留学生に見られ、奨学金の受給を受けられず、資金計画が狂ったという学生は国公立に見られた。

なお、奨学金の利用を希望しないと回答した学生から挙げられた代表的意見は以下の通りである。

- ・ 学業とアルバイトを両立させ、返済する事が難しいと考えられる。
- ・ 親族の援助が得られる。
- ・ 外国で借金をすることに対し、抵抗がある。
- ・ 給付の奨学金を得る事が出来る。

2) 日本語教育施設生

希望する : 約 8 割 希望しない : 約 2 割

(アンケート結果 希望する : 約 8 割 希望しない : 約 2 割)

日本語教育施設生では、現在のアルバイト収入を貯金し、進学費用に充てようという計画の学生のうち大半は利用を希望した。

- ・ アルバイトで入学金を溜めようと考えていたので、制度が有ったら利用したい。

一方、利用を希望しない学生による意見は以下が挙げられる。

- ・ 返済出来るか自信がない。

- ・ 親族の援助が得られる。

(2) 育英資金制度導入による留学希望者数の増加

1) 大学・大学院生

増加と思う : 約7割 増加しないと思う : 約3割

育英資金の貸付制度が留学生の増加に寄与するか否かの質問に対し、3割弱の留学生が否定的な意見を述べた。代表意見は以下の通り。

- ・ 結果的には返済しなくてはならないため、かかる総費用は変わらない。
- ・ 大学への入学資金より日本語教育施設への入学資金を貸付けた方が効果的だと思う。
- ・ 留学生を増加させるという局面においては効果が多少あっても、その後のフォローが講じられていない。
- ・ 留学先として依然人気が高いのは欧米である。

2) 日本語教育施設生

増加と思う : 約9割 増加しないと思う : 約1割

大学、日本語教育施設に共通し、大半の学生はある程度増加に寄与するであろう、といった限定的な見方をしている。国別に見られた特徴として、韓国の学生からは以下の様な肯定的な意見が挙がった。

- ・ 近年日本留学の人気の高まりつつあり、韓国留学生数は奨学金が無かったとしても増加の一途をたどるであろう。
- ・ 兵役を終えた直後で、留学希望があっても資金的余裕の無い層には効果的だろう。

否定的な意見の中には、入国管理の厳しさが留学生増加を阻害する要因であるという意見もあった。

(3) 貸付利息（または手数料）の妥当性

1) 大学・大学院生

妥当だと思う : 約5割 妥当ではないと思う : 約5割

妥当と考える意見の大半は、銀行の貸付金利と比較し、本事業で想定している利率の1%を低いと判断したもので、貸付金を必要とする学生であれば1%の利息を理由に借りるのを止めることはないという意見が大多数を占めた。

一方、妥当ではないとの意見のうち、代表的なものは以下の通りである。

- ・ 自国通貨で換算すると1%でも高額である。
- ・ 留学生支援という主旨からは無利息にすべきである。
- ・ 利息を課した場合、商業的イメージが先行する。

否定的意見は絶対額として利息が高いという意見が約半数を占め、政府による育英資金という主旨から、利息を取ることは妥当でないとした意見が約半数を占めた。

2) 日本語教育施設生

妥当だと思う : 約7割 妥当ではないと思う : 約3割

母国の育英資金貸付制度や銀行の教育ローンの貸付金利と比較した意見が多く、回答に出身国・地域の特徴が見られた。

- ・ 母国でこれより低い利息の貸付を見たことが無い。(韓国)
- ・ 母国の教育ローンの利率(5%)より安い。(韓国)
- ・ 政府に無利息教育資金貸付制度がある。(中国)
- ・ 低い金利(0.5%)の教育ローンが存在する。(中国)

また、大学生と同様に、政府主体の貸付金制度であれば営利目的ではないはずとの意見も否定的意見の半数近くを占めた。

(4) 在日中に返済することの妥当性

1) 大学・大学院生

妥当だと思う : 約3割 妥当ではないと思う : 約7割

妥当と考える意見は以下の通りである。

- ・ 月々の返済額が大きいので在学中でも返済可能である。
- ・ アルバイトを増やせば返済できる額である。
- ・ 帰国後の督促は不可能だと思うので仕方が無い。
- ・ 返済計画は自己責任である。

妥当ではないと答えた7割の回答の多くは返済の財源確保、学業とアルバイトの両立を困難とする回答であった。

- ・ 理系なのでアルバイトをする時間がない。
- ・ 他の奨学金を受けていないと返済は難しい。
- ・ アルバイトと勉強を両立させて返済を義務づけることで留学生の質が落ちる。
- ・ アルバイトと勉強の両立で学生が精神的に追い込まれる恐れがあり、育英という主旨に反する。

また、大学院生や理系の学生が困難であると回答する傾向が見られ、所属課程が進むほど、アルバイト時間の確保が難しいという現状が伺えた。

2) 日本語教育施設生

妥当：約7割 妥当ではない：約3割

大学生とは対照的な結果となった。妥当とした意見には、債権管理や回収について理解を示したものが多数であった。

- ・ 回収の確実性を増すにはやむを得ない。
- ・ 帰国してからの返済する場合のしくみが複雑になってしまうと思う。

一方、妥当ではないとの回答の代表意見は以下の通りである。

- ・ アルバイト先を確保出来るとは限らない。
- ・ 学業が留学の目的だから、在学中にアルバイトや返済のことで煩わされ

たかない。

大学・大学院生からは学業とアルバイトの両立の困難が指摘されたが、日本語教育施設生の中では、総じて楽観的な意見が挙がった。

(5) 育英資金の返済能力

1) 大学・大学院生

返済できると思う : 約 4 割 返済できないと思う : 約 6 割

返済可能と答えた学生は、ほぼ 100% がアルバイト代を返済額に充てると回答している。月々の返済可能額については、5,000~30,000 円迄開きがあったが、10,000 ~ 20,000 円の範囲が最多である。

また、返済不可能とする理由は以下が挙げられた。

- ・ 奨学金をもらっていないため、返済する余裕が無い。
- ・ 仕送りが無いため、返済する余裕が無い。
- ・ 予定したアルバイト収入が得られない恐れがある。

国・地域別の傾向として指摘できるのは、仕送りが得られないとの理由がほぼ全て中国の学生より挙げられた点である。

2) 日本語教育施設生

返済できると思う : 約 7 割 返済できないと思う : 約 3 割

(4)と同様、大学生とは対照的な結果となった。月々の返済可能額については、10,000~50,000 円迄開きがあったが、大学生と同様、10,000 ~ 20,000 円の範囲が最多である。

返済不可能である理由は以下が挙げられた。

- ・ 大学に入ると勉強が忙しい。
- ・ 在学中にアルバイト先が確保できるとは限らない。

(6) 卒業後日本で就職して返済するというオプション

1) 大学・大学院生

利用したい : 約9割 利用したくない : 約1割

利用を希望しない学生のほぼ全員が、卒業後、就職、兵役を理由に帰国が決まっている学生である。つまり、9割近くの学生が日本での就職を望んでおり、奨学金に卒業後返済のオプションについては多くの利用希望が聞かれた。ただし、就職の機会については悲観的な意見の方が多数であった。また、就職機会には大学や専攻による格差の存在も伺えた。

- ・ 自分の周辺にいる留学生のほとんどが日本企業に就職しているので、卒業後返済のオプションは有効である。
- ・ 制度としては理想的だが日本で就職できるかが問題である。
- ・ 日本で就職できる可能性が低いので現実的ではない。

2) 日本語教育施設生

利用したい : 約8割 利用したくない : 約2割

返済を延期することは一般的に学生にとって有利になるため、利用を希望する学生が多数を占めたが、日本での就職機会について、具体的なイメージや情報を持ち合わせていない様子が伺えた。利用を希望しないという立場の代表的な意見は以下の通りである。

- ・ 借金は出来るだけ早く返済したい。
- ・ 在学中でも返済出来る。
- ・ 現実には日本で就職する機会は少ない。
- ・ 就職が出来たとしても日本人と同じ待遇かどうか分からない。

(7) 返済資金を確保するために学業に及ぼす影響

1) 大学・大学院生

影響あり : 約8割 影響なし : 約2割

約8割の学生が月々の返済のために一定のアルバイト時間を確保しなくてはな

らないことで学業に悪影響を及ぼすと答えた。影響はないとした意見には、以下が挙げられる。また、これらの多くは学部生による意見であった。

- ・ 学部生には時間的な余裕がある。
- ・ アルバイトは長期休みにまとめて行うこともできる。
- ・ 毎月の返済義務はむしろ生活に緊張感が出て勉強に集中できる。

2) 日本語教育施設生

影響あり : 約 4 割 影響なし : 約 6 割

日本語教育施設生は学校とアルバイトの両立が比較的容易であることが伺えた。大学生活の具体的イメージが乏しいため、今の状態に照らし合わせた楽観的な意見が多数挙がった。

- ・ 受験勉強とアルバイトの両立も容易ではないが両立できているので、大学でも学業と両立してやって行ける。
- ・ 大学に入れば時給の高い仕事も探しやすい。
- ・ 既に限度一杯、アルバイトをしているのでこれ以上増やすことはあり得ない。

(8) 返済時の学生間の相互協力

1) 大学・大学院生

できると思う : 約 2 割 できないと思う : 約 8 割

本事業からの貸付に際し、仮に出身国や在籍校等でグループを作り、返済に当たってお互い協力し合うことを貸付要件とした場合、これに応じられると考えるか意見を求めた。なお、ここでの協力が意味するものは債務を負う連帯責任とは異なり、返済の途絶えた学生に対して連絡を行う程度のものであるという前提で回答を得た。8 割以上の学生ができない、もしくは応じたくないと回答した。主な理由は以下の通りである。

- ・ お金に関係することでは他人との線引きが必要である。
- ・ 個人の返済能力をより確実に審査出来る方法を考案した方が有効だと考

える。

- ・ より煩雑になるので、むしろ保証人を要求された方が良い。
- ・ 学生同士の間関係も希薄であり、機能しない。
- ・ 本人に直接出頭させる等就学確認の方法を徹底した方が有効である。

一方、応じることができるもしくはやむを得ないとの意見のうち代表的なものは以下の通りである。

- ・ 保証人を徴求しないのであればやむを得ない。
- ・ グループの責任者になる事でインセンティブがあるのなら応じる。
- ・ 2～3人の小人数で同じ出身地域の学生等信頼の置ける友人であれば可能である。

2) 日本語教育施設生

できると思う : 約 1 割弱 できないと思う : ほぼ 10 割

ほぼ 100%の学生ができない、もしくは応じたくないと回答した。主な理由は大学生と同様、面倒な人間関係が発生することを厭うものである。

(9) 返済方法

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

月々の返済方法は、大多数が銀行口座からの自動引落を選んだ。また、引落到抵抗のある者は振込を選択した。さらに、少数ではあるが大学の留学生課に持参して払うことを希望する学生もいた。

- ・ 銀行口座からの自動引落
- ・ コンビニエンスストアでの振込
- ・ 郵便局での振込
- ・ 学校の留学生課へ支払

(10) 開設している銀行口座

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

銀行口座を開設している学生の割合はほぼ 100%。郵便局口座も併せて開設している学生も全体の 20%程度を占めた。

(11) 育英資金の募集媒体

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

育英資金の募集媒体として有効と考えられるものについて回答を得た。

- ・ 大学の国際交流センターや日本語教育施設の掲示板
- ・ 大学のホームページ
- ・ 市・区役所の外国人登録の窓口
- ・ 内外学生センター
- ・ 入学案内のパンフレット
- ・ 留学院・現地の留学情報センター・現地の旅行会社等留学手続代行業者
- ・ 留学生のための大学情報誌
- ・ 現地の高校や大学の掲示板
- ・ 先輩・友人等

大学生、日本語教育施設生共に、学校の掲示板という意見が圧倒的多数であった。インターネットについては、大学生は学校の設備が整っており、頻繁に利用をすることができるが、日本語教育施設にはコンピューター設備が殆ど無く、インターネットを利用する日本語教育施設生は少ないことが判明した。渡日前の情報収集の媒体としては、インターネットが出身国・地域を問わず多く挙げられた。韓国には現地に留学手続き代行業者が数多く存在し、留学生の多くはこうした業者を通して日本語教育施設に関する情報収集をしている。中国の学生によると、現地で入手可能な情報が少ないため、インターネットの利用者が多いとのことである。また、留学生・就学生に見られる特徴として、同じ出身国、地域の者同士のネットワークが発達しており、実際、様々な情報は友人や先輩を通して入手するという学生が数多く見られた。

17.3.2 生活支援について

(1) 生活支援サービスの利用経験及び情報媒体

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

大学生、日本語教育施設生共に、生活支援サービスは利用したことが無いという意見が過半数を超えた。これについては、インタビューを通し、以下の理由が明らかになった。

- ・ 来日時は入学先の日本語教育施設が宿舍・住居を手配する。
- ・ 就学生という立場では、内外学生センターを含め利用できるサービスが少ない。
- ・ 日本語を習得し、人間関係を含めた生活基盤が確立されると先輩、友人による情報が活用できる。

多くの学生から指摘された意見として挙げられるのは、支援が必要なのは、日本語のコミュニケーション能力が不十分である来日直後であるが、仮にそうしたサービスが民間団体や地方公共団体から提供されていたとしても、掲示板の情報は日本語によるものが多い。母国語での電話の問合せが可能であればより有効であるという点である。また、内外学生センターを利用した経験のある学生は留学生のうち3割弱を占めたが、このサービスの対象を就学生にも拡大して欲しいという希望は大学生、日本語教育施設生双方から聞かれた。

情報入手の手段について、大学生にとっては留学生センターのような窓口、センターにより配布される留学生活ハンドブック等、留学生に対する情報が一本化され利用しやすい一方、日本語教育施設生からは総じて情報が少ないとの意見が挙がった。

(2) 日常生活・学校生活において困った点

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

来日後、日常生活・学校生活において困った事を具体的に挙げてもらった。ほぼ全ての意見は以下の7つに集約出来る。それぞれ代表的な意見を列挙した。

(a) 保証人

- ・ 住宅の賃貸借契約時に日本人の保証人を求められる。

- ・ アルバイト先の社員に保証人になってもらっているのでアルバイトを変えられない。
- ・ 在日期间を通して依頼できる保証人がなかなかいない。

(b) 経済的な困難

- ・ 仕送り途絶により学費を滞納してしまった。
- ・ 自活しているので毎月のやりくりが大変。これを理由に挫折しそうになったことが何度もある。
- ・ アルバイトを複数掛け持ちしても学費の納入に間に合わなかった。

(c) 敷金・礼金等の商慣習を含めた住宅事情

- ・ 外国人の入居が可能な物件は劣悪なものが多い。
- ・ 敷金・礼金が高額過ぎる。

(d) アルバイト

- ・ 日本語でのコミュニケーションに問題がないのにアルバイトを断られる。
- ・ アルバイトが忙しく、大学の活動に参加できないこともある。
- ・ 来日初期の半年間は日本語ができずアルバイトを見つけることができなかった。

(e) 学業・進学

- ・ 日本語教育施設の認定基準が学生にとってはあいまいである。学校の質に格差がありすぎる。
- ・ 大学入試に関する情報が乏しい。(偏差値のような)客観的な指標も無いので進学先の選定に悩む。

(f) 就学ビザに付随する制限

- ・ 定期券の学割が適用されない。

- ・ 就学生対象の奨学金が少ない。

(g) 差別・偏見・異文化の問題

- ・ 就学生は不法就労者であるかというような偏見が根強い。
- ・ 日本人とのコミュニケーションが難しい。

最多の意見が挙げた保証人については、各人アルバイト先の社員や指導教官に依頼している様子であるが、内外学生センターの留学生住宅総合補償の制度を利用している留学生も居た。その他特筆すべき多数意見は就学生に定期券の学割が適用されない点であった。

(4) 必要な生活支援サービス

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

就学生・留学生が必要と考える生活支援サービスについて意見を得た。結果的に大多数の意見が (3)で挙げられた生活上の問題点の解決策として提示された。

- ・ 低賃料の住宅・寮の紹介
- ・ 保証人サービス
- ・ 留学生向けのアルバイト紹介
- ・ 進学相談サービス
- ・ 就学生を対象とした生活支援サービス、学割の適用
- ・ 日本人との交流機会

17.4 受入教育機関へのインタビュー調査の結果

受入教育機関に対するインタビューの結果は以下の通りである。学校毎の回答の詳細については、日本語教育施設を Appendix F-3、大学・大学院を Appendix F-4 に示した。

17.4.1 受入体制：施設・組織

(1) 在学数、卒業数、中途退学数

1) 大学・大学院（対象 19 校）

各校の在籍数は Appendix F-4 の通りである。退学者数については正確な統計を取っていない学校も含まれるが、留学生数の2～5%前後の学校が大多数を占めた。退学の理由についても学校側が正確に把握することは難しいが、主な理由として学業意欲の減退、精神的理由、授業料未納による除籍が挙げられた。授業料未納による除籍者はアジア通貨危機後増加したとの声も聞かれた。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

各校の在籍数は Appendix F-3 に示した。日本語教育施設は実質、就学生の入国審査の一部を担っていることから、中途退学者数を抑え、本来の目的以外の不法な入国者を排除する事に特段の努力が払われている。インタビューを行った教育施設の中途退学率は以下の通りとなったが、5%以内に抑える事を目標に、人物審査を行っている。中途退学者の中には、そうした悪意の学生も若干含まれるが、学業不振等により途中で進路を変更する者も居るとのことである。

- ・ 5%未満 : 5 / 10 校
- ・ 5～10%未満 : 3 / 10 校
- ・ 10%以上 : 2 / 10 校

(2) 留学生センター等の専門窓口の有無

1) 大学・大学院（対象 19 校）

留学生数に応じ、様々な設置形態が見られた。留学生数の少ない大学（200 名未満）及びキャンパスが複数に別れている大学では、学生課に1～2名の留学生担当者を配置しているところが多い。また、留学生数の多い大学（200 名以上）では、日本人学生の送り出しも併せた国際センター等の専門窓口をもち、専任職員5～10名配置しているところが多かった。

国立大学の中には、留学生窓口は国費留学生の受入のみを扱い、私費留学生については学部毎で管理しているという大学もあった。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

インタビューを行った在籍学生数 200～700 名規模の施設では5～10名で事務局を運営しているケースが多かった。

(3) 留学生寮の有無

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : あり 8 / 8 校
- ・ 私立大学 : あり 4 / 11 校

国公立大学は留学生寮を持っており、収容人数は在籍留学生数の 10～40% の範囲であった。入寮基準を国費留学生優先とする大学、私費留学生優先とする大学と様々である。私立大学は留学生専用寮を有する大学は少数で、一般学生と同様に利用させている大学を入れても 4 割に満たなかった。学生側からの要望も強いことから、私立大学の中には、寮設置を課題の一つとしている大学もあった。平成 14 年度より開始する渡日前試験の導入に当たっても、寮が重要な課題となるとの声も聞かれた。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ あり : 10 / 10 校

民間の寮との提携や借上げ住宅も含め、全ての学校で寮の用意がある。日本語教育施設は新規に入国する就学生の在留資格の取得代行等、入国に関する手続きを一手に引き受けることとなるため、新規入学者へは寮の手配も併せて受入を行う。学生は通常入学後半年程度以内に各自賃貸住宅等を探すという。

(4) 海外窓口有無・海外募集媒体

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : あり 0 / 8 校
- ・ 私立大学 : あり 2 / 11 校

国公立大学・私立大学とも、海外の募集窓口のある大学は 2 校のみであった。ただし、全ての大学で海外提携校を持っている。私立大学は（財）日本国際教育協会の主催する留学フェアに出展している大学も多く見られた。平成 14 年度より導入される日本留学試験に対応すべく、多くの学校で海外募集体制の見直しが図られている様子である。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 現地事務所あり : 3 / 10 校
- ・ 代理店（エージェント）利用 : 8 / 10 校
- ・ 提携校・姉妹校利用 : 2 / 10 校（複数回答）

中国・韓国共に、エージェントや留学院とよばれる代理店があり、学生の募集はこうした代理店を利用しているケースが多い。又、卒業生による紹介や、特定の地域に縁故がある等、人的ネットワークを通じた募集活動も多いのが特徴的である。

17.4.2 受入体制：制度

(1) 入学試験・入学審査方法

1) 大学・大学院（対象 19 校）

入学審査方法については、非常に多様化している。日本語能力試験・私費外国人統一試験を利用あるいは応募の条件としている学校が 11 校である。この 2 試験のみで審査する大学は少数であるが、この 2 試験のみで受験の出来る方式は近年受験者が殺到する傾向にある。過半数を超える大学で面接も課している。入学審査方法も日本留学試験の導入で各校対応を検討中である。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

日本語教育施設は、現在実質的には入国管理業務の一部を担っているに等しく、独自の審査により入国適格と判断した結果、行方不明者や就学状況の悪い学生を入学させてしまうと、ペナルティとしてその後当該日本語教育施設からのビザの申請が困難となる。経営上のリスクをかけて行う入学審査には全ての教育施設が独自のノウハウを駆使し、緻密な審査を行っている。審査方法は国・地域毎に方法を変えるばかりではなく、過去の実績に基づき特定の地域の出身者を避ける等、様々な方法が取られている。入国審査に堪え得る書類のチェック、残高証明等を用いた経済力の証明、本人の面接が通常の審査方法である。一部では、韓国の学生の審査については、書類のみで行うか、あるいは面接を現地の代理店に任せている。一方、徹底した面接を行う場合は学院の責任者が現地に赴き支弁者の面接、家庭訪問も行っている。

(2) 奨学金制度

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : 大学独自の奨学金制度 あり 1 / 8 校
- ・ 私立大学 : 大学独自の奨学金制度 あり 9 / 11 校

各大学の奨学金の種類は、国立大学では授業料免除制度、私立大学では授業料減免制度、私費外国人留学生学習奨励費、学校独自の奨学金制度等がある。民間団体の奨学金も大学で選考を行っている。奨学金について挙げられた意見は以下の通りである。

- ・ 授業料減免制度は交付額が年々減少している為、減免実施額との差額を大学が負担している。
- ・ 授業料減免制度は交付額が年々減少しているが、大学側の負担はしない方針に決めた。
- ・ 民間の奨学金は対象年齢に制限のあるものが多いので、35 歳以上に優先的に給付する独自の奨学金制度を設けている。
- ・ 民間の奨学金の選考を大学で行っているが、枠が年々減っており、推薦をしても該当者が出ない事もある。
- ・ 授業料免除対象を日本人学生と同様の方法で選ぶようになったが、経済状況の良くない学生を優先するとどうしても留学生の対象者が多くなる。日本人学生の経済状況も悪化している事から、批判も強まっている。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 学習奨励費以外の奨学金制度 あり : 6 / 10 校

インタビューはいずれも在籍数の多い教育施設が対象であるため、進学者数で給付人数の決まる文部科学省の学習奨励費は各校数名の受給資格者がいる。日本語教育施設で特徴的なのは、学校教育法上専修学校、各種学校と位置づけられるものとそれ以外では受給できる奨学金の種類が大きく異なる事である。インタビュー対象校のうち専修学校、各種学校と位置づけられる学校では、地方自治体の奨学金等も含め、学生の 20% 程度が何らかの奨学金を受けている。一方、就学生を対象とした奨学金は、学習奨励費の他は学校独自の奨学金制度となるが、こうした制度を持っている教育施設は 3 校でこれも受給人数や期間が限定的な制度であった。

(3) TA（ティーチング アシスタント）/ RA（リサーチアシスタント）制度の有無（大学・大学院のみ）

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : あり 5 / 8 校
- ・ 私立大学 : あり 7 / 11 校

制度のある大学も条件・利用状況等日本人学生と同様である。TA・RAに限らず、学生の学内アルバイトニーズは高い。

(4) 住居の紹介

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 大学厚生課・生協等 : 9 / 19 校
- ・ 内外学生センターを紹介 : 12 / 19 校
- ・ 留学生支援企業協力推進協会・社員寮入寮プログラムの利用 : 4 / 19 校（複数回答）

留学生に対しては内外学生センターを紹介している学校が多い。大学の厚生課や生協による民間アパートの斡旋は一般学生と同一のものである。留学生支援企業協力推進協会が企業の遊休社宅等を留学生へ開放するというプログラムを行っており、これを利用している大学もあった。しかし、内外学生センターも含め、留学生入居に家主の理解があり、かつ低価格の賃貸住宅の供給量は絶対的に少なく、中には生協の不動産部を通し、地元の家主に掛け合っているという大学もあった。留学生が抱える日常生活上の大きな問題ともいえる賃貸住宅入居の際の保証人については、内外学生センターで留学生住宅総合補償に加入した学生には大学が連帯保証人となっている。しかし、この制度も保証人補償額が上限 30 万円であることから、すべての大学が機関保証を行っている訳ではない。この制度を補完するかたちで、京都地域の大学ではコンソーシアムを作り機関保証している。福岡地域でも福岡国際交流協会が住宅保証制度を行っている。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 民間の賃貸住宅の紹介 : あり 3 / 10 校
- ・ 連帯保証の付与 : あり 4 / 10 校

前述の提携寮以外の住宅紹介については、3 校が民間不動産会社と提携し、紹介を行っている。連帯保証は 4 校が学校又は教育施設の経営母体として行っている。

るが、これには学生の出席率が一定以上という条件のみを設けているところや、出席率の他に、預り金と手数料を徴収している場合もある。保証会社を利用させている学校もあった。

(5) ホームステイの紹介

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ あり : 4 / 19 校

大多数の学校がホームステイの紹介はしていない。あっても短期の交換留学生を対象としている。制度があるとの回答を得た学校についてもホスト・ファミリーが募集をしても集まらない、英語圏以外の学生の受入希望が少ない、短期のホームステイのみの紹介に留まっている等、利用状況も限定的である。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ あり : 2 / 10 校

専修学校である 2 校がホームステイの制度を持っていた。ただし、長期のものではない。

(6) アルバイトの紹介

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ あり : 15 / 19 校

紹介を何らかの形でアルバイト紹介を行っている大学が大多数であるが、その殆どが学生課などで一般学生と同一の形で行っている。留学生によるこうした求人利用は少ない。内外学生センターの利用を薦めている大学もあった。語学講師等、留学生向けのアルバイトの求人も数が限られている。企業からの求人をもとにした、アルバイト紹介の制度が整っている大学は 1 校のみであった。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ あり : 0 / 10 校

学校へ来た求人広告の掲示程度は行っている教育施設もあるが、過去に斡旋を業として行った日本語教育施設が存在した問題があり、入国管理局の指導も厳しく、トラブルを避けてアルバイトの紹介はどこも行っていない。学生も殆どが友

人や知人を介して探すという。

(7) カウンセリングサービスの有無

1) 大学・大学院（対象 19 校）

すべての学校が学内でカウンセリングを実施している。精神衛生的なカウンセリングは一般学生と同様に行っている学校が多い。留学生の日常の相談は、留学生課等の職員が対応するケースが多いが、留学生課等で、異文化に通じた専門のカウンセラー、或いは教授を特別に採用している学校は 5 校あり、うち 1 校は母国語で相談可能な外国人カウンセラーを採用している。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

クラス制の授業形式や、必要出席日数が高いことから、日本語教育施設の職員・教員と生徒の関係は密接なものであろうと伺えるが、カウンセリングと銘打つまでも無く、学生は相談があれば担任の教師や事務局の職員に持ち掛けている様子である。また、日本語教育施設には、中国・韓国等、在籍学生の多い国・地域出身のスタッフ、あるいはその言語を理解する職員がおり、母国語での相談も可能な環境にある。

(8) 学習・研究補助（チューター制度等）の有無（大学・大学院のみ）

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : あり 8 / 8 校
- ・ 私立大学 : あり 4 / 11 校

私立大学では、チューター制度の有る大学は半数に満たなかった。補助金から賄われる国費留学生を対象とした制度から、私費留学生にも対象を広げるべく検討中の大学もあった。制度のある学校も近年ニーズに応じて拡充しつつある。

(9) 留学生を対象とした就職指導・国内就職状況 / 進学指導

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 国公立大学 : あり 0 / 8 校
- ・ 私立大学 : あり 3 / 11 校

就職課に留学生担当を置いている大学は私立大学に3校あった。留学生の進路は正確な統計が乏しいが、総合大学を卒業したの留学生の、国内就職率は10～20%程度である。理系の大学院生は研究室の指導教官の推薦等により就職状況も良好との声もあったが、同時に博士課程の学生は帰国する率も高い。特に国公立大学では就職指導について今後取り組まねばならない課題との見方が多かった。

2) 日本語教育施設（対象10校）

大学進学の前備校的な位置づけとなっている日本語教育施設では、進学指導がそのカリキュラムに組み込まれている。4月入学の大学に照準を合わせたコースでは、前年度の夏頃から進路指導が開始されるようである。なお、日本語教育施設を卒業し、日本で就職をする学生はほとんどいない。

17.4.3 育英資金のニーズ

(1) 本事業への参加・学生への制度の周知

1) 大学・大学院（対象19校）

- ・ 制度利用希望・学生への周知可能 : 8 / 19 校
- ・ 制度に賛同出来ない : 9 / 19 校
- ・ 検討が必要 : 2 / 19 校

本制度について肯定的な意見の代表は、給付型の奨学金の受給機会も減少し、経済的理由より学業を中断する学生も後を絶たないことから、そうした学生の救済策として利用できないかという主旨のものであった。

- ・ 進学の支援と併せて、仕送り途絶等で授業料が支払えなくなった学生も利用できる制度が望ましい。
- ・ 学費支払い困難な学生のために応急貸付制度を設けている。こうした制度は綿密な返済計画を学生と共に立てるため、貸倒は皆無に近い。
- ・ 一時的な資金需要へは内外学生センターの貸付金を利用させている。

否定的な意見には以下の様に、在学中の返済義務と育英という主旨がそぐわない制度悪用の危険性があるといった意見と貸倒が生じた際の学校側の責任問題、事務負担等が挙げられた。

- ・ 学生への返済苦悩等、余計な負担がかかる。
- ・ 借金による就学機会の獲得は不健全である。
- ・ 返済の滞りが懸念される。
- ・ 悪意の学生が巧みに利用出来る。
- ・ 学校への事務負担がかかる。

また、検討が必要と回答した学校は、貸付となると大学全体の審議を通さずには結論を出せない、という理由であった。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 制度を利用したい : 9 / 10 校
- ・ 利用を希望しない : 1 / 10 校

ほとんどの日本語教育施設では本制度利用に積極的であった。就学生を対象とした奨学金が絶対的に少ない事から、そうした制度が増えれば学生のモチベーションが高まるとの意見が多く挙がった。

(2) 本事業への学生推薦の可能性

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 推薦可能 : 8 / 19 校
- ・ 推薦不可能 : 6 / 19 校
- ・ 検討が必要 : 5 / 19 校

制度導入に積極的な姿勢を示した大学は推薦も可能であるとした。

- ・ 民間の奨学金も留学生課で選考を行っているので、同様の方法で推薦は可能だと思う。
- ・ 人物の評価は指導教官が行う方が良い。
- ・ 10～20 名程度であれば審査が可能だと思う。

一方、推薦不可もしくは検討が必要との回答は貸倒時の学校の責任問題に係る意見が大多数である。

- ・ 学業成績と返済確度は別だと考える。返済が出来る学生となると選考基準が分からない。
- ・ 貸倒れたときの責任を負えない。
- ・ 貸付けた学生の管理にもコストがかかる。

また、検討が必要と回答した理由は以下のとおり。

- ・ 貸付となると大学全体の審議を通さずには結論を出せない。
- ・ 大学に課せられる負担や責任の度合いによる。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 推薦可能 : 9 / 10 校
- ・ 推薦不可能 : 1 / 10 校

大学と異なり、日本語教育施設は在学期間中、学生の素行迄把握することが可能であり、推薦についても人物面で確かな人選を行えるとのことであった。

- ・ 学生の状況を把握しているので人物の判断はできる。但し卒業後は保証できない。
- ・ 10～20 名程度であれば確かな人物は選べる。

また、推薦不可能と回答した理由は、給付の奨学金に洩れた学生が対象になるはずだから、成績や就学態度の面で自信を持って推薦することはできないとのことだった。

(3) 返済にあたっての保証

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 保証可能 : 0 / 19 校

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 保証可能 : 0 / 10 校

貸付金の債務保証は大学・大学院、日本語教育施設を含め全ての教育機関から不可能もしくは学校全体の方針に係るため、審議が必要という回答を得た。連帯保証については住宅の賃貸借契約時に既に述べた通り一部条件付きで行っている学校があるものの、金銭消費貸借の連帯保証は過去に前例がない。

(4) 留学生・就学生に対する貸付制度の現状

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 学校が行っている : 3 / 19 校
- ・ 同窓会・後援会が行っている : 2 / 19 校

貸付制度自体が存在しても運用上、留学生に利用させていないという学校も数校あった。留学生を対象とした貸付制度は以下の様なものである。

- ・ 学費未納を理由とした除籍者を減らすため、学費納入時に応急的に貸付を行っている。仕送り途絶者等が利用している。20～30 万円の貸付を行い、基本的に 1 年で返済させる。貸倒はゼロである。
- ・ 緊急時に 5 万円の融資を行っている。返済は 3 ヶ月間。
- ・ アジア通貨危機の際に授業料の支払いが滞った学生に 40 万円程度を貸与。貸倒若干数。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 行っている : 0 / 10 校

ただし、例外的に授業料の滞納を認めるケース、教員職員が個人的に貸すケースがあった。